

石油流通における現状と課題について

平成26年6月
資源エネルギー庁

目次

1. 石油流通全般の現状について・・・・・・・・・・・・・・・・	p3
2. 石油製品市場の現状と課題について・・・・・・・・	p17
3. 仕切価格決定方式をめぐる現状について・・・・・・・・	p32
4. 石油製品の品質確保に向けた取組について・・・・・・	p43
5. SS過疎地における安定供給の確保について・・・・	p59
6. これからのSSのあり方について・・・・・・・・・・・・・・・・	p75

1. 石油流通全般の現状について

石油流通全般の現状

概況

○ガソリンや灯油をはじめとした石油製品の国内需要は、少子高齢化や自動車の燃費改善などの構造的要因を背景に、年々減少して推移することが見込まれている。【p5】

○近年のガソリン小売価格は、原油価格の高止まり等によって、平成21年以降、上昇傾向で推移。こうした中、精製・販売ともに原油コストの変動分を卸・小売価格に転嫁しきれず、ガソリンマージン(粗利)は低い水準にある。なお、本年4月1日の消費税率引き上げ時においては、各SSで当該引き上げ相当分が概ね小売価格へ転嫁されたと見られる。【p6-10】

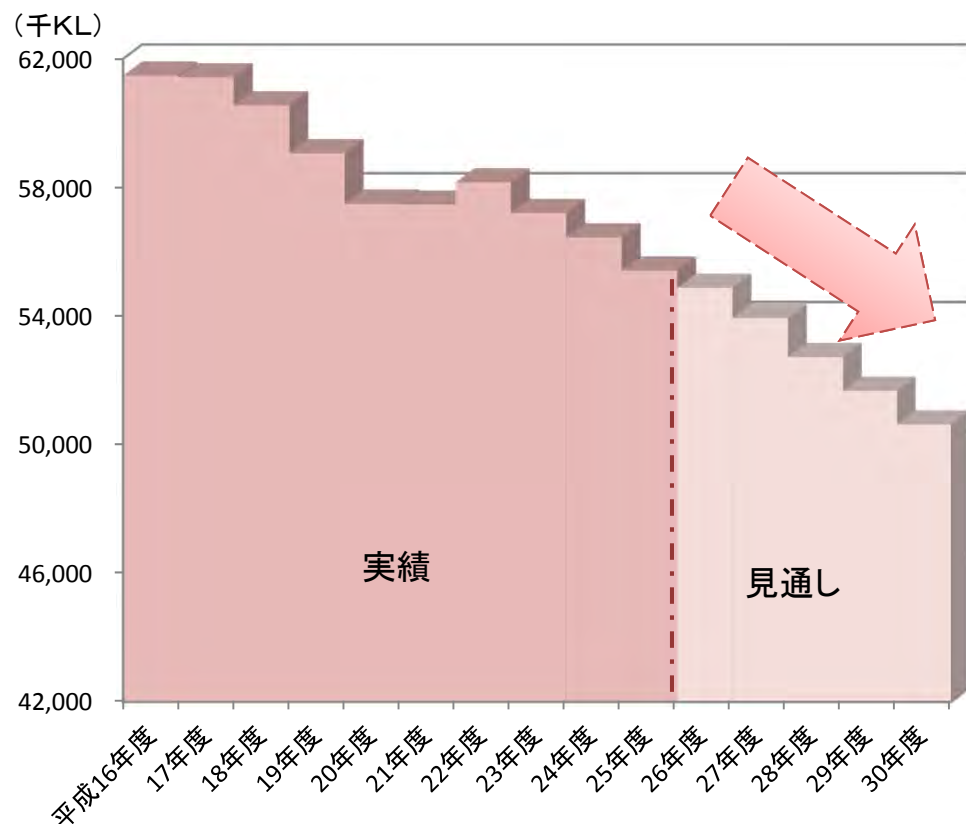
○サービスステーション(SS)においても、年々全国的にSS数が減少。販売量の減少、それに伴う収益の悪化、さらには消防法改正による地下タンク改修の義務化などの要因により、経営環境が厳しさを増していることが背景。加えて、施設の老朽化、後継者難等の個々の課題も存在。一方、セルフSS数は増加傾向で推移。【p11-15】

○また、SS数の減少も歯止めがかからず、年々SSの過疎地が増加している状況。【p16】

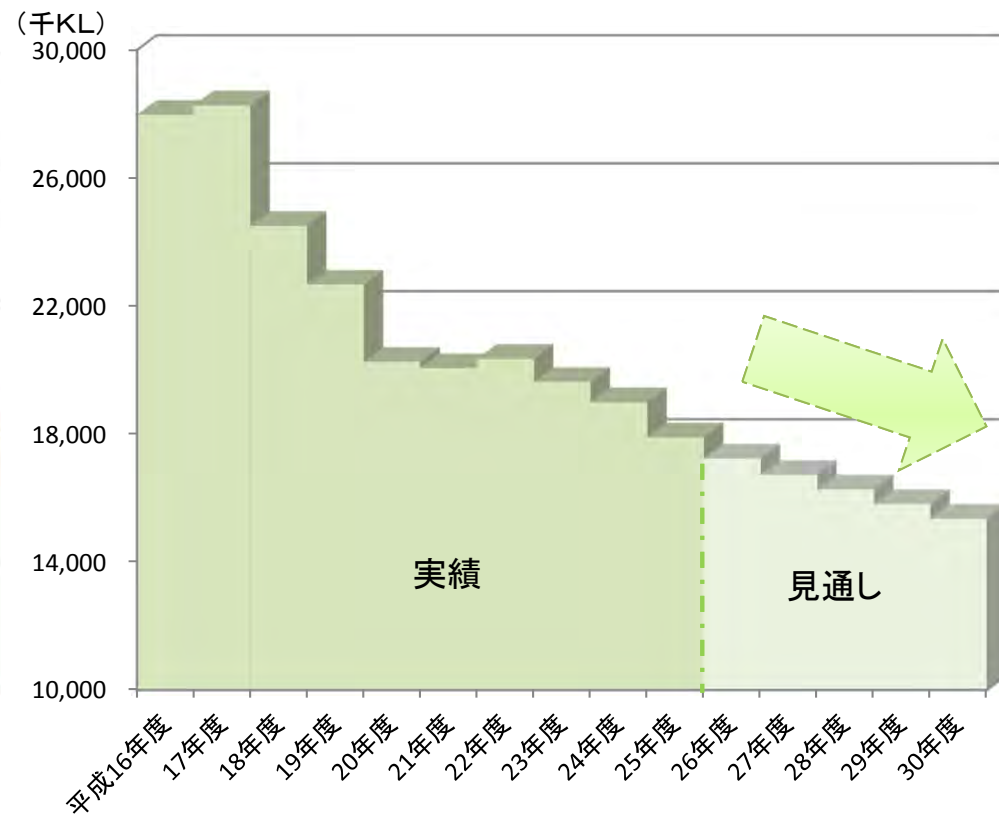
石油製品の需要動向

- ガソリン需要量は、平成16年度をピークとして年々減少している。平成25年度実績では、平成16年度と比較して約1割の減少となっている。今後は、燃費改善等による構造的な要因を背景として年平均▲2.0%程度で減少すると見込まれる。
- 灯油需要量は、住宅の電化やガス化等を背景として減少している。今後も、同様の傾向が続くものとみられ、年平均▲3.3%程度で減少すると見込まれる。

【ガソリン需要実績と今後の見通し】



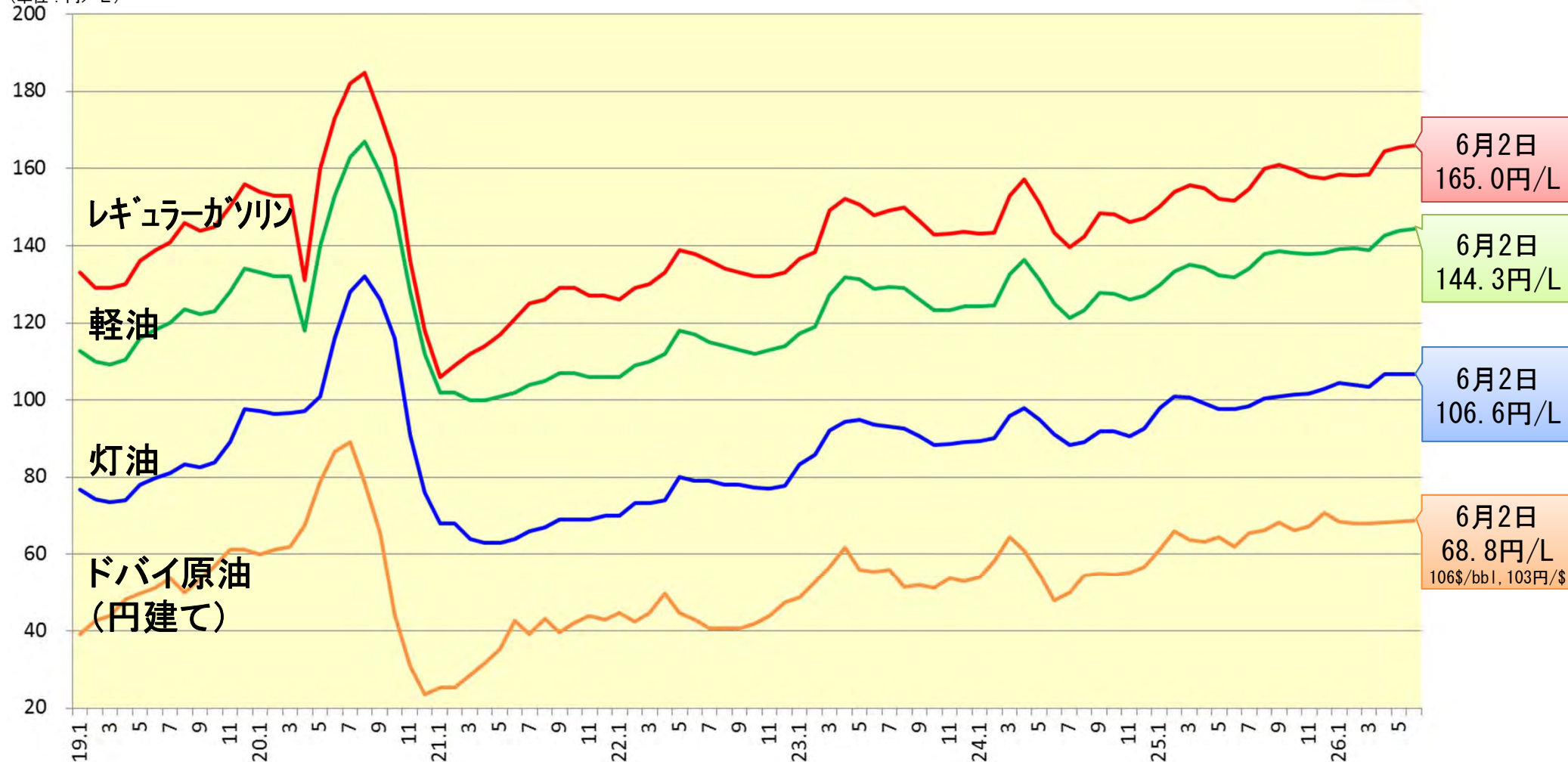
【灯油需要実績と今後の見通し】



国内の石油製品・原油価格の推移(平成19年～)

- 原油価格は、世界の経済・石油需給の動向などに影響を受け変動している。国内の石油製品小売価格は、原油コストを踏まえつつ、油種ごとの需給の状況や競争環境等も反映した形で市場の中で決定されている。
- 近年の小売価格は、原油価格の上昇・高止まり等を背景として、平成21年以降上昇傾向で推移している。

(単位：円/L)

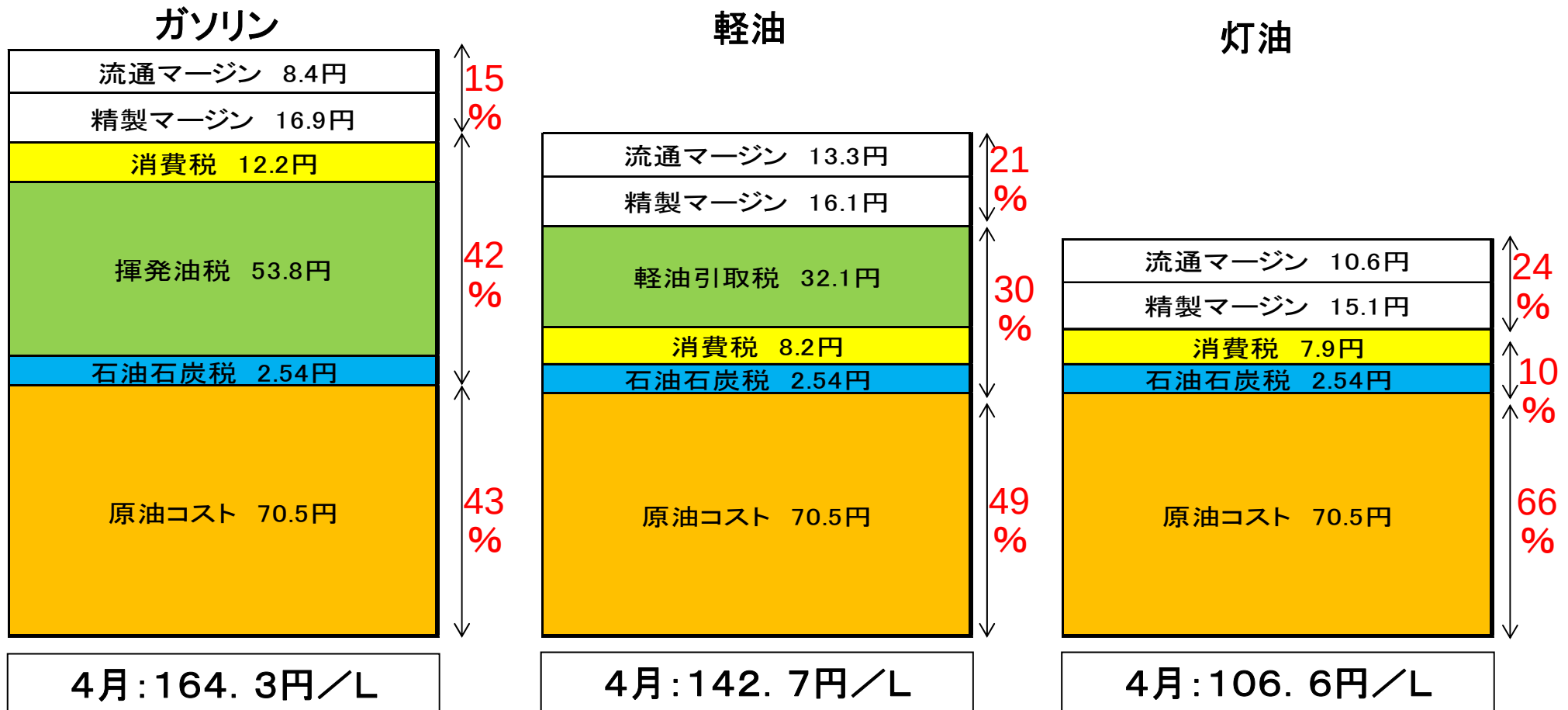


(出典) レギュラーガソリン、軽油、灯油 (店頭) : 「石油製品価格モニタリング調査」

ドバイ原油 : 日本経済新聞社調べ等

石油製品小売価格の構成

- ガソリン小売価格は、原油コストが43%、揮発油税等の税金が42%と2つの要素で80%以上を占めている。
- 軽油・灯油小売価格もほぼ同様であり、精製・流通ともに限られた中でマージンを確保しなければならない状況にある。



※平成26年4月の全国平均SS店頭小売価格、卸価格、原油CIF価格を基に作成。

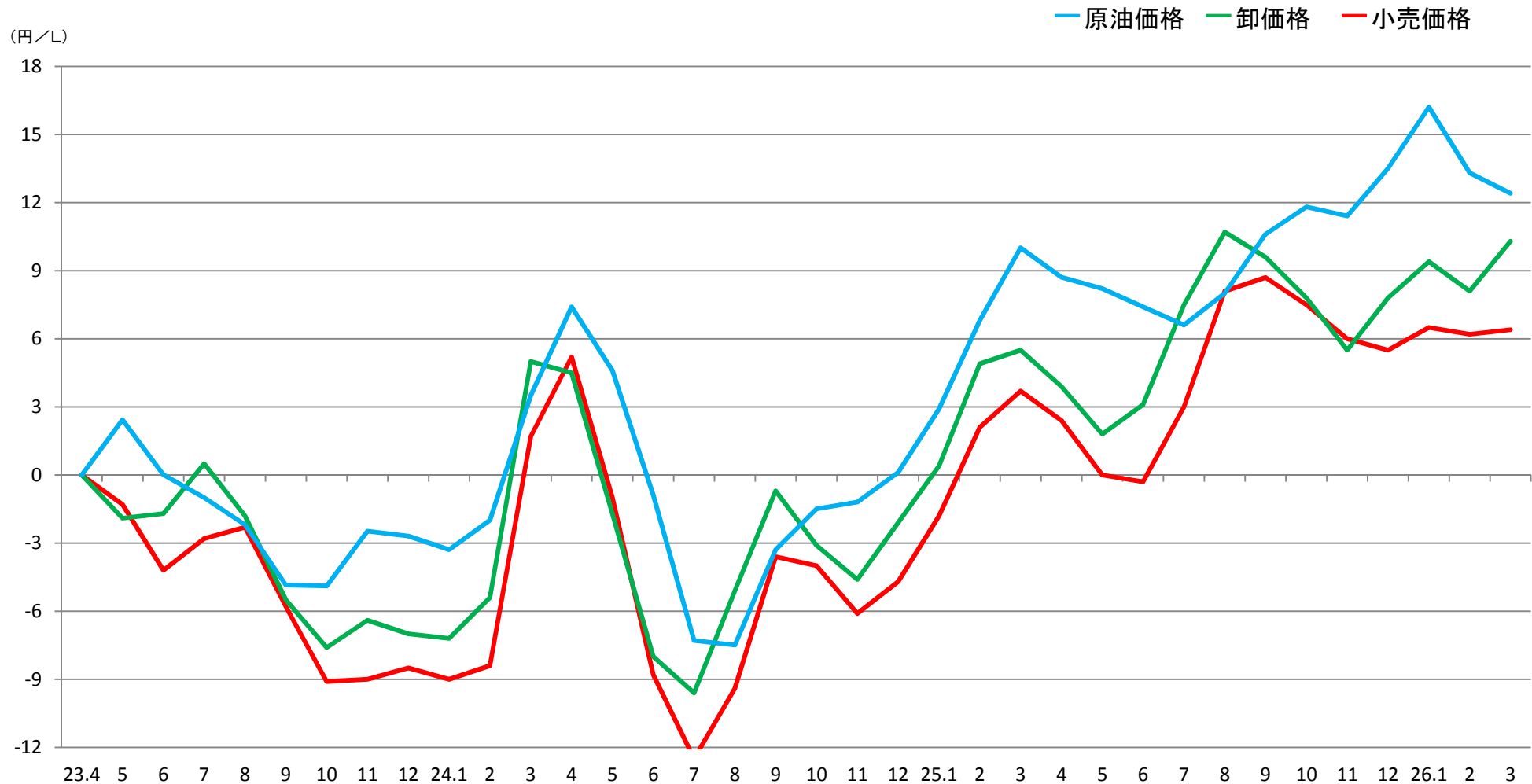
流通マージン: 販売管理費 + マージン (消費税抜小売価格 - 卸価格にて算出)

精製マージン: 精製費 + 備蓄費 + 販売管理費 + マージン (税抜卸価格 - 原油コストにて算出)

(出所) 小売価格、卸価格: 資源エネルギー庁「石油製品価格モニタリング調査」、原油コスト: 原油CIF価格(財務省「貿易統計」)

(参考) 原油価格とガソリン小売・卸価格の推移

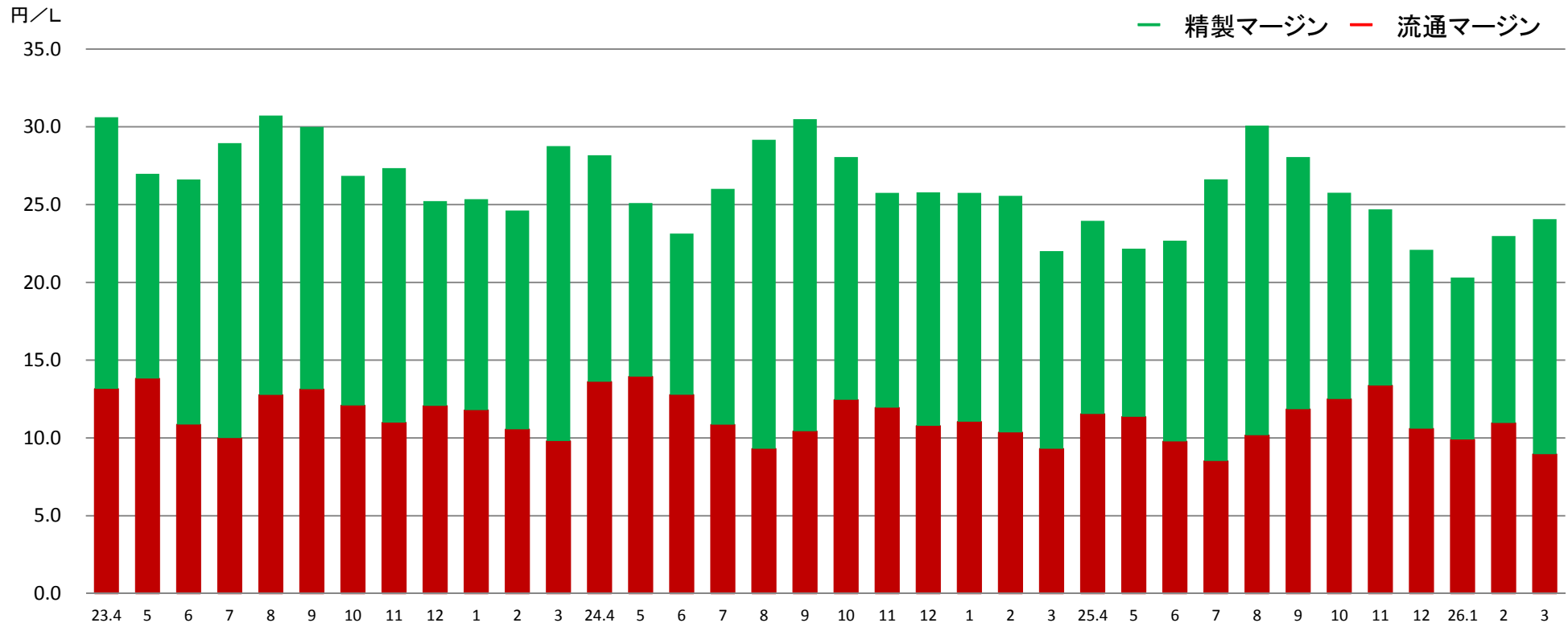
○平成23年度以降、ガソリン小売価格は、卸価格の変動幅を反映できない状況が続いている。他方、卸価格も原油価格の変動分を反映できていない。



※平成23年4月を0とし、各月の変動幅を積み上げ
 (出所)財務省「貿易統計」、資源エネルギー庁「石油製品価格モニタリング調査」

(参考)ガソリンマージン(粗利)の推移

○平成25年度のガソリンマージン(粗利)は、精製・販売ともに、平成23年度以降、最も低い水準となっている。

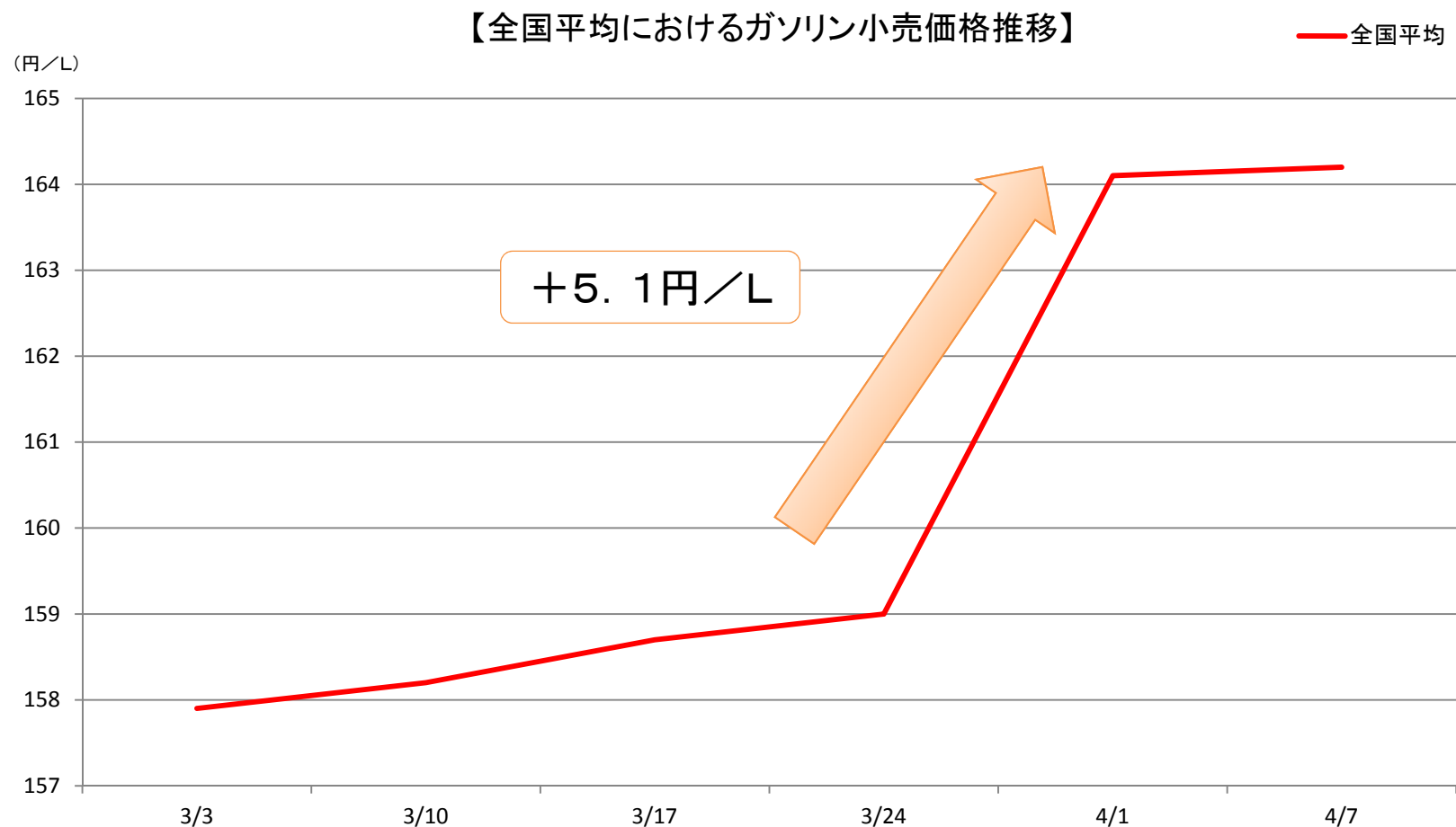


年度	精製マージン	流通マージン
平成23年度	15.9	11.8
平成24年度	14.9	11.4
平成25年度	13.7	10.8

※精製マージン: 卸価格－原油CIF価格－石油諸税、流通マージン: 小売価格－卸価格－消費税であり、固定費や変動費を含む
(出所) 資源エネルギー庁「石油製品価格モニタリング調査」、財務省「貿易統計」等から資源エネルギー庁作成

(参考)消費税率引き上げによる石油製品価格への転嫁状況

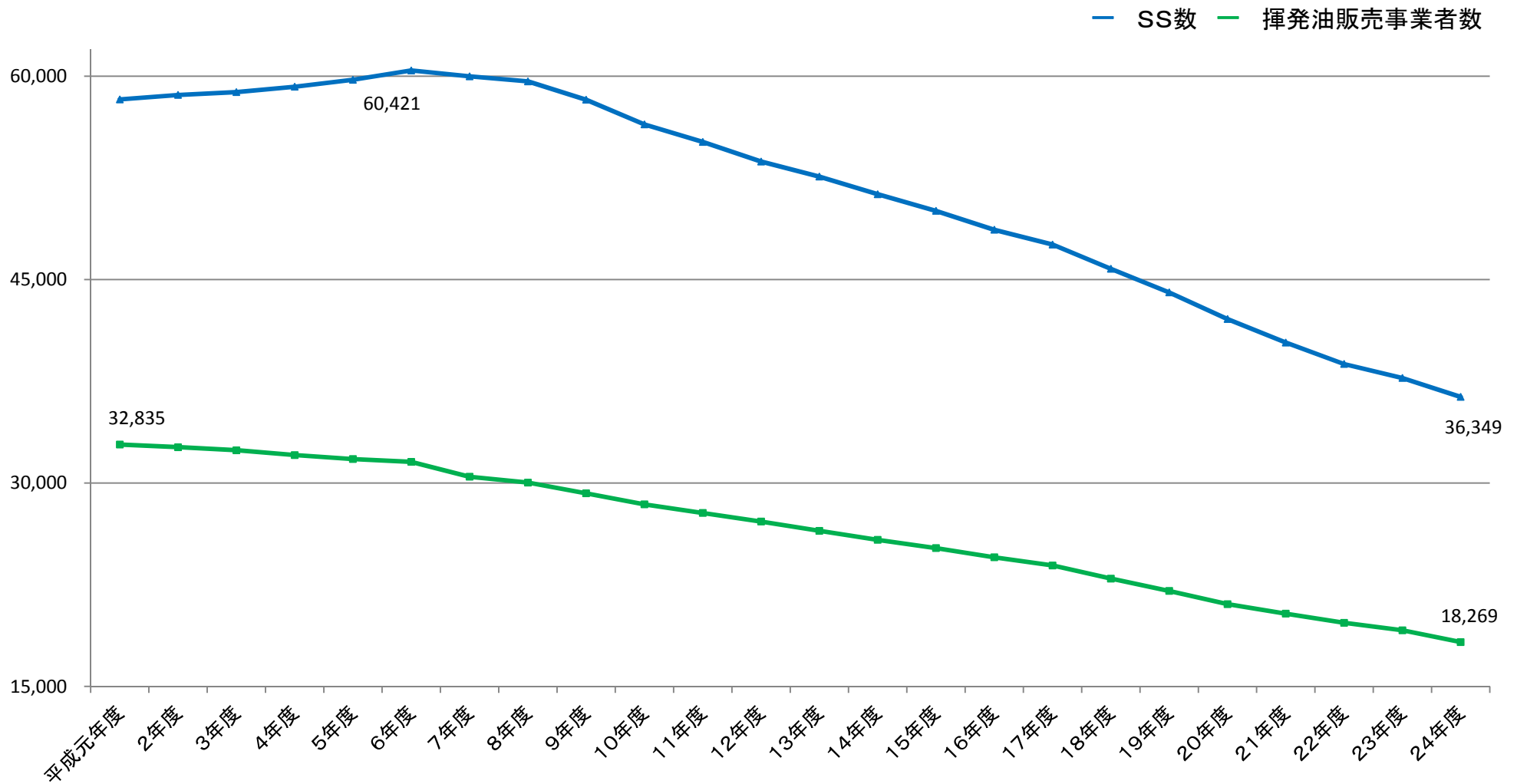
- 4月1日時点の全国平均ガソリン小売価格は、前週比+5.1円/L値上がりの164.1円/Lとなり、概ね消費税率引き上げ分が小売価格へ転嫁されたと見られる。
- 3月31日まで駆け込み需要があったことから、在庫切れによって一時的に閉めたSSも一部存在したが、概ね総額表示となっている表示方法を含め、総じて特段の混乱無く対処できたと見られる。



(出所)資源エネルギー庁「石油製品価格モニタリング事業」

SS・揮発油販売業者数の推移

- 全国のSS数は平成6年度末をピークにその後減少傾向で推移。
- 平成24年度末時点で36,349SSと平成6年度と比較すると約40%の減少となっている。

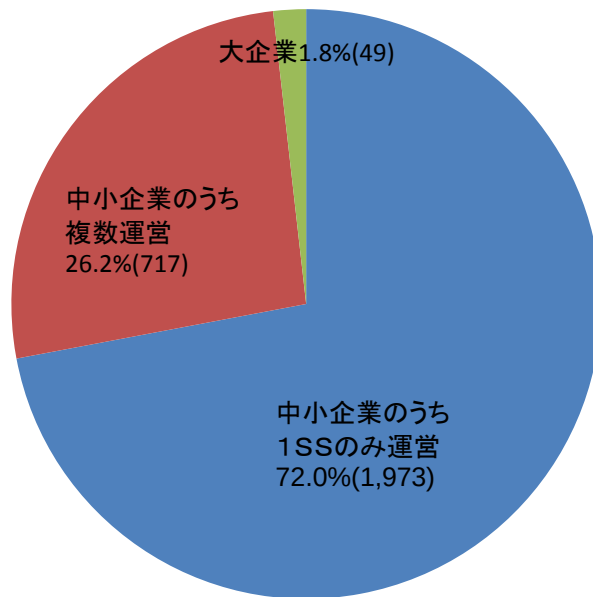


(出所)資源エネルギー庁

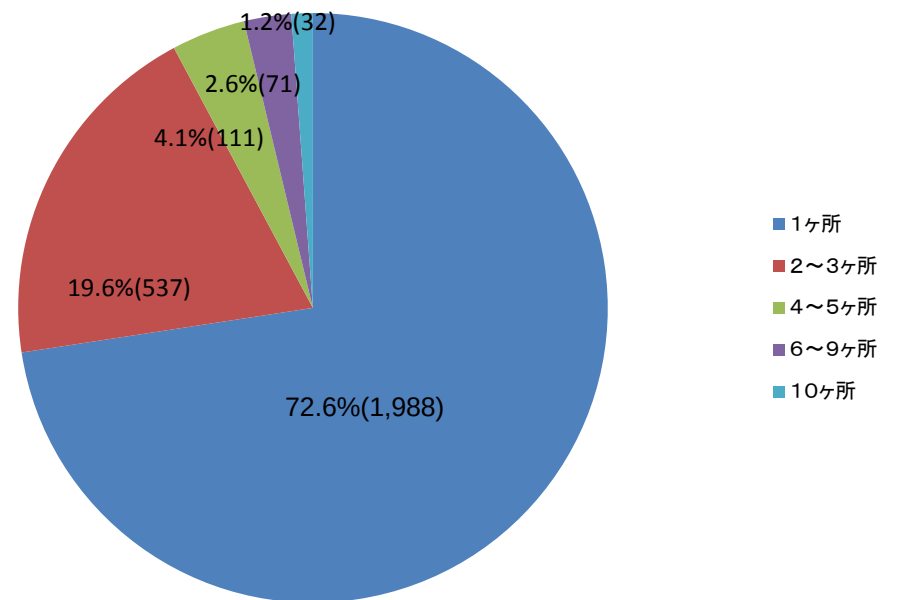
石油販売業者の概要①

○石油販売業者の約98%は中小企業となっており、7割を超える事業者は1SSのみ運営する中小零細企業がほとんどを占めている。

【中小企業と大企業の比率】



【運営給油所数】

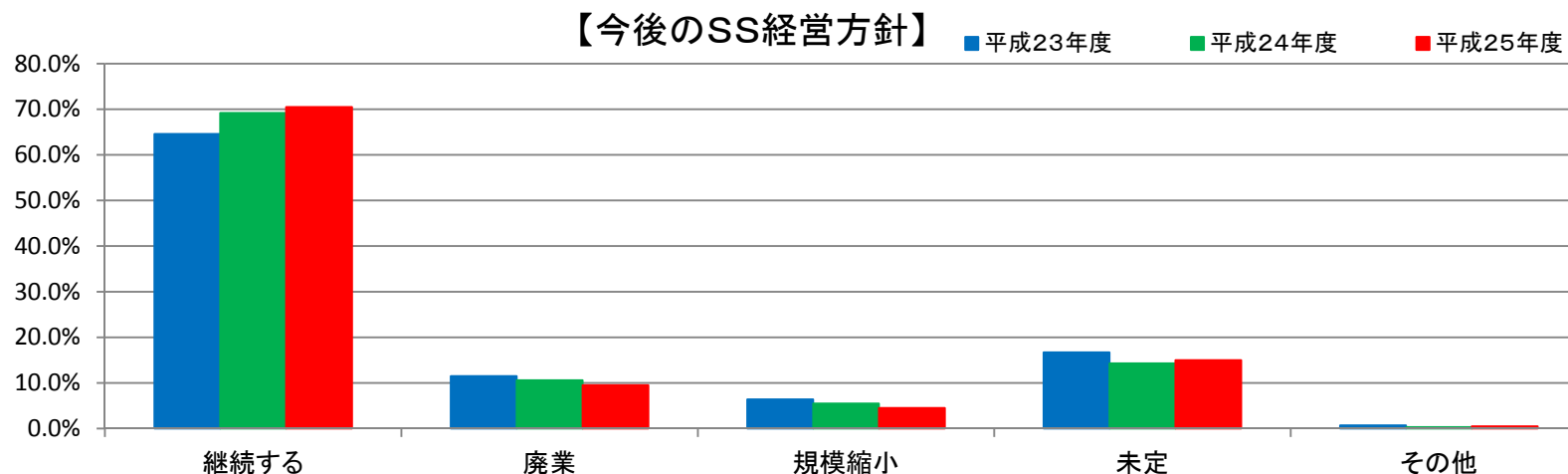


※調査回答数は2,739社、()内は企業数

(出所)一般社団法人全国石油協会「平成25年度調査石油製品販売業経営実態調査報告書」

石油販売業者の概要②

- 近年では、今後のSSの経営方針として10%程度の事業者が廃業を検討していると回答している。
- 平成23年度時点の石油販売業者が廃業する理由として、消防法改正に伴い、平成25年2月1日から主に40～50年を経た地下タンクの改修工事が義務付けられたことへの対応とした事業者が多数を占めていた。
- しかし、資源エネルギー庁でタンク改修補助を実施した結果、平成25年度時点の廃業理由として、地下タンク改修工事への対応を挙げた事業者は大きく減少した。他方、粗利率の減少については、常に上位に挙げられており、また、後継者の不在を上位に挙げる事業者も増加傾向にある。



【廃業と回答した企業のうち、廃業理由】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
地下タンク規制強化の対応不可	49.8%	39.5%	21.9%
粗利益率減少	40.3%	39.1%	46.5%
燃料油販売量減少	34.6%	27.1%	28.8%
施設の老朽化	30.3%	29.1%	34.0%
後継者の不在	21.2%	25.6%	29.3%

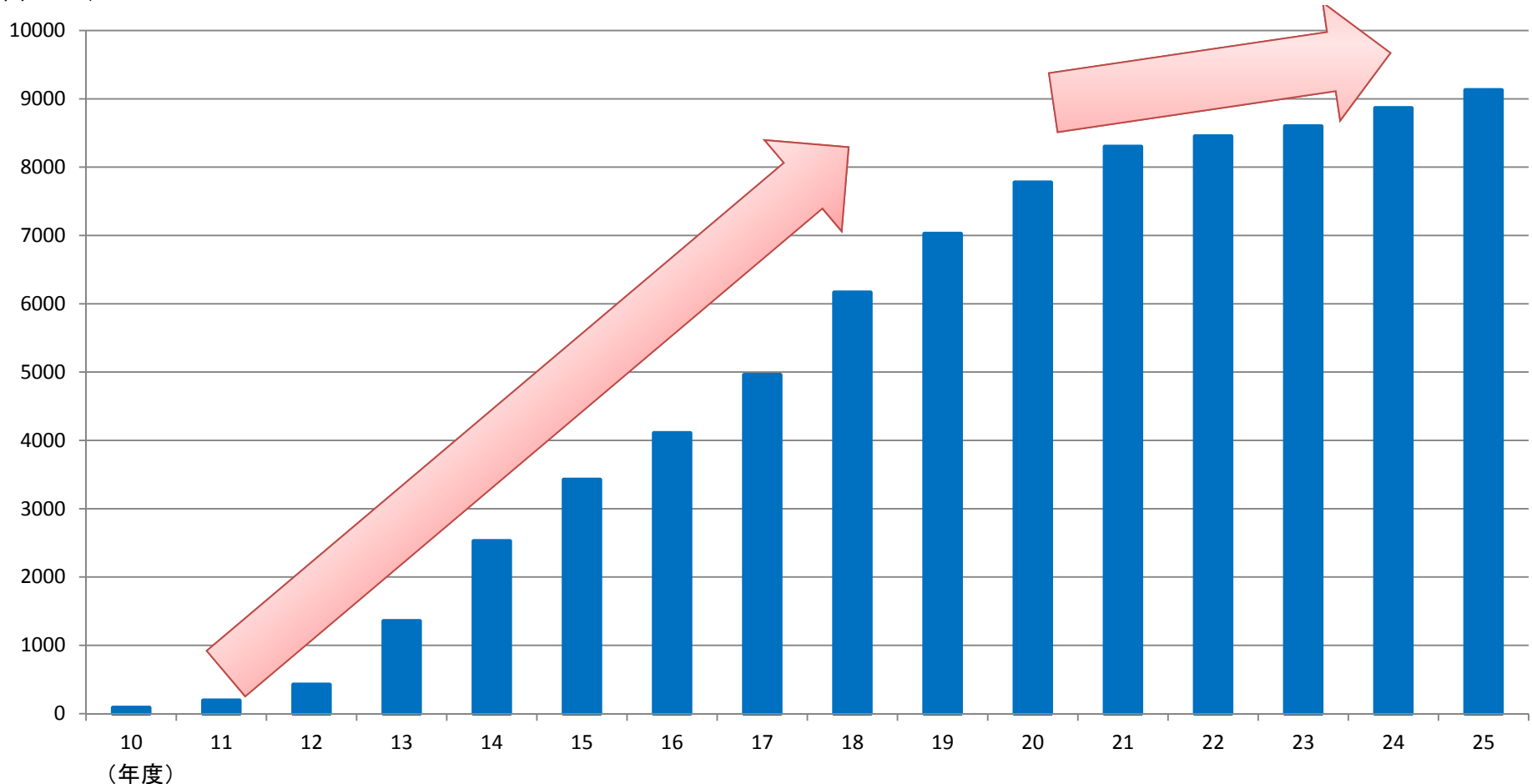
(出所)一般社団法人全国石油協会「石油製品販売業経営実態調査報告書」

※回答企業数は平成23年度:2,018社(廃業理由回答数は232社)、平成25年度:2,465社(廃業理由回答数は215社)

(参考)セルフSSの推移

- 平成10年より、有人監視付き給油方式によるセルフSSの営業が解禁された。
- これを受けて、セルフSSは爆発的に増加し、10年間で7,000ヶ所に達した。一方、平成21年度以降、セルフSS数は増加しているものの、対前年増加率は足踏み(平成24年度末時点では8,862ヶ所と全SS数の24%を占めている)。

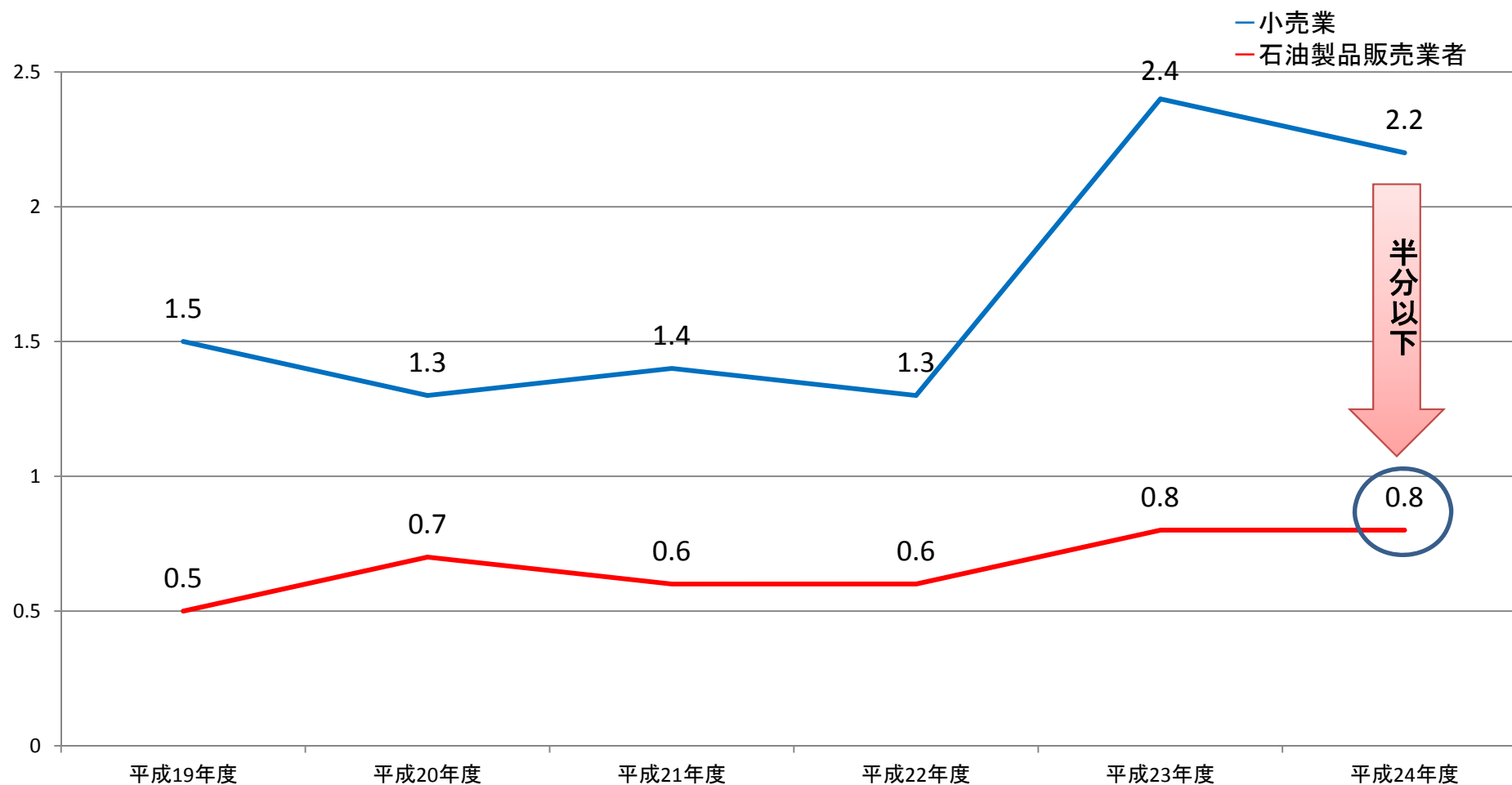
(単位:SS)



(出所) 石油情報センター ※各年度末の数値を記載。ただし、平成25年度は12月時点の数値。

石油製品販売業者の経営状況

○石油製品販売業者の営業利益率は、小売業平均の半分以下であり、SSの約40%程度が赤字決算となっている。



(出所) 小売業: 年次別法人企業統計調査(財務省)

石油製品販売業: 一般社団法人全国石油協会「平成25年度調査版石油製品販売業経営実態調査報告書」

過疎SS市町村

○全国的にSSが減少していく中で、市町村内のSS数が3カ所以下の地域は265カ所(平成26年3月末)にのぼり、3年前より27市町村増加。自動車のガソリンや農業機械の軽油などの給油や、高齢者への冬場の灯油配達などに支障がでるといった、「SS過疎地問題」が顕在化。

SS数が0箇所 : 8町村	
1 新潟県	岩船郡粟島浦村
2 富山県	中新川郡舟橋村
3 大阪府	豊能郡豊能町
4 奈良県	磯城郡三宅町
5 和歌山県	東牟婁郡北山村
6 山口県	玖珂郡和木町
7 鹿児島県	鹿児島郡三島村
8 鹿児島県	鹿児島郡十島村

SS数が1箇所 : 63町村	
1 北海道	上磯郡木古内町
2 北海道	古宇郡神恵内村
3 北海道	余市郡赤井川村
4 北海道	空知郡上砂川町
5 北海道	樺戸郡月形町
6 北海道	雨竜郡秩父別町
7 北海道	雨竜郡北竜町
8 北海道	苫前郡初山別村
9 青森県	東津軽郡蓬田村
10 青森県	中津軽郡西目屋村
11 青森県	下北郡風間浦村
12 秋田県	南秋田郡大潟村
13 山形県	最上郡金山町
14 福島県	南会津郡檜枝岐村
15 福島県	河沼郡湯川村
16 福島県	大沼郡三島町
17 福島県	西白河郡中島村
18 群馬県	多野郡上野村
19 東京都	大島支庁利島村
20 東京都	三宅支庁御蔵島村
21 東京都	八丈支庁青ヶ島村
22 神奈川県	足柄上郡松田町
23 神奈川県	足柄上郡開成町
24 神奈川県	足柄下郡真鶴町
25 神奈川県	愛甲郡清川村
26 石川県	能美郡川北町

27 山梨県	北都留郡小菅村
28 長野県	南佐久郡北相木村
29 長野県	下伊那郡平谷村
30 長野県	下伊那郡根羽村
31 長野県	下伊那郡天龍村
32 長野県	下伊那郡泰阜村
33 長野県	木曽郡王滝村
34 長野県	東筑摩郡山形村
35 長野県	上高井郡高山村
36 京都府	綴喜郡井手町
37 京都府	相楽郡南山城村
38 奈良県	生駒郡三郷町
39 奈良県	高市郡明日香村
40 奈良県	北葛城郡上牧町
41 奈良県	北葛城郡王寺町
42 奈良県	吉野郡黒滝村
43 奈良県	吉野郡野迫川村
44 奈良県	吉野郡上北山村
45 奈良県	吉野郡川上村
46 和歌山県	日高郡美浜町
47 和歌山県	東牟婁郡太地町
48 島根県	隠岐郡知夫村
49 岡山県	真庭郡新庄村
50 岡山県	英田郡西栗倉村
51 山口県	阿武郡阿武町
52 高知県	安芸郡田野町
53 高知県	安芸郡北川村
54 高知県	土佐郡大川村
55 高知県	幡多郡三原村
56 熊本県	球磨郡水上村
57 沖縄県	国頭郡大宜味村
58 沖縄県	島尻郡渡嘉敷村
59 沖縄県	島尻郡渡名喜村
60 沖縄県	島尻郡南大東村
61 沖縄県	島尻郡北大東村
62 沖縄県	島尻郡伊是名村
63 沖縄県	宮古郡多良間村

SS数が2箇所 : 81町村	
1 北海道	石狩郡新篠津村
2 北海道	島牧郡島牧村
3 北海道	虻田郡二セコ町
4 北海道	虻田郡留寿都村
5 北海道	虻田郡京極町
6 北海道	古宇郡泊村
7 北海道	古平郡古平町
8 北海道	樺戸郡浦臼町
9 北海道	雨竜郡沼田町
10 北海道	上川郡樺栖町
11 北海道	上川郡比布町
12 北海道	中川郡音威子府村
13 北海道	網走郡津別町
14 北海道	常呂郡置戸町
15 北海道	紋別郡西興部村
16 北海道	足寄郡陸別町
17 北海道	阿寒郡鶴居村
18 青森県	東津軽郡今別町
19 青森県	下北郡佐井村
20 宮城県	刈田郡七ヶ宿町
21 山形県	西村山郡西川町
22 山形県	最上郡舟形町
23 福島県	大沼郡昭和村
24 福島県	双葉郡葛尾村
25 埼玉県	入間郡越生町
26 埼玉県	秩父郡東秩父村
27 千葉県	長生郡睦沢町
28 東京都	西多摩郡檜原村
29 東京都	大島支庁神津島村
30 神奈川県	中郡二宮町
31 山梨県	南都留郡西桂町
32 山梨県	南都留郡鳴沢村
33 山梨県	北都留郡丹波山村
34 長野県	南佐久郡南相木村
35 長野県	上伊那郡飯島町
36 長野県	下伊那郡下條村
37 長野県	下伊那郡売木村
38 長野県	下伊那郡大鹿村
39 長野県	東筑摩郡生坂村

40 長野県	下高井郡木島平村
41 長野県	上水内郡小川村
42 岐阜県	本巣郡北方町
43 岐阜県	加茂郡富加町
44 岐阜県	加茂郡東白川村
45 愛知県	海部郡大治町
46 三重県	桑名郡木曽岬町
47 京都府	綴喜郡宇治田原町
48 京都府	相楽郡笠置町
49 大阪府	三島郡島本町
50 大阪府	泉南郡田尻町
51 大阪府	南河内郡河南町
52 奈良県	生駒郡平群町
53 奈良県	生駒郡安堵町
54 奈良県	高市郡高取町
55 奈良県	吉野郡東吉野村
56 和歌山県	伊都郡九度山町
57 和歌山県	伊都郡高野町
58 鳥取県	日野郡江府町
59 岡山県	勝田郡奈義町
60 山口県	熊毛郡上関町
61 徳島県	勝浦郡勝浦町
62 徳島県	勝浦郡上勝町
63 高知県	安芸郡奈半利町
64 高知県	安芸郡馬路村
65 福岡県	遠賀郡遠賀町
66 福岡県	鞍手郡小竹町
67 福岡県	朝倉郡東峰村
68 福岡県	田川郡赤村
69 福岡県	築上郡吉富町
70 佐賀県	三養基郡上峰町
71 熊本県	球磨郡五木村
72 大分県	東国東郡姫島村
73 宮崎県	児湯郡西米良村
74 宮崎県	大島郡諸塚村
75 鹿児島県	東臼杵郡檜村
76 沖縄県	国頭郡東村
77 沖縄県	中頭郡嘉手納町
78 沖縄県	島尻郡座間味村
79 沖縄県	島尻郡粟国村
80 沖縄県	島尻郡伊平屋村
81 沖縄県	島尻郡久米島町

SS数が3箇所 : 113市町村	
1 北海道	上磯郡知内町
2 北海道	茅渚郡鹿部町
3 北海道	檜山郡江差町
4 北海道	寿都郡寿都町
5 北海道	寿都郡黒松内町
6 北海道	虻田郡真狩村
7 北海道	虻田郡喜茂別町
8 北海道	余市郡仁木町
9 北海道	空知郡奈江町
10 北海道	雨竜郡雨竜町
11 北海道	雨竜郡幌加内町
12 北海道	上川郡東神楽町
13 北海道	上川郡愛別町
14 北海道	上川郡東川町
15 北海道	空知郡上富良野町
16 北海道	空知郡中富良野町
17 北海道	勇払郡占冠村
18 北海道	上川郡和寒町
19 北海道	上川郡剣淵町
20 北海道	上川郡下川町
21 北海道	中川郡中川町
22 北海道	留萌郡小平町
23 北海道	天塩郡遠別町
24 北海道	天塩郡幌延町
25 北海道	枝幸郡中頓別町
26 北海道	礼文郡礼文町
27 北海道	利尻郡利尻町
28 北海道	紋別郡滝上町
29 北海道	虻田郡豊浦町
30 北海道	有珠郡壮瞥町
31 北海道	勇払郡厚真町
32 北海道	河西郡更別村
33 青森県	南津軽郡田舎館村
34 青森県	下北郡大間町
35 岩手県	西磐井郡平泉町
36 岩手県	下閉伊郡普代村
37 秋田県	南秋田郡井川町
38 秋田県	雄勝郡東成瀬村
39 山形県	最上郡鮭川村

40 山形県	東田川郡三川町
41 福島県	伊達郡桑折町
42 福島県	耶麻郡磐梯町
43 福島県	河沼郡柳津町
44 福島県	石川郡玉川村
45 福島県	双葉郡広野町
46 福島県	双葉郡楢葉町
47 福島県	相馬郡新地町
48 群馬県	多野郡神流町
49 群馬県	甘楽郡南牧村
50 群馬県	吾妻郡高山村
51 群馬県	利根郡川場村
52 群馬県	邑楽郡明和町
53 埼玉県	比企郡滑川町
54 埼玉県	秩父郡横瀬町
55 埼玉県	秩父郡長瀬町
56 埼玉県	児玉郡美里町
57 東京都	西多摩郡日の出町
58 東京都	西多摩郡奥多摩町
59 東京都	小笠原支庁小笠原村
60 神奈川県	逗子市
61 新潟県	刈羽郡刈羽村
62 石川県	河北郡内灘町
63 福井県	今立郡池田町
64 山梨県	南巨摩郡早川町
65 山梨県	南都留郡道志村
66 山梨県	南都留郡忍野村
67 長野県	小県郡青木村
68 長野県	上伊那郡宮田村
69 長野県	下伊那郡喬木村
70 長野県	下伊那郡豊丘村
71 長野県	東筑摩郡麻績村
72 長野県	東筑摩郡朝日村
73 長野県	東筑摩郡筑北村
74 長野県	北安曇郡池田町
75 長野県	北安曇郡小谷村
76 長野県	下高井郡沢田温泉村
77 長野県	上水内郡飯綱町
78 岐阜県	安八郡安八町
79 岐阜県	加茂郡坂祝町
80 岐阜県	大野郡白川村
81 愛知県	北設楽郡東栄町
82 愛知県	北設楽郡豊根村
83 三重県	三重郡朝日町
84 滋賀県	犬上郡甲良町
85 京都府	乙訓郡大山崎町
86 大阪府	泉北郡忠岡町
87 大阪府	南河内郡太子町
88 大阪府	南河内郡千早赤阪村
89 兵庫県	加古郡播磨町
90 奈良県	生駒郡斑鳩町
91 奈良県	宇陀郡曾爾村
92 奈良県	宇陀郡御杖村
93 奈良県	吉野郡下市町
94 奈良県	吉野郡天川村
95 和歌山県	東牟婁郡古座川町
96 鳥取県	八頭郡若桜町
97 鳥取県	日野郡日野町
98 鳥取県	隠岐郡海士町
99 岡山県	浅口郡里庄町
100 広島県	安芸郡府中町
101 広島県	安芸郡坂町
102 徳島県	名東郡佐那河内村
103 香川県	香川県直島町
104 香川県	仲多度郡琴平町
105 高知県	安芸郡東洋町
106 高知県	長岡郡本山町
107 福岡県	田川郡糸田町
108 熊本県	阿蘇郡南小国町
109 熊本県	球磨郡球磨村
110 宮崎県	東諸県郡綾町
111 宮崎県	児湯郡木城町
112 沖縄県	国頭郡伊江村
113 沖縄県	八重山郡与那国町

2. 石油製品市場の現状と課題について

石油製品市場の現状と課題①

概況

- ガソリンの取引経路は、大別して、元売のブランドマーク(商標)を掲げるSS向けの「系列取引」と、当該元売マークを掲げないSS向けの「非系列取引」がある。元売系列以外の非系列SS数と非系列SSにおける販売量の割合は増加傾向にある。【p20-21】
- 物流の効率化に向けて、元売は他の元売の系列SSのために自社の製油所や油槽所からガソリンを融通する取引(バーター取引)や、複数の元売が共同で利用できる油槽所(共同油槽所)の利用等を行っている。【p22】
- 系列SSは系列元売から、POSシステムの提供や油外商品の開発などの販売サポートを受けているが、契約上、販売する燃料油は当該元売系列から供給を受けた燃料油に限定されている。系列SSからは系列取引と非系列取引における卸価格の格差が存在することによって系列SSの価格競争力が阻害され、経営環境が圧迫されているとの声が挙がっている。価格差の主な要因としては、系列取引向けの販売関連コストや輸送コストが挙げられる。
- 非系列SSは、元売系列SSに比べて卸価格が低いことに加えて、規模の優位性、ホームセンター併設等の少ない利幅で稼ぐビジネスモデルの確立などを背景として、元売系列SSよりも低い価格で石油製品を販売していると考えられる。【p23】
- 公正取引委員会はこれまでも石油製品に関する不当廉売案件への警告・注意等の対応をして来ているが、平成25年7月には「ガソリンの取引に関する調査報告書」を公表し、系列SSに対する元売の仕切価格決定方式の不透明性や非系列玉の取扱制限は、公正な競争環境を整備する観点から不適切との判断を示した。【p24】
- このような動きの中で、資源エネルギー庁としては、非系列取引の流通実態を把握する観点や、公正取引委員会より指摘があった点に関するフォローアップも含めて、平成25年7月より元売各社に対するヒアリングを四半期毎に実施している。【p25-27】

石油製品市場の現状と課題②

概況

- また、平成25年9月には元売各社に対して、元売と系列特約店との取引に関して公正な取引条件を設定することとともに、非系列取引の透明性を確保するために、石油製品の取引に際して「石油製品流通証明書」を添付するよう求めた。「石油製品流通証明書」は、石油連盟が平成25年12月に全国石油商業組合連合会の協力を得て「ガイドライン」を取りまとめた上で、平成26年4月より本格導入されている。【p28-29】
- さらに、非系列取引の取引制限を緩和する観点から、公正取引委員会は、平成26年1月に元売各社に対して自社が出荷した非系列玉であれば、系列SSがそれを仕入れたとしても系列玉と同等の扱いをするよう要請した。【p30-31】
- 平成25年11月～12月にかけて、元売各社は、資源エネルギー庁宛に国内ガソリン需給適正化等に関する自社における過去の取組及び今後の方針（生産調整等の生産戦略及び製品輸出の推進等の販売戦略等）を提出した。
- 平成25年12月からはガソリン取引の公正な競争を確保することを目的として、議員立法を検討するといった動きも出てきている。
- 平成26年4月には、公正な競争の確保など、ガソリン流通に係る石油業界の諸課題について元売とSS業界が協議を行う場が設けられた。公正取引委員会、資源エネルギー庁の同席の下、これまで2回の協議会が開催されている。

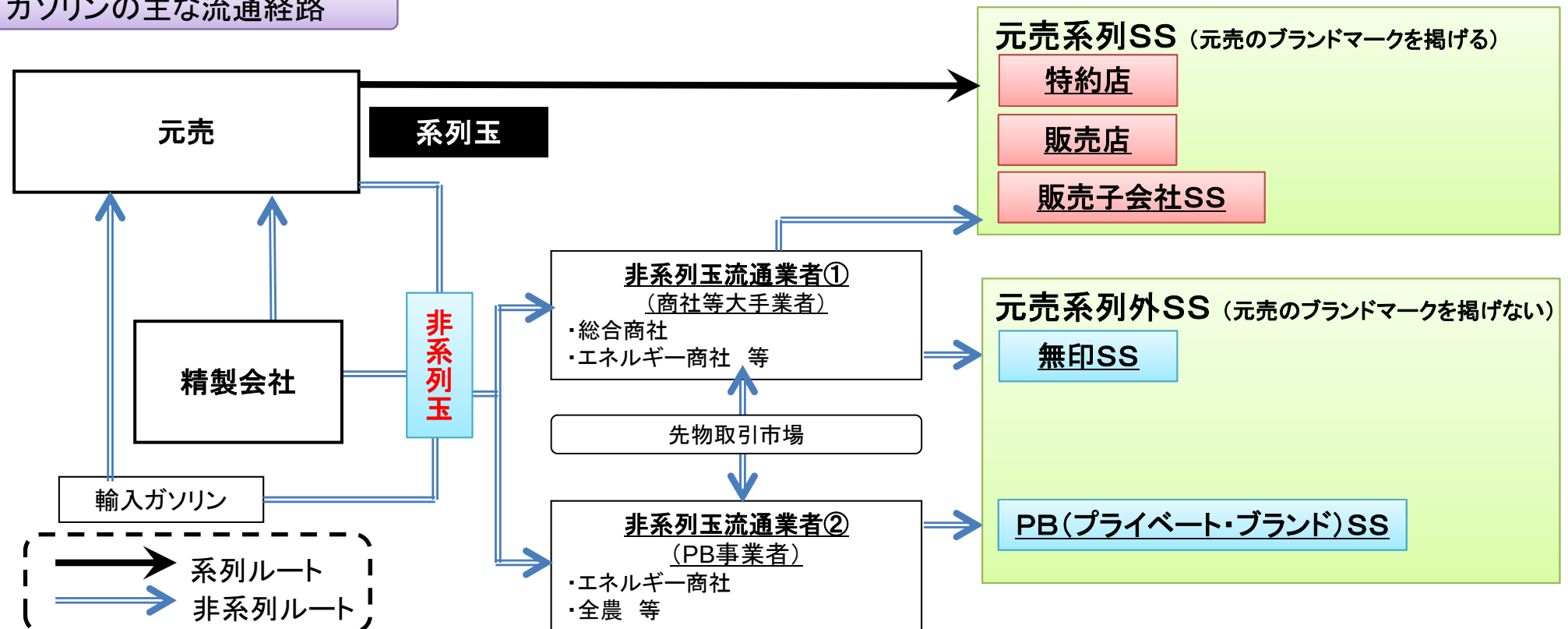
論点

- 最終消費者に対して、石油製品の安定的かつ効率的な供給を確保するため、公正かつ透明な市場の確立に向けた取組として、どのようなアプローチが必要となるか。

ガソリンの流通

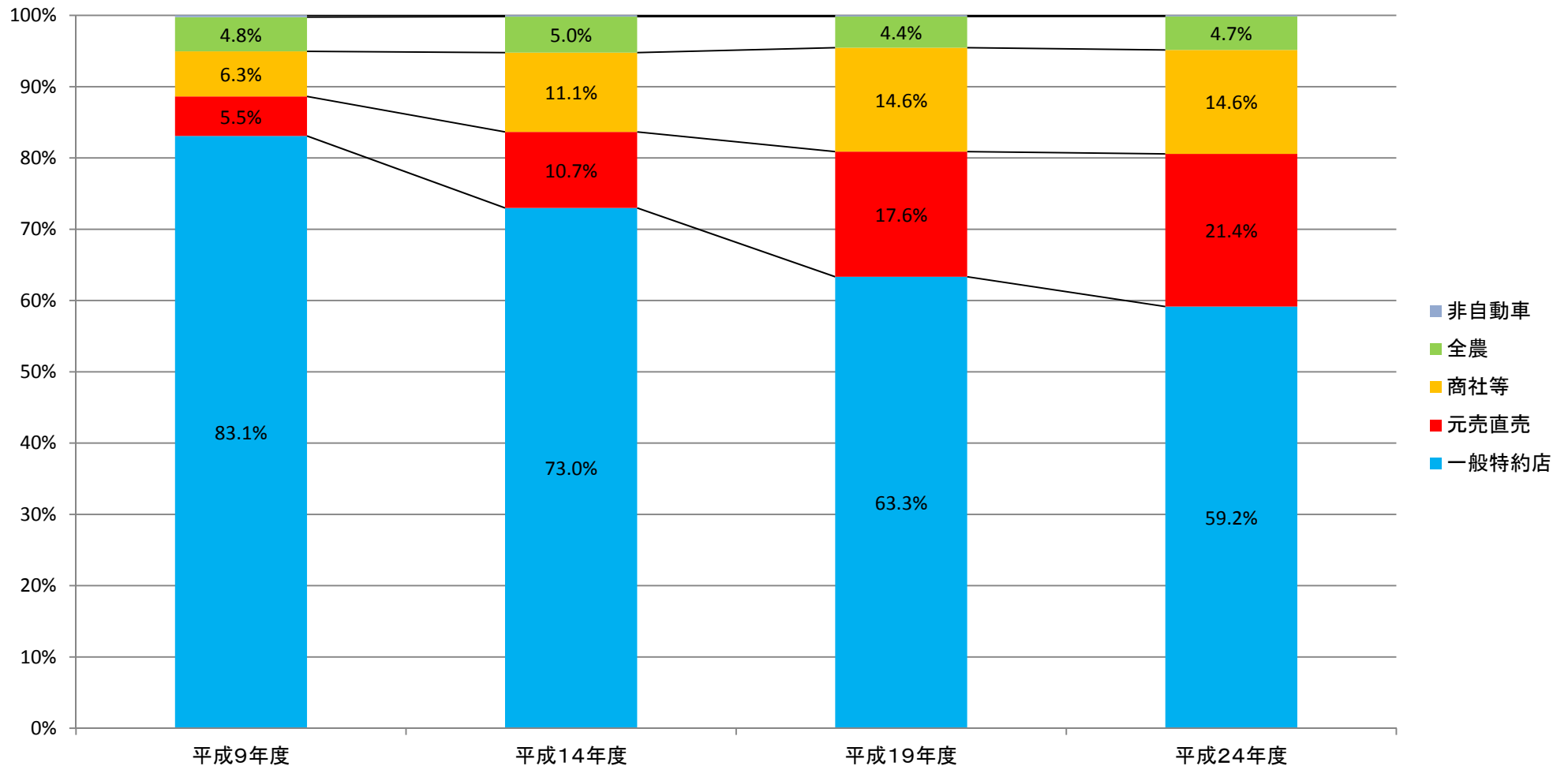
- 製油所で精製されたガソリン・灯油・軽油等の石油製品は、製油所から出荷されたのち、(油種や地域によって異なるが)石油製品タンカーやタンクローリーといった運搬手段により、①油槽所を経てSSや最終需要家に届けられる、または②直接、SSや最終需要家まで届けられる。
- 国内の製油所で精製された石油製品のほか、輸入された石油製品も流通する。
- ガソリンの流通を例に挙げれば、「系列玉」(元売から系列特約店及び系列販売店に対し、特約店契約に基づき、当該元売ブランドマークを掲げた系列SSで販売するために供給されるガソリン)や「非系列玉」(系列玉以外の経路によって流通するガソリン。いわゆる「業転玉」(業者間転売玉))に分類され、「元売系列SS」や「PB(プライベートブランド)SS」や「無印SS」等において販売される。

ガソリンの主な流通経路



(参考)国内ガソリン販売量の販売ルート別推移

- 国内における一般特約店経由でのガソリン販売は、平成9年度において80%を超える水準であったものの、平成24年度には、60%を切る水準まで低下している。
- 一方、元売販売子会社SSでの販売は、約5%から約20%へと増加し、商社や全農系PBSS等の非系列SSにおける販売も、約10%から約20%へとシェアを拡大している。

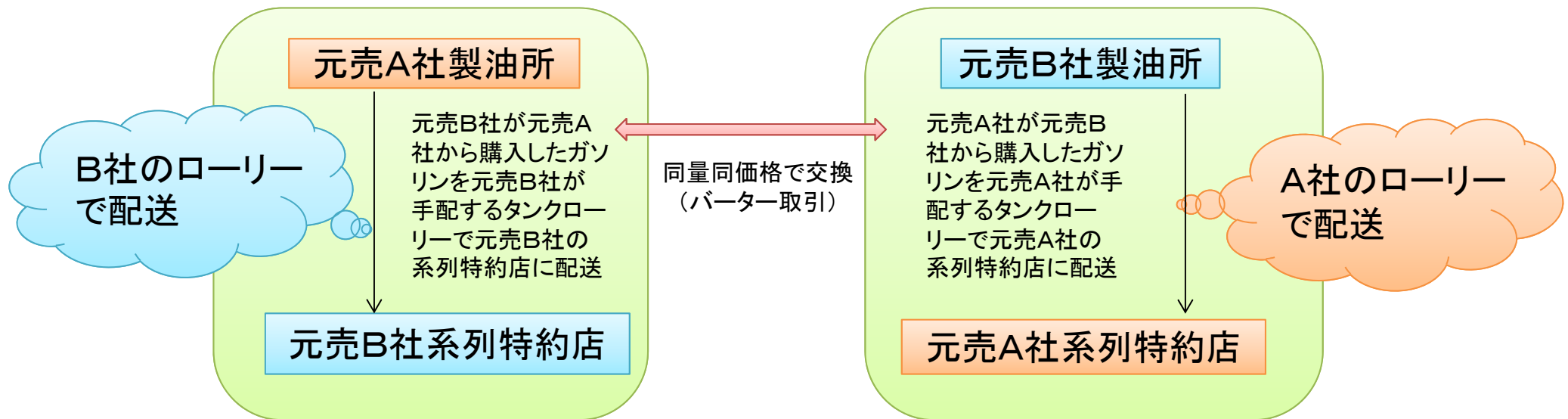


(出所)石油元売会社8社に対するヒアリングによる

(参考)石油製品の物流の効率化

元売間バーター取引

- 物流コスト節減という観点から、元売各社は、全国規模で積極的にバーター取引を行っている。
- バーター取引は、元売2社間の製油所・油槽所において、同量同価格の石油製品を相互に融通すること。
- 最近では、高度化法対応による製油所閉鎖等に伴って、一部の取引で見直しが行われている。



(出所)「ガソリンの流通実態に関する調査報告書」(平成25年7月公正取引委員会)をもとに資源エネルギー庁作成

油槽所の共同化

- 元売会社が共同出資して設立された会社の油槽所を共同で利用する共同油槽所化を推進。
- また、物流提携に基づき、油槽所の集約・共同化が進められている。

元売系列SSと非系列SSの特徴

元売系列SS

- ・元売系列のブランドマーク(商標)を表示して営業している。
- ・販売する燃料油は契約上、当該元売系列から供給を受けた燃料油に限定されている。系列SS事業者からは、系列SSと非系列SSとの卸格差が小売価格差につながり、系列店の競争力が阻害されているといった不満の声が挙がっている。
- ・一方、商社や卸事業者より非系列玉を仕入れているSSも存在することが指摘されている。
- ・エネルギー商社から零細事業者まで多様な事業者が運営している。
- ・系列元売から、安定的に製品の調達を受け、POSシステムの提供やバッテリーオイル等の油外商品の開発などの販売サポートを受けている。このため、元売が提携しているカードやコンビニ等の利用によって割引等のサービスが享受できる。また、広告宣伝については、元売がTVCM等を行っている。

【系列SSへの一般的な卸価格決定方式】 ※販売関連コストという概念は、元売各社によって異なる

製油所出荷ベースでの
指標基準価格

+

配送費

+

販売関連コスト
“ブランド料”

-

ボリューム
インセンティブ

非系列SS

- ・石油元売の商標等を利用せず、自らの信用力のみで営業している。
- ・仕入先に関する制約はなく、商社や卸事業者等から基本的に代引(COD)で調達し、倉取りが主流である(自社でローリーを調達し、石油基地へ出向き引き取る)。
- ・PBSSにおいては、石油元売以外のPB事業者(エネルギー商社、全農等)の商標を表示して営業しており、仕入先は、契約上、当該PB事業者に限定される。
- ・ホームセンター併設店など新たなビジネスモデルとして運営しているSSや徹底的にコスト削減しているSSも存在している。また、大量仕入によって卸価格のディスカウントが生じているケースもある。

【非系列SSへの一般的な卸価格決定方式】

製油所出荷ベースでの
指標基準価格

+

配送費

+

~~販売関連コスト~~
~~“ブランド料”~~

-

ボリューム
インセンティブ

公正取引委員会「石油流通に関する調査報告書」

公正取引委員会による石油流通に関する指摘事項

○公正取引委員会は、元売会社の系列特約店に対する対応として、

①仕切価格や販売関連コストに関する算出根拠が不透明なこと

②業転玉の取扱いを一律に制限・禁止していること

等を指摘し、これらの行為は、公正な競争環境を整備するという観点からみて不適切であると結論づけた。

＜公正取引委員会「ガソリンの取引に関する調査報告書」(平成25年7月)抜粋＞

- ・仕切価格 フォーミュラの各構成要素の額が開示されていない一般特約店においては、請求額が適正であるかどうかかわからず、仕切価格の妥当性について、自主的、合理的な判断が困難となる。元売は、仕切価格を一定のフォーミュラで取り決めている場合には、一般特約店に対し、仕切価格だけではなく、各構成要素の額を請求書等に明記する必要がある。
- ・販売関連コストは、算出根拠が不透明であるとして一般特約店の不満が多く寄せられている。元売から一般特約店に対し、販売関連コストを賦課する趣旨や根拠の提示をした上で、相互に納得の上で合意することが取引の基本である。元売は、販売関連コストを一方的に通知するのではなく、販売関連コストの額の決まり方について疑義が生じないように、また一般特約店の理解を十分に得られるようにするため、説明及び意見交換を定期的に行うことが必要である。
- ・元売が系列特約店における業転玉の取扱いを一律に制限・禁止することは、元売のブランド価値や商標権の観点からのものであっても、元売により業転玉がPBSS等に対して安定的に供給されるようになっており、系列玉と業転玉の価格差が常態化している昨今の状況においては、ガソリンの流通市場の公正な競争環境の整備を進めるに当たって悪い影響を及ぼしかねないものと考えられる。元売は、系列特約店における業転玉の取扱いを一律に制限・禁止するのではなく、系列特約店の業転玉の取扱いについて、系列特約店等の意見を踏まえ、系列特約店との間で一定のルールを策定する必要がある。
- ・仕切価格設定における十分な情報開示や交渉が行われないことや業転玉の購入・販売の制限といった行為は、一般的にみて、取引上優越した立場にある元売が、一般特約店に対し、一方的に競争上不利な取引条件を課しているおそれがあるものであり、ガソリンの流通市場における公正な競争環境を整備するという観点からみて不適切である。

資源エネルギー庁の対応①

○非系列取引の流通実態を把握する観点や、公正取引委員会より指摘があった点に関するフォローアップも含めて、元売各社に対するヒアリングを四半期毎に行うこととした(平成25年7月より開始し、これまで4回実施)。

○元売各社に対して、以下2点の対応を求めた(平成25年9月19日)。

1. 公正な取引条件の設定

系列特約店が業転玉を取り扱ったことを理由に、直ちに、また、一方的に、系列特約店に対して取引の停止、卸価格の引き上げ等の独占禁止法に違反する疑いのある行為を行わないこと。

2. 石油製品流通証明書の添付

非系列取引の透明性確保のため、製油所・油槽所からの石油製品の商流及び実際の物流を記載した証明書の添付について、今年中に実施するべく検討すること。

資源エネルギー庁の対応②

卸価格差について

- 系列・非系列取引の価格差は、平成26年3月時点で3.6円/Lであるが、その価格差が生じる主な要因としては、元売が系列店に対して課している販売関連コストや、持ち届けによる輸送コストが挙げられる。
- 平成25年10月以降、一部の元売会社が販売関連コストを縮小させたことにより、価格差は縮小したものと見られる。
- また、同一都道府県内における実仕切価格差は5円程度であり、価格差が生じる主な要因としては、輸送コストやインセンティブが挙げられる。販売関連コストの縮小とともに、特約店の販売量に応じた値引き幅の縮小など、インセンティブの見直しを行ったことにより価格差が縮小したと見られる。

【系列特約店と非系列取引との平均実仕切価格差】

(参考)【同一都道府県内における系列内最大実仕切価格差の平均】

期間	価格差
平成25年 6月時点	3.7円/L
平成25年 9月時点	4.9円/L (拡大した元売は5社)
平成25年12月時点	3.3円/L (拡大した元売は0社)
平成26年 3月時点	3.6円/L (拡大した元売は2社)

期間	価格差
平成25年4月～6月平均	6.7円/L
平成25年7月～9月平均	7.2円/L
平成25年10月～12月平均	5.4円/L
平成26年1月～3月平均	5.2円/L

※平成26年3月時点については、変動幅が大きい1社を除くと
平成25年12月時点と同様の3.3円/Lとなる。
(出所)石油元売会社8社に対するヒアリングによる

資源エネルギー庁の対応③

非系列出荷量について

- 元売から出荷される非系列量は、国内出荷量の約2割を占めている。
- 元売各社は、平成25年11月～12月にかけて、資源エネルギー庁宛に国内ガソリン需給適正化等に関する自社における過去の取組及び今後の方針(生産調整等の生産戦略及び製品輸出の推進等の販売戦略等)を提出。
- 平成25年度下半期は、上半期に比べて輸出量が大幅に増加し、また、非系列向け出荷量も抑制傾向で推移している。

【元売8社合計出荷量】

(万KL)

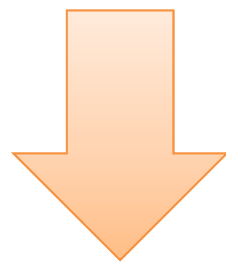
	平成25年			平成26年
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
出荷量合計	約1,220	約1,330	約1,280	約1,250
系列向け出荷量	約960	約1,070	約1,010	約960
非系列向け出荷量	約240	約250	約220	約220
輸出量	約20	約10	約50	約70
非系列出荷量割合※	20.2%	19.3%	18.0%	18.6%

※非系列出荷量割合は、輸出を除く
(出所)石油元売会社8社に対するヒアリングによる

石油製品流通証明書①

石油製品流通証明書導入の背景

○非系列取引の数量は、概ね全出荷量の2割を占めている中、全農や商社PBSS、需要家などへの最終販売先がある程度判明している取引がある一方、商社や販売事業者の販売した後、最終的な届出先が不明な取引も存在している。



非系列取引の透明性を
確保するために...

資源エネルギー庁の要請

○2013年9月に石油元売各社に対して、元売と系列特約店との取引に関して、公正な競争の確保がなされ、石油のサプライチェーン強化につながるよう、公正な取引条件を設定することとともに、非系列取引の透明性を確保するために、「石油製品流通証明書」の添付を求めた。

導入に向けた取組と今後

- 資源エネルギー庁からの要請を受け、石油元売各社は石油連盟において検討を行うこととし、石油連盟は全国石油商業組合連合会と協力して「石油製品流通証明書導入ガイドライン(以下GL)」を2013年12月に取りまとめた。
- 元売各社は、本GLに基づき、各社に対応したガイドラインを作成の上、証明書として導入している。
- 流通証明書は、2月以降順次導入され、4月には全ての元売会社において導入された。
- 元売各社は、不公正な取引にあたらないよう、取引先の理解・協力を求めており、最終届け先の把握に努めることとしている。

石油製品流通証明書②

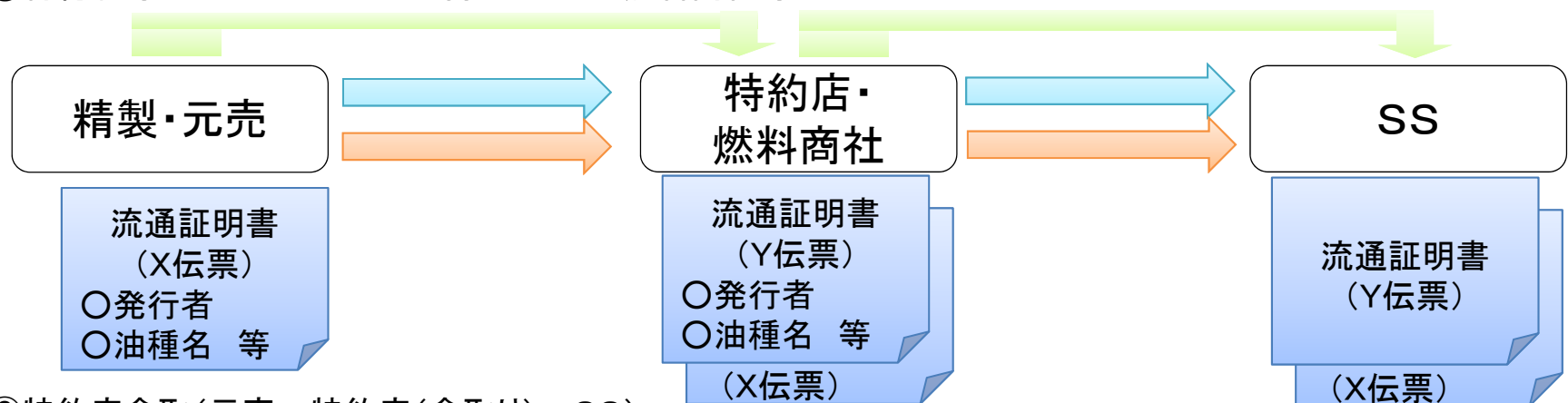
概要

○石油製品流通証明書は、SSが仕入れた自動車用ガソリンについて、製油所・油槽所を出荷されてからSSに納入されるまでの商流・物流をSSが確認できるようにすることにより、石油製品の流通（商流・物流）の透明性の確保を目指すもの。

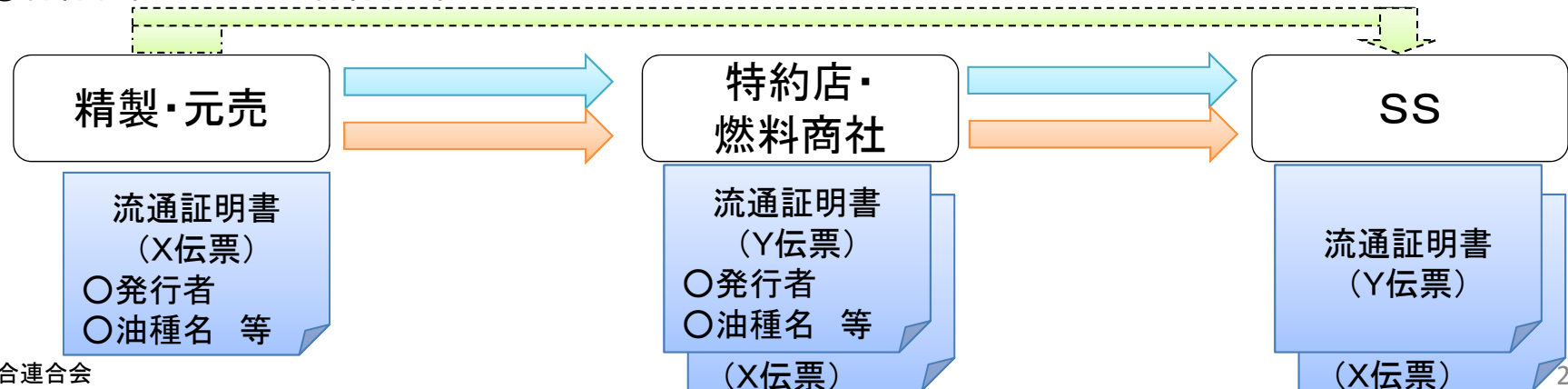
○GLでは、出荷元事業者名、配送先事業者名や輸送手段等の石油製品流通証明書の記載事項、様式及び運用（発行、引き渡し及び保管）などが定められている。

イメージ

①特約店等のタンク利用（元売（持ち届け）⇒燃料商社等⇒SS）



②特約店倉取（元売⇒特約店（倉取り）⇒SS）

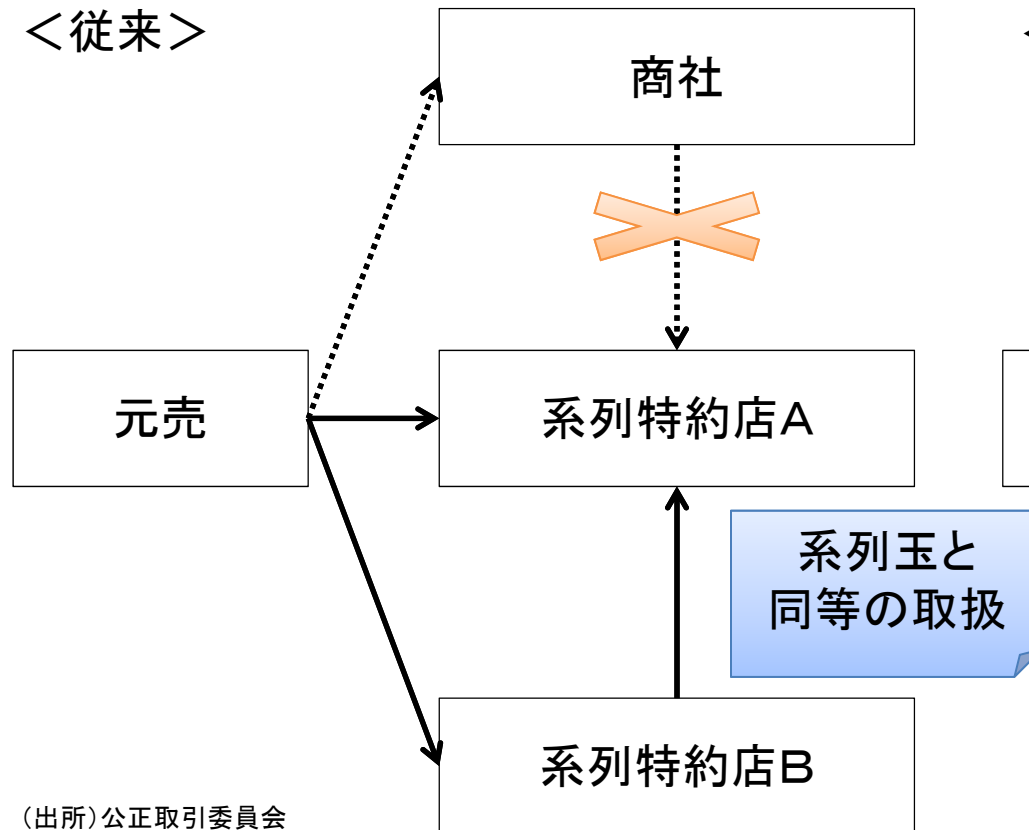


非系列玉の取扱い

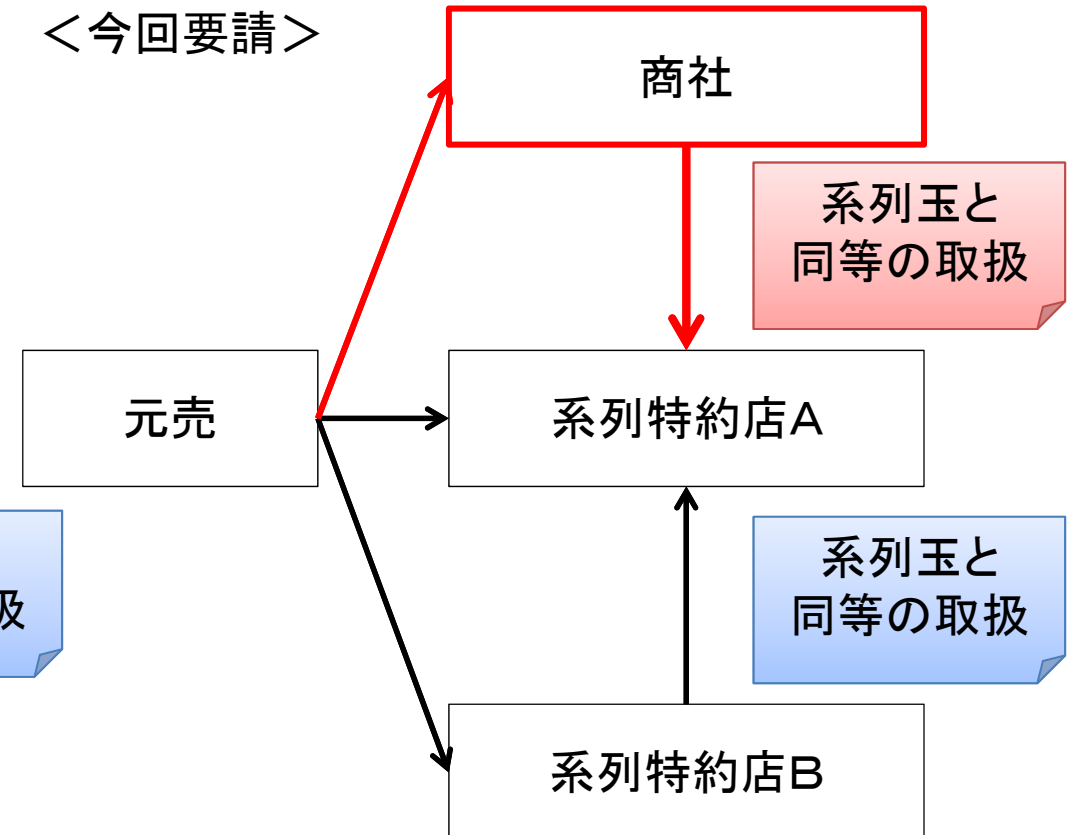
公正取引委員会による要請

○平成26年1月、公正取引委員会は元売が商社に販売し、商社から系列特約店に販売されるものを含め、元売が出荷したガソリンについて、販売経路のいかに問わず、系列玉と同等の扱いとするよう求めた。

<従来>



<今回要請>



公正取引委員会の指摘を受けた石油元売会社の対応

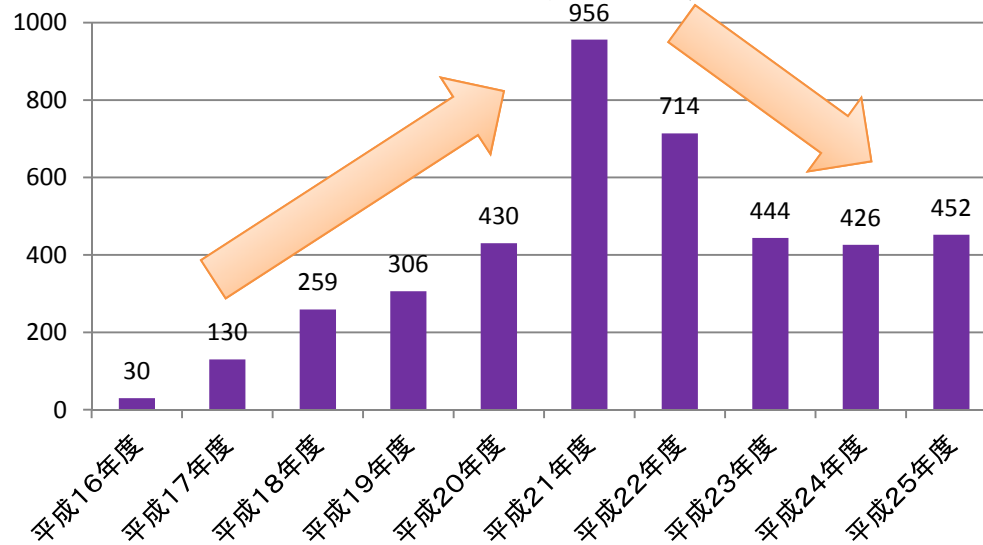
○業転玉の取扱いに関しては、流通証明書の導入状況を見極めつつ、各社ともに、基本的に公正取引委員会の要請を受け入れるとの話があった。

公正な競争環境整備に向けて

不当廉売状況

- 公正取引委員会による石油製品に関する不当廉売の注意件数は、平成17年度以降、増加傾向にあったが、近年では、ピークであった平成21年度の半数程度で推移している。
- 直近では、平成24年度に、福井県のSSで不当廉売と見られる事象が生じたことから、SS運営会社に対して警告が行われている。

【不当廉売注意件数(石油製品)】



(出所)公正取引委員会

【最近の警告・排除措置命令事案】

- 警告
 - ・平成21年度 高知県に所在するSSを運営する7社を対象
 - ・平成24年度 福井県に所在するSSを運営する1社を対象
- 排除措置命令
 - ・平成18年度 和歌山県に所在するSSを運営する1社を対象
 - ・平成19年度 栃木県に所在するSSを運営する2社を対象

元売の卸価格決定にあたって

- 「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について(平成21年12月 公正取引委員会)」の中で、元売会社は、卸価格等を決定する場合には、系列特約店との間で十分に協議をする必要がある旨明記。

3. 仕切価格決定方式をめぐる現状について

仕切価格決定方式の現状と課題

概況

- 平成20年より、元売各社は、①卸価格差の縮小、②卸価格の透明性の向上、③需給の適切な反映を目的に、仕切価格決定方式をこれまでの「原油コスト積み上げ方式」から先物市場やスポット価格を指標とした「市場連動方式」へと移行させた。【p34】
- しかし、先物市場の流動性の低さから実質的な指標となったスポット価格が原油コストや需給を適正に反映しない状況から、原油コストの回収ができなかった元売各社は平成25年は大幅な赤字を計上。【p35-40】
- こうした中、元売各社は、原油市場の動向も加味した新たな仕切価格決定方式へと移行させている。【p41-42】

論点

- 仕切価格決定方式を検討する上で、踏まえるべき観点は何か。
- 従来の国内スポット価格に代わり得るような、わかりやすく、かつ、需給や市況を反映できる指標を関係者間において検討することが必要となるのではないか。

「総合資源エネルギー調査会石油分科会次世代燃料・石油政策に関する小委員会報告書」(平成20年2月)

○先物市場の課題

系列取引において、需給や市況を反映した価格体系を確立するためには、市場メカニズムの中で石油製品の適正な価格が決定され、透明で信頼できる価格指標として活用できる環境が整備される必要がある。こうした観点からは、先物市場における石油製品の取引が活性化し、現物市場との十分なリンケージの下で、信頼できる価格指標として機能していることが望ましい。

○我が国における価格形成の課題

市場メカニズムを適正に機能させ、販売業者の経営努力を妨げない環境を構築するとの観点からは、系列取引において、需給や市況変動を適切に反映した卸価格の決定方法を構築することが求められる。

○取引条件等の透明化

卸価格の決定方法について、基本的な考え方は合意されていても、条件や具体的な内容が十分に明確化されていないことから、結果として不透明な価格決定となっているだけでなく、元売からの価格改定通知が直前になされたり、価格が事後的に決定され、決着までに数ヶ月を要するといった状態が生じている。

系列取引については、元売から販売業者への取引条件等の一方的な押し付けを避けるべきであるのはもちろんのこと、販売事業者が自己責任と契約意識に基づいた自由な選択を行えるよう、公正かつ透明な競争環境を整備することが必要である。具体的には、卸価格の決定方法やインセンティブの基準について、事前の交渉によりルール化し、卸価格等の透明性を確保するとともに、事後調整については、元売・販売業者の双方のコスト意識を希薄にするものであり、速やかに廃止し事前交渉へ移行することが求められる。

仕切価格決定方式の変遷

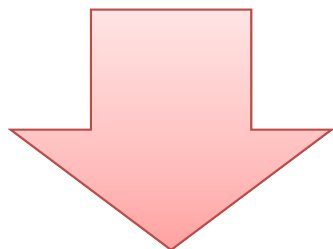
平成20年9月以前

○石油元売各社は、原油コスト連動方式を中心として主に以下の3つを採用。

- ①コスト連動方式：原油コストをベースに諸経費を考慮して決定。
- ②フォーミュラ方式：スポット価格や輸入原油価格等をベースとして、フォーミュラに基づいて価格を算出。
- ③地域市況連動方式：SSが存在する周辺地域の末端市況を勘案して卸価格を決定。

※元売会社は、基本的に前月積み原油価格をベースに卸価格を月毎に決定。

○販売事業者の経営状況等に応じて卸価格を事後的に変更し、各種インセンティブを支給しているが、支給基準が明確化されておらず、取引条件等の一方的な押しつけと見られる事案も存在。



【総合資源エネルギー調査会石油分科会次世代燃料・石油政策に関する小委員会報告書】

- ①卸価格差の縮小
- ②卸価格の透明性の向上
- ③需給の的確な反映

平成20年10月以降

○小委員会報告書の指摘を受け、元売各社は平成20年10月以降、スポット価格やTOCOM等を指標とした市場連動方式へと移行させた。また、数量格差は概ね1～2円に圧縮され、事後調整の廃止も謳われた。

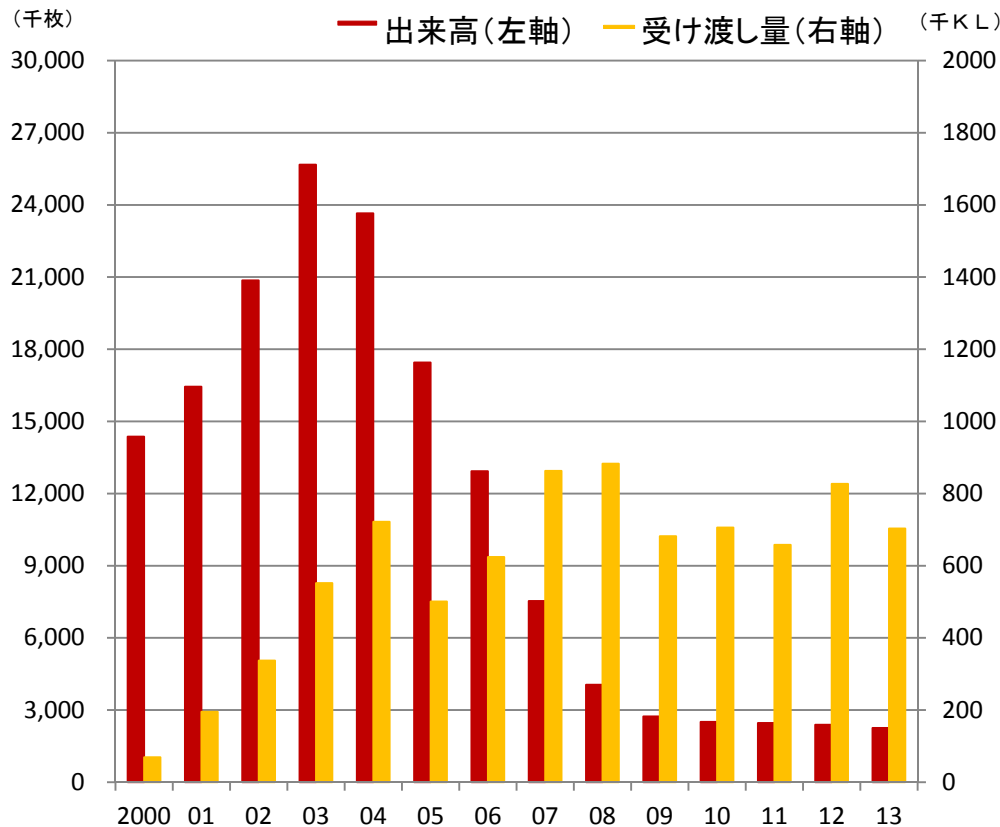
○改定当時、指標として先物価格を用いていた社もあったが、スポット価格に比し価格変動が大きかったことからスポット価格を指標とする仕切価格決定方式が主流となった。ただし、仕切価格決定に際して先物価格を参考とする社もある。

○また、元売各社は、特約店と協議をした上で卸価格を決定する旨を契約書に明記した。

ガソリン先物市場①

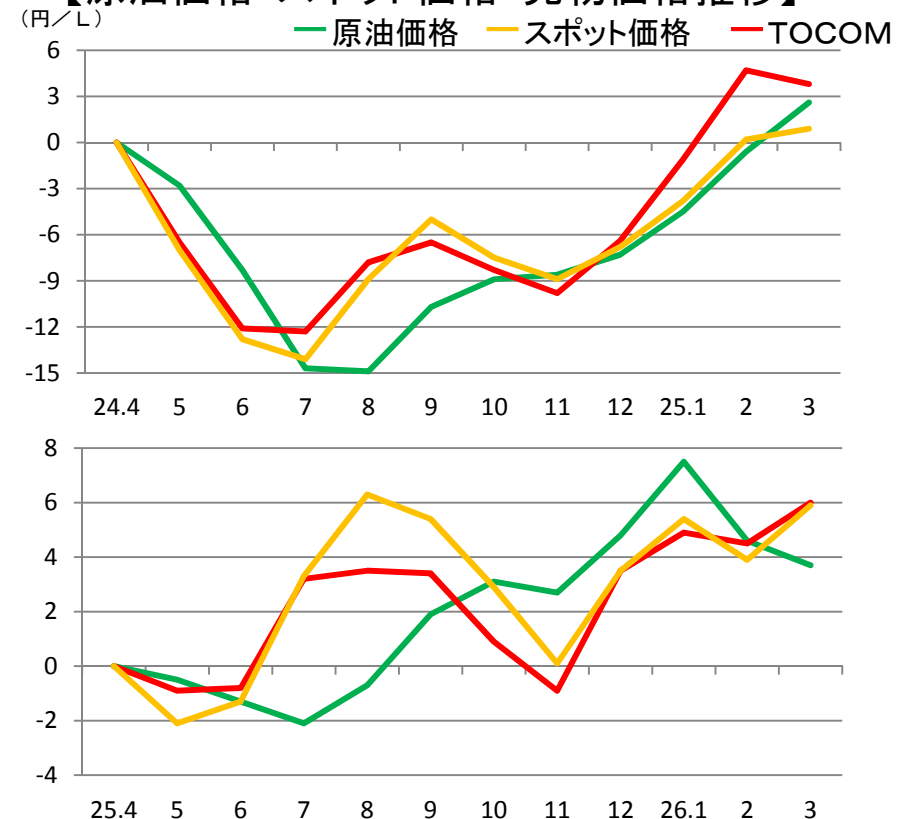
- ガソリン出来高は、2003年をピークに勧誘規制の累次の強化によって個人投資家の減少等を背景として右肩下がり推移している。他方、受け渡し量に大きな変動はなく、当業者間の取引が減少しているわけではない。
- 先物市場を利用している企業にヒアリングしたところ、以下のような懸念点が示された。
 - ・流動性が低いために、大量の売買ができず、当業者にとって先物取引を行うインセンティブが乏しい。
 - ・受け渡しにあたって、双方で条件をすり合わせする必要があり、手続きが煩雑でトラブルも起こりやすい。
- また、TOCOMの取引価格は、各種価格とバラツキが見られるとの評価が一般的であり、その背景として、流動性の低さを指摘する者もいる。

【TOCOMガソリン出来高・受け渡し量推移】



(出所)東京商品取引所

【原油価格・スポット価格・先物価格推移】



※各年度の4月を0とし、変動幅を積み上げ

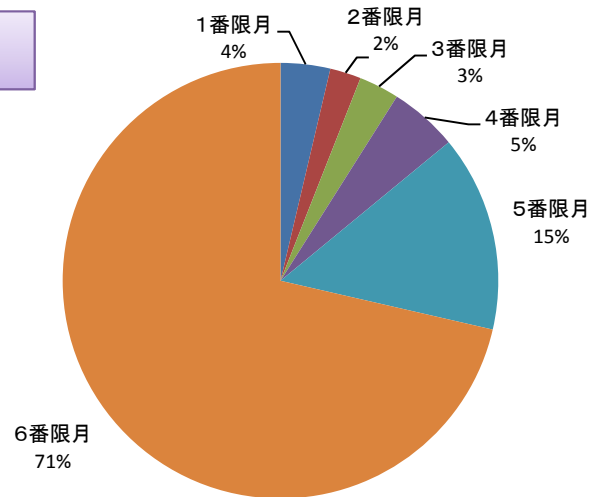
(出所)財務省「貿易統計」、リム情報開発、東京商品取引所

ガソリン先物市場②

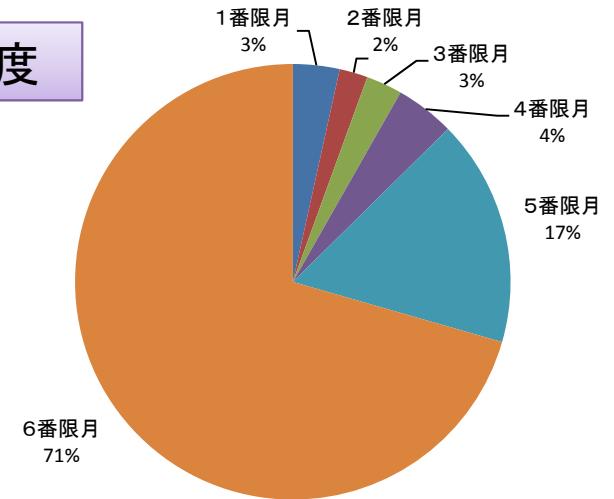
ONYMEXでは、期近の取引が多く行われているが、TOCOMでは期近の取引が少なく、大半が期先の取引となっている。平成20年度と平成25年度を比較しても、大きな変化は見られない。

【TOCOM(ガソリン限月別出来高)】

平成20年度

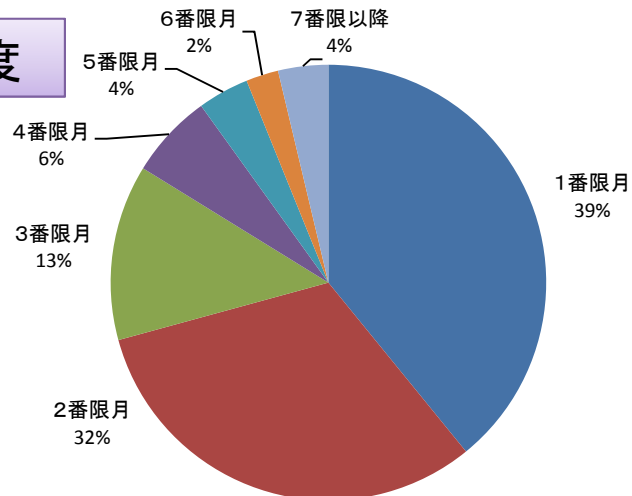


平成25年度

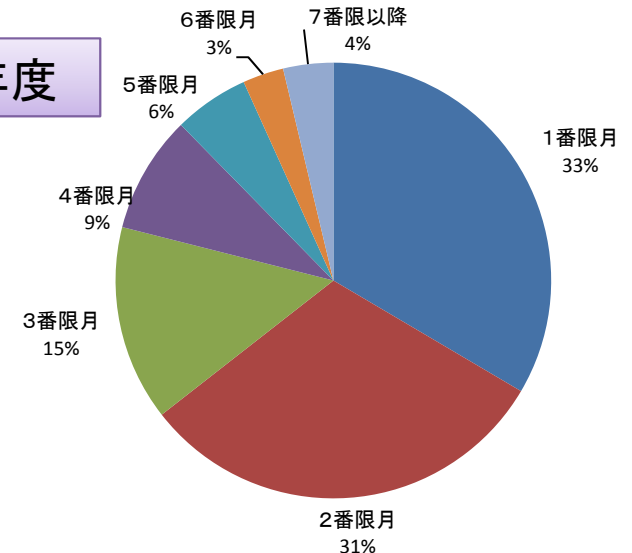


【NYMEX(ガソリン限月別出来高)】

平成20年度



平成25年度

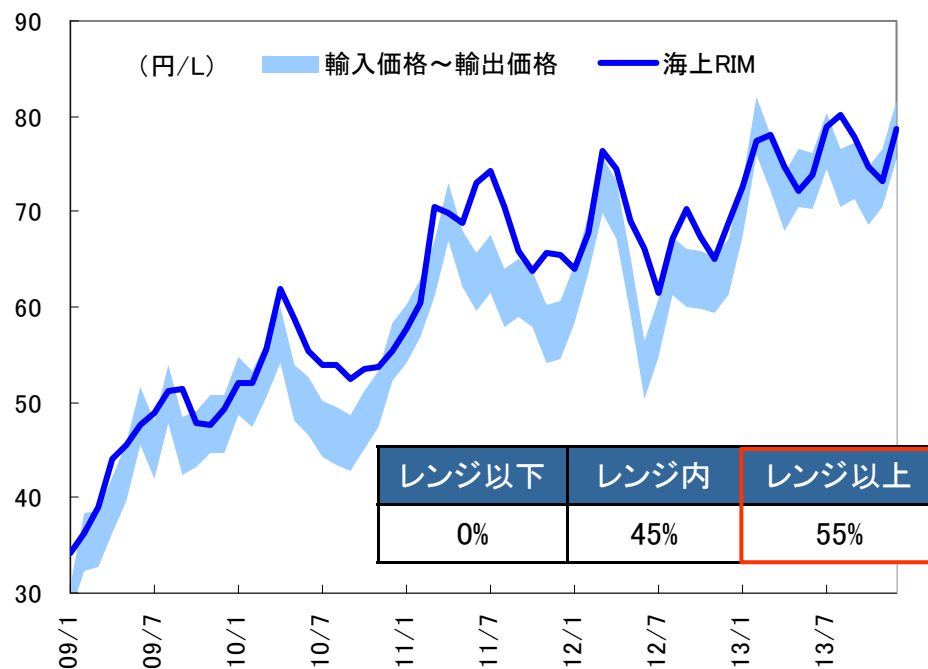


(出所) Bloomberg、東京商品取引所より作成

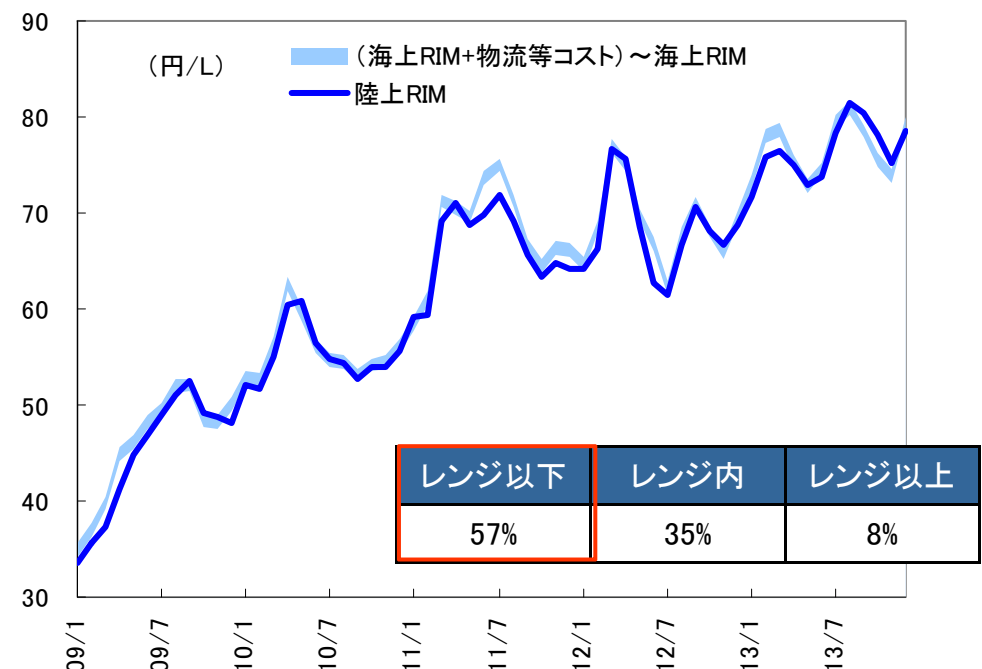
ガソリンスポット価格の推移

- 一般的に海上スポット価格(元売・商社間などタンカーによる大口取引で取引あたりの単価は低い)は、陸上スポット価格(商社・小売店間などローリーによる小口取引で取引あたりの単価は高い)より低くなる。
- 海上スポット価格は、理論価格(輸出価格を下限、輸入価格を上限とする)を上回ったが、陸上スポット価格は、理論価格(海上スポット価格を下限、海上スポット価格+推定物流コスト(1.4円/L)を上限)を下回る傾向にある。
- このことから、陸上スポット価格が海上スポット価格を下回るといった逆転現象が生じていることがわかる。
- このため、元売会社からは、指標価格としての信憑性に疑念が呈されている。

【海上スポット価格の理論価格】



【陸上スポット価格の理論価格】

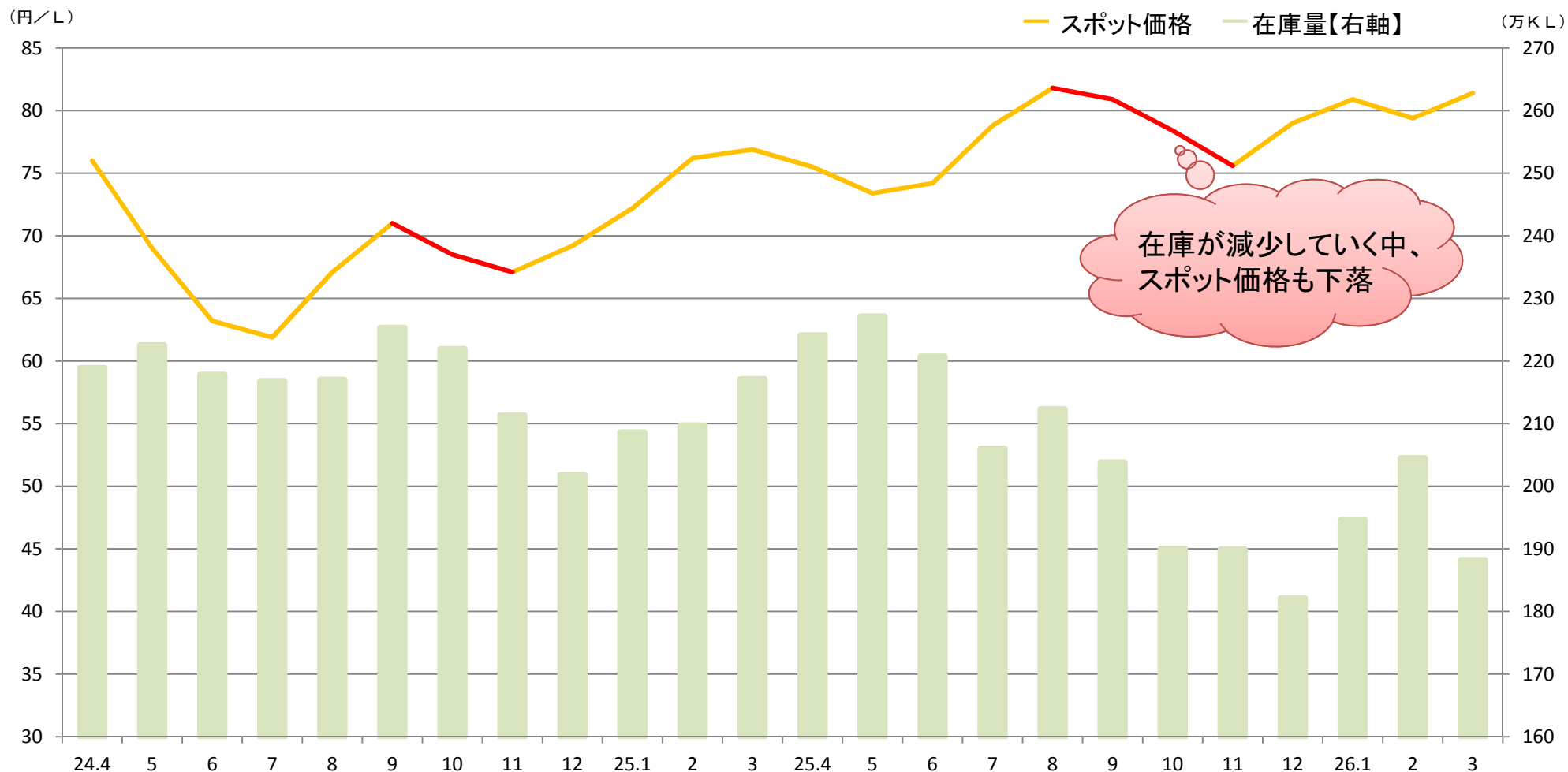


(出所)みずほ銀行産業調査部「石油製品流通市場の課題調査」(平成26年5月)、リム情報開発

(注)輸入価格はフレート、税金、保険料、商社マージンなどを推定、輸出価格はシンガポール価格(MOPS)

ガソリンスポット価格と在庫量の関係

- ガソリン在庫量は、国内市場の需給状況を見る一つの参考値となる。輸出や定修による生産調整等の各社固有の要因等によっても増減するものであるため、単純なモデル化は困難であるが、一般的には、在庫量が減少する際には需給のタイト感からスポット価格が上昇し、在庫量が増加する際には需給の緩和感からスポット価格が下落する傾向にあると考えられる。
- しかし、近年、在庫量の減少にもかかわらずスポット価格が下落する、あるいは、在庫量の増加にもかかわらずスポット価格が上昇するような動きも見られる。特に、直近5年間のうち在庫量が最低水準まで落ち込んだ平成25年9月から12月にかけて、これまでにない低水準で推移している中でもスポット価格は下落を続けるなど、在庫量とスポット価格との間に明確な関連性は見受けられない。

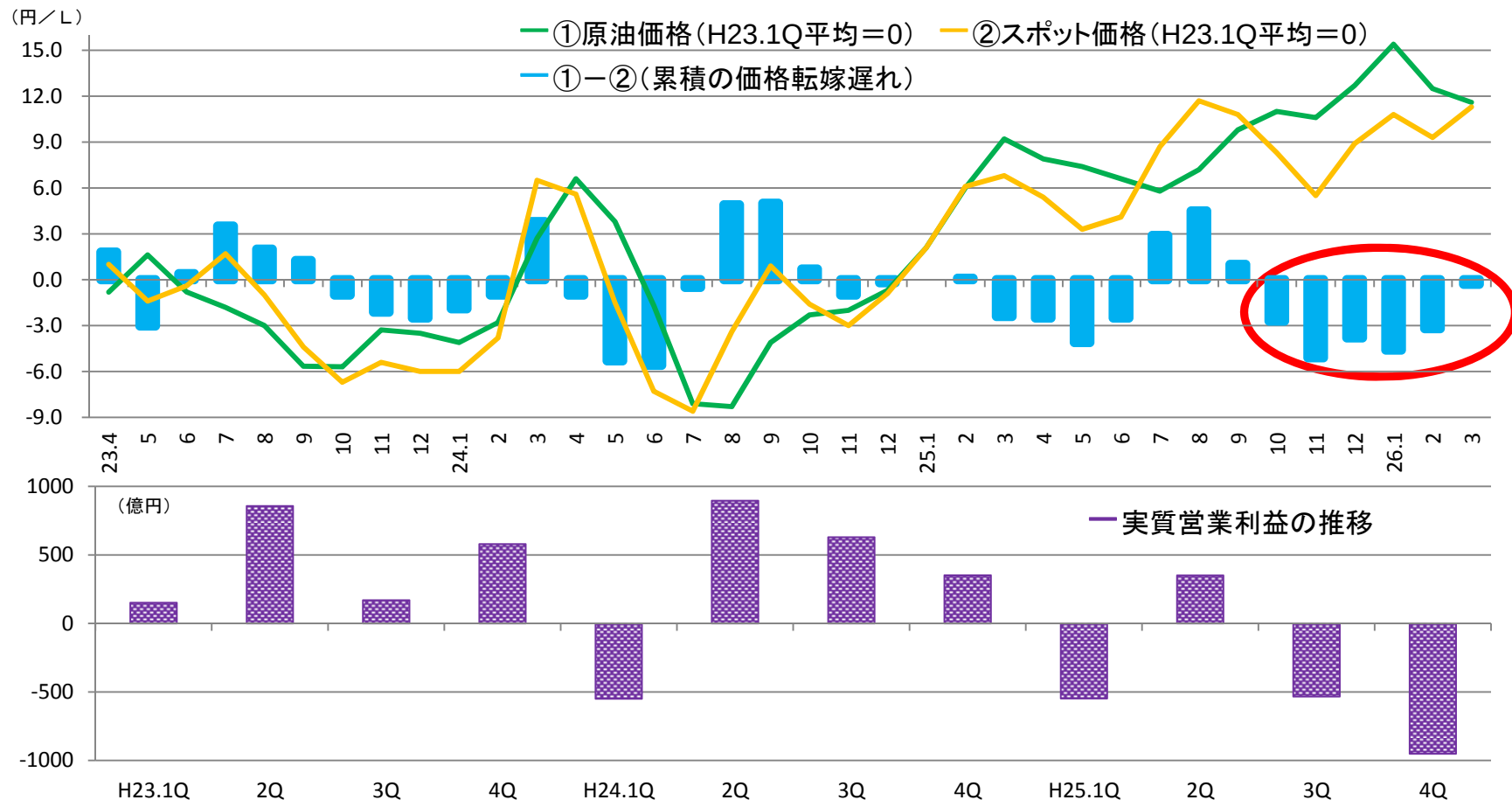


(出所)財務省「貿易統計」、リム情報開発、石油連盟「石連週報」

ガソリンスポット価格・原油コストの推移と大手元売の業績

- 元売各社は、仕切価格決定方式を市場連動方式に変更後、実質的にスポット価格を指標として卸価格を決定してきた。
- しかし、最近のスポット価格は、原油価格の変動分を反映しない状況が続いており、特に、平成25年度下期においては、原油価格が高値安定している中、スポット価格が原油価格の上昇分を十分に反映しなかったことから、元売各社は、石油精製部門において、大幅な赤字を計上した。

【ガソリンスポット価格の変化と大手元売の業績】



(出所)みずほ銀行産業調査部「石油製品流通市場の課題調査」、リム情報開発、財務省「貿易統計」を基に資源エネルギー庁作成
(注)実質営業利益は大手元売5社の石油精製部門合計(在庫評価除く)

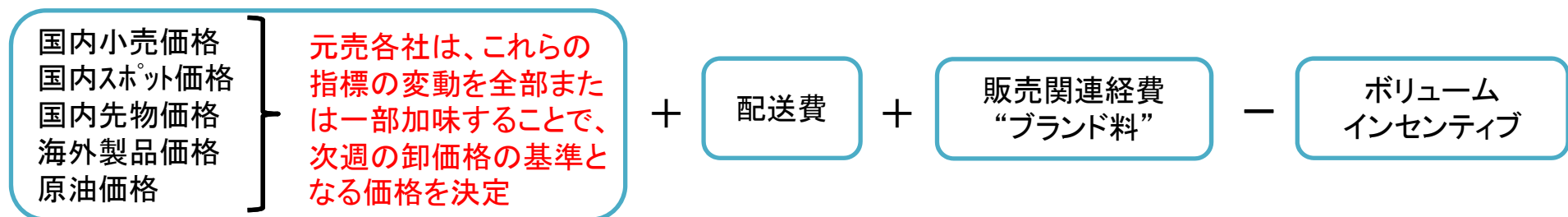
仕切価格決定方式の見直しについて

- 元売各社は原油コストを回収しきれない状態が続き、平成25年度は大幅な赤字決算となったことから、仕切価格決定方式を見直すこととなった。
- スポット価格が原油コストを反映していないとの認識のもと、新たな仕切価格決定方式の下では、スポット価格を参照しないという社もあれば、引き続きスポット価格も参考として価格を決定するとした社もある。

スポット価格に対する元売各社の声

- 海上スポット価格が陸上スポット価格を上回ることがあること、また、価格評価をする対象者が明確化されていないことから価格に対する信憑性に疑問。
- 原油価格が上昇したとしても、スポット価格が上昇しない状況が続いたことから、コストを適正に反映していない。また、在庫が低水準で推移している中、スポット価格が上昇せず、需給感応度が低い。

新たな仕切価格決定方式のイメージ



(出所) 石油元売8社に対するヒアリングから資源エネルギー庁作成

仕切価格決定方式の変更に伴う留意点

- 仕切価格決定方式の変更に当たっては、仕切価格の決定方式や販売関連コスト等に関する算出根拠などについて透明性を向上させ、元売と特約店・販売事業者間で認識と理解を共有することが必要である。また、元売会社においては、仕切価格の予見可能性に支障が生じないように引き続き努めていくことが求められる。
- さらに、こうした仕切価格の透明性や予見可能性を確保するという観点からは、仕切価格の事後的な調整が行われないような基準価格の設定・運用が求められる。万一、需給や市況の変動によって、卸価格について事後的な調整を行わざるを得ない場合には、たとえば長期の遡り適用を行わない等、元売・販売業者の双方においてコスト意識の希薄化を招かないような対応が必要である。
- 上記観点を踏まえて、仕切価格の透明性を備え、従来の国内スポット価格に代わり得るような、わかりやすく、かつ、需給や市況を反映できる指標を関係者間において検討することが必要ではないか。

(参考) 価格指標の比較

価格指標	特徴
海上スポット価格	・元売・商社等がバージ船を用いて大規模に取引する価格 ・元売や商社などタンクを所持しているプレイヤーに限定されている
陸上スポット価格	・商社等の卸業者より、製油所や油槽所からローリーを用いて出荷される際の価格 ・仕切価格決定方式の指標として用いられており、業界で一定の認知を得ている ・調査手法が明確化されておらず、価格の信憑性に疑問が生じている
TOCOM	・GINGA ENERGY JAPAN(株)と合併会社を設立し、OTC市場開設に向けた準備が進む ・勧誘規制の強化により取引の流動性が低く、大量の売買が困難(ただし、受渡し量は一定量あり) ・需給による市場取引ではあるが、期近の取引が少ない。
MOPS	・プラッツが公表するFOBシンガポール価格の平均値 ・石油製品の現物取引の指標として利用 ・国内需給を反映しないため、適正な価格形成に疑問
JOX	・2001年に石油元売・総合商社等の当業者や金融機関など16社が協同出資して設立 ・現物取引を行っている社のみ参加可能。ファンドや投機家は参加できない ・取引量は若干上昇しているものの、年間170万KL(2012年時点)とまだまだ小規模
原油CIF	・原油コストの変動分を反映できる ・国内の石油製品需給とは関係なく変動 ・公表のタイミングが1ヶ月ずれることから、迅速な卸価格決定には至らない

4. 石油製品の品質確保に向けた取組について

石油製品の品質確保に関する現状と課題

概況

○石油製品の品質確保については、「揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）」において、ガソリン、軽油、灯油及び重油の品質規格を定めるとともに、①品質規格に適合しないガソリン、軽油、灯油、重油の販売の禁止、②生産業者及び輸入業者の品質確認義務、③SS事業者の登録・品質分析義務、④混合業者（バイオ燃料とガソリン・軽油等を混合して販売する業者等）の登録・品質確認義務を課している。【p46】

○資源エネルギー庁は、品確法に基づいた適正な品質のガソリン等の販売確認をはじめ、消費者利益保護を目的とした立入検査を毎年度実施するとともに、石油製品を抜き打ちで購入分析する試買検査を行っている【p47-48】

○バイオ燃料とガソリン・軽油等を混合して販売する業者等の登録・品質確認義務（特定加工制度）は平成21年に導入され、施行後5年を経過し、見直しの必要性の有無を検討することとなっている。これまでの取組を検証した結果、立入検査と試買分析による品質違反事案への迅速な対応等を踏まえ、違反事案の影響は極めて限定的。また、事業者には、消費者保護のために必要な制度であるとの理解が得られている。【p49-56】

○品確法には、「商流が一定」とあるという要件を満たすものとして国が認定した場合、SSにおける10日に1回の品質分析義務を年1回に軽減する措置がある。他方で、平成26年1月の公正取引委員会が新たに要請した経路による石油製品の取扱いについては、現行制度上は軽減認定が認められない。【p57-58】

石油製品の品質確保に関する現状と課題

論点

- ガソリン等の品質確保に関して行われている、立入検査や試買検査といった取組について、見直す必要はあるか。
- バイオ燃料の導入促進の観点から、平成21年に導入された特定加工制度については、施行後5年を経過した時点で見直しの必要性の有無を検討することとなっている。これまでの取組を検証した結果として、品質違反事案の影響は極めて限定的であることが明らかになったこと、また、事業者には消費者保護のために必要な制度であるとの理解が得られていることを踏まえて、現行制度を維持することとして問題はないか。
- ガソリンの商流が多様化し、平成26年1月に公正取引委員会から元売各社に対して「元売が出荷した自社のガソリンについては、販売経路のいかんを問わず、系列玉と同等の扱いとする」よう求める要請が発出されたことに加え、本年より石油流通証明書が導入されていることから、「一定の商流」を前提としている、現行の軽減認定制度について見直しを検討する必要があるのではないか。

石油製品の品質確保

揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）

【目的】

国民生活と関連性が高い石油製品である揮発油（ガソリン）、軽油及び灯油について、適切な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、消費者の利益の保護に資すること等を目的とする。

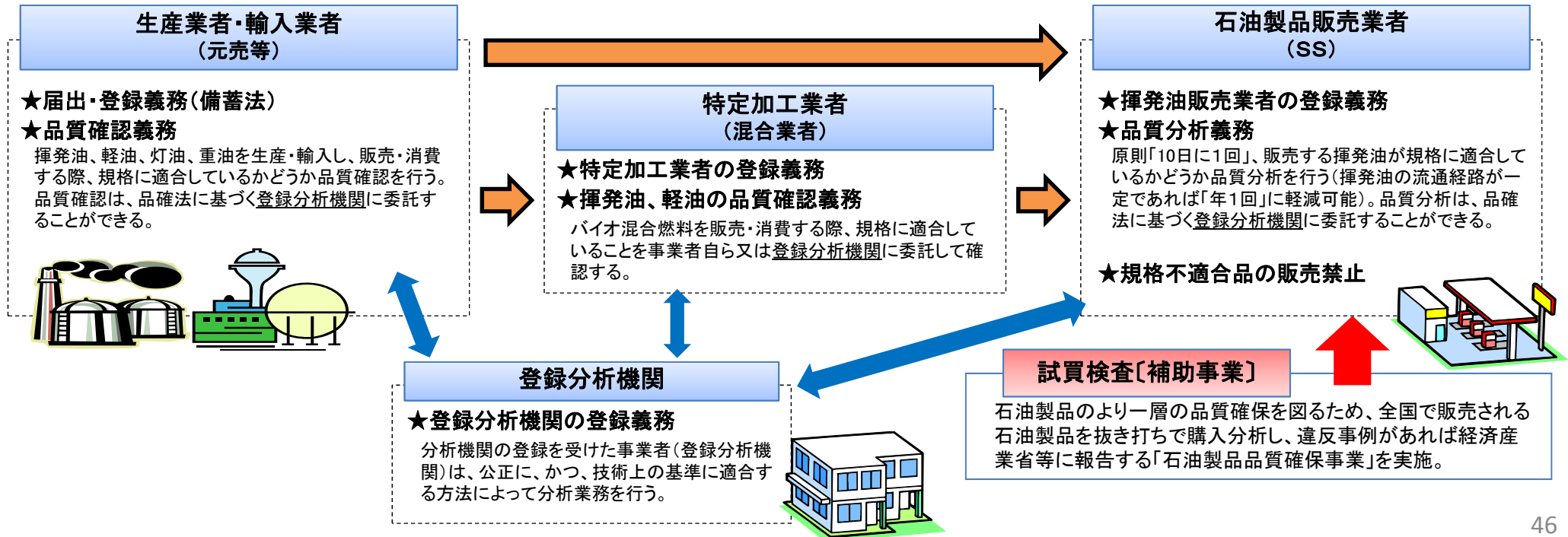
【概要】

環境、安全等に関する品質を管理するため、ガソリン、軽油、灯油及び重油の規格を定めるとともに、

- ①品質規格に適合しないガソリン、軽油、灯油、重油の販売の禁止
- ②生産業者及び輸入業者の品質確認義務
- ③SS業者の登録・品質分析義務
- ④混合業者（バイオ燃料とガソリン・軽油等を混合して販売する業者等）の登録・品質確認義務

を課す。なお、違反に対する罰則は、罰金、過料又は懲役を伴う（最大で一年以下の懲役又は罰金100万円）。

品確法の対象と主な義務



品質確保に向けた取組

○資源エネルギー庁及び地方経済産業局は、揮発油(ガソリン)等を販売するSSに対して、品確法に基づいた適正な品質のガソリン等の販売確認をはじめとした、消費者利益保護を目的とした立入検査を毎年度実施。

○石油製品を抜き打ちで購入分析し、違反事例があれば経済産業省等に報告する試買検査を実施。平成25年度は約4万カ所のSS等で、約26万サンプルの試買分析を実施し、851件の規格不適合を確認(不適合比率は0.1%以下)。

平成25年度 立入件数

立入検査件数	314件
うち指摘事項あり※1	178件
うち指摘事項なし	136件

※1 主な指摘事項の内容は、
 ・登録や届出内容の不備
 ・書類管理や店頭表示の不備
 ・ガソリン等の品質関係
 となっている。

※2 品確法の対象外であるクマリン55件を含む。

※3 灯油の色違反については、需要の少ない夏期に灯油が給油機ホース内に滞留することに起因するものであり、それを除けば不適合率は低いレベルとなる。

平成25年度 試買件数

	ハイオク ガソリン	レギュラー ガソリン	軽油	灯油
不適合 件数	54件	26件	285件※2	486件
サンプル 件数	63,823 件	68,041 件	67,392 件	64,960 件
不適合率	0.08%	0.03%	0.42%	0.73% 0.19%※3
主な不 適合項目	硫黄分 (20件) 蒸気圧 (18件) オクタン価 (10件)	硫黄分 (15件)	引火点 (147件) 硫黄分 (81件)	色 (349件) 引火点 (132件)

(参考) ガソリン・軽油の強制規格

ガソリンの強制規格

項目	満たすべき基準	分類
鉛	検出されない	環境(大気汚染防止)
硫黄分	0.001 質量 % 以下	環境(大気汚染防止)
MTBE	7体積%以下	環境(大気汚染防止)
※酸素分	1.3質量%以下	環境(大気汚染防止)
ベンゼン	1体積%以下	健康被害防止
灯油	4体積%以下	エンジントラブル防止
メタノール	検出されない	エンジントラブル防止
※エタノール	3体積%以下	エンジントラブル防止
実在ガム	5mg / 100ml 以下	エンジントラブル防止
色	オレンジ色	灯油との誤使用防止

※E10対応ガソリン車の燃料として用いるガソリンを販売又は消費しようとする場合における規格値は、それぞれ以下のとおりとする。

酸素分 : 3.7質量%以下
エタノール: 10体積%以下

軽油の強制規格

項目	満たすべき基準	分類
硫黄分	0.001 質量 % 以下	環境(大気汚染防止)
セタン指数	45 以上	環境(大気汚染防止)
蒸留性状 (90%留出温度)	360 °C 以下	環境(大気汚染防止)
トリグリセリド	0.01 質量 % 以下	エンジントラブル防止
脂肪酸メチルエステル(FAME)	0.1質量 % 以下 5質量 % 以下(※)	エンジントラブル防止
(※)メタノール	0.01 質量%以下	エンジントラブル防止
(※)酸価	0.13 mgKOH/g以下	エンジントラブル防止
(※)ぎ酸、酢酸及びプロピオン酸の合計	0.003 質量 % 以下	エンジントラブル防止
(※)酸化安定度	65分以上	エンジントラブル防止

(留意点)

脂肪酸メチルエステルが0.1%を超え、5%以下の場合には「※」の酸化安定性等の項目も満たす必要がある。

品確法における特定加工制度について

- ・バイオ燃料の導入を促進する上で、消費者保護を図るとともに、バイオ燃料混合ガソリン・軽油の適正な品質を確保するため、品確法を改正し、ガソリン・軽油にエタノール等を混和する事業者に対して品質確認等を義務づけ。(平成20年5月改正、21年2月施行)
- ・施行後5年経過した時点で、施行の状況を勘案し、検討を講ずることとしている。

附 則 (平成二〇年五月三〇日法律第四八号)

(検討)

第6条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

特定加工制度導入後の動きについて

○中央環境審議会第十次答申(平成22年7月28日中環審第563号)に基づき、E10対応ガソリン車の排出ガス低減対策と燃料規格を導入(平成24年4月)。

「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十次報告)平成22年7月28日(中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス専門委員会)」

において、E10対応ガソリン車の排出ガスの基準等に係る燃料に含まれる物質の量の許容限度に関する答申がなされたことから、品確法施行規則を改正し、E10対応ガソリン車限定でE10を販売することができるよう揮発油規格の特則を定めた。(平成24年4月1日施行)

○SSにおいて、現時点で広範囲に新燃料を販売することは予定されていない。

特定加工制度

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律 (20年5月改正・21年2月施行)

● バイオ燃料導入を政府として促進

○ 京都議定書目標達成計画

原油換算50万KLのバイオ燃料導入(2010年度)

○ 石油業界のほか、地産地消の様々な事業者による取組が存在

- ・ETBE混合ガソリン
- ・エタノールの直接混合ガソリン
- ・廃食油等を利用した脂肪酸メチルエステル混合軽油

● 不適正な品質のバイオ燃料混合ガソリン・軽油は

- ・自動車の故障の原因
- ・大気汚染の原因(排ガス性状等)



高濃度アルコール含有ガソリン
(規格不適合品)によるエンジン
ルームの火災事故



脂肪酸メチルエステル混合軽油
(規格不適合品)によるエンジン
ルームでの異物生成

法改正

バイオ燃料混合ガソリン・軽油の適正な品質を確保

安全・安心の確保、消費者保護
円滑なバイオ燃料の導入促進

改正の概要

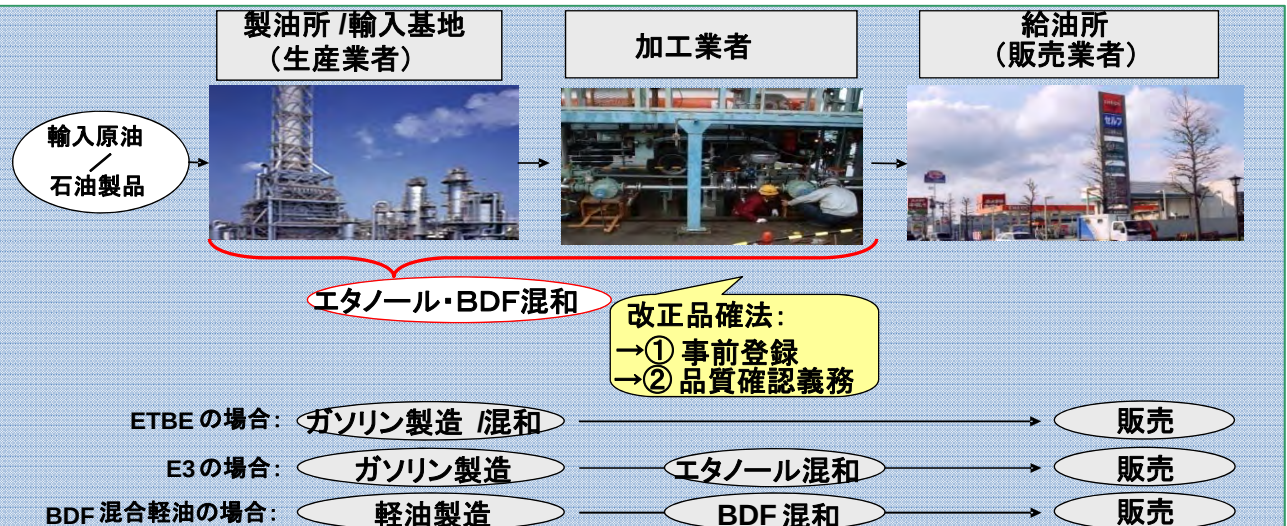
バイオ燃料が混和されたガソリンや軽油の適正な品質を確保するため、ガソリン・軽油にエタノール等を混和する事業者に対しても以下の措置を講じる。

① 事前登録を義務付け

登録要件: 違反歴の有無

適切な混和を行い得る設備の有無

② 混合ガソリン・軽油の品質の確認を義務付け(※自家消費も対象)



特定加工業の登録と品質確認の義務

登録が必要となる者

- ①揮発油にエタノールを混和して揮発油(バイオエタノール混合ガソリン)を生産する事業者(「揮発油特定加工業者」)
- ②揮発油にETBE(エチルターシャリーブチルエーテル)を混和して揮発油(バイオETBE混合ガソリン)を生産する事業者(「揮発油特定加工業者」)
- ③軽油に脂肪酸メチルエステルを混和して軽油(バイオディーゼル混合軽油)を生産する事業者(「軽油特定加工業者」)

登録要件

- ①特定加工を適切かつ確実に実施するに足る能力(設備)を有していること
- ②申請書等に不備がないこと
- ③過去2年間、本法に違反していないこと 等

【用語説明】

「特定加工」…石油製品に石油製品以外のもの(以下「混和対象物」という。)を混和することにより、石油製品の品質を調整することをいう。

「揮発油特定加工業」…特定加工して揮発油を生産する事業をいう。

「軽油特定加工業」…特定加工して軽油を生産する事業をいう。

○ETBE方式は、バイオエタノールとイソブテンから製造される化合物をガソリンに添加剤として混合する方式。

○E3方式は、エタノール3%を直接ガソリンに混合する方式。

品質確認の義務

【揮発油特定加工業者の場合】

特定加工して生産した揮発油を自動車の燃料として販売又は消費するときは、販売・消費するバイオエタノール混合ガソリン・バイオETBE混合ガソリンが揮発油の強制規格に適合しているか確認する義務が課される。

【軽油特定加工業者の場合】

特定加工して生産した軽油を自動車の燃料として販売又は消費するときは、販売・消費するバイオディーゼル混合軽油が軽油の強制規格に適合しているか確認する義務が課される。

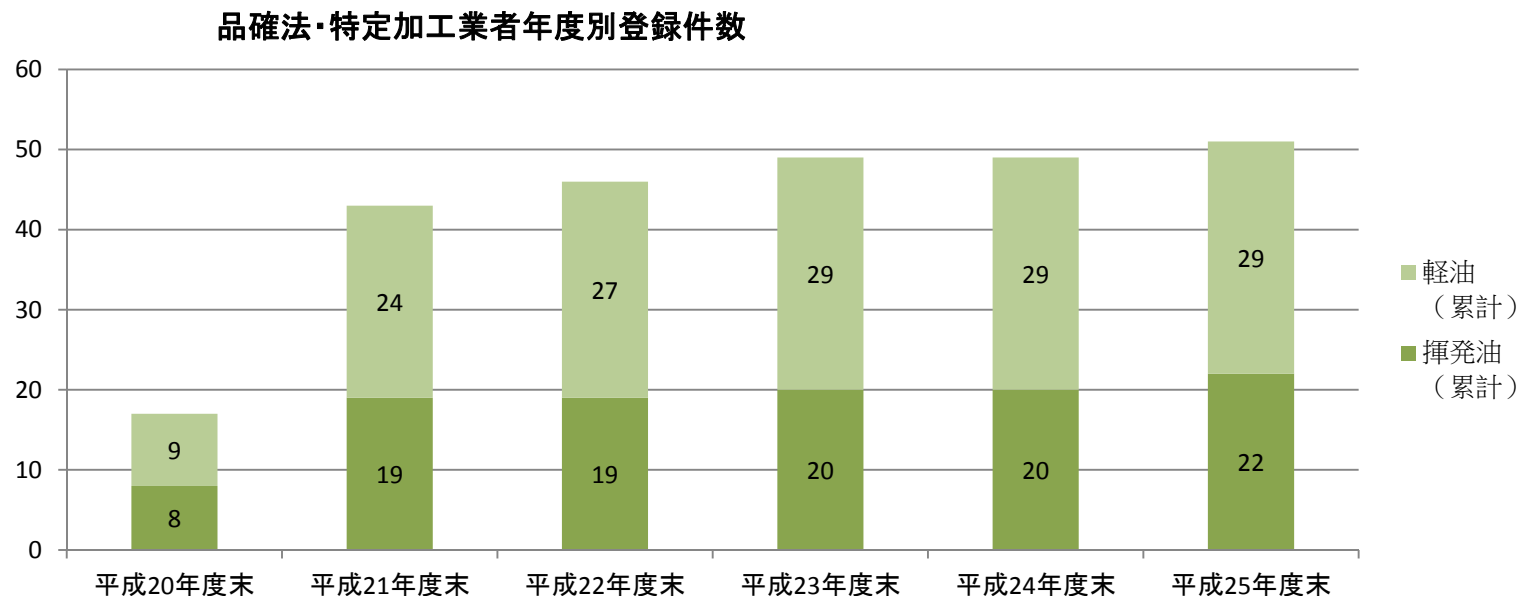
※品質確認は、生産業者同様原則ロット毎のところ、基準に適合した混合設備を使用することが義務づけられている点に着目し、①混合後に強制規格に適合するレベルの適切な品質のものが、②継続的に生産され、③継続的に特定加工業者に供給されることが証明される場合、3ヶ月に一回(年4回)に軽減することができる。

特定加工業者の登録状況

○平成25年度末時点で、登録事業者数は51件。

○属性をみると

- ・揮発油特定加工業者(22社)については、ETBE混和を行う元売や企業規模の大きい企業が77%(17社)で、中小企業が23%(5社)しかない一方、
 - ・軽油特定加工業者(29社)は、現時点で特定加工を行っていない者も多く、実際、加工を行っている16社でみた場合、自家消費といった地産地消を中心とする中小企業が全体の87%(14社)と太宗を占めており
- 油種により、生産動向が大きく異なっている。



特定加工業者の品質確保対策

- 特定加工業者に対しては、立入検査及び試買分析(年3回)を実施。
- 違反が確認でき次第、立入検査等による指導を行った結果、品質違反を繰り返す業者はいない。
- 品質違反のほとんどは軽油特定加工業者であり、地産地消が主体となることから、品質違反の影響は限定的。

立入検査における品質違反件数
(21～25年度計)

	揮発油	軽油
立入検査件数	24	49
品質違反件数	0	10

試買検査における品質違反件数
(21～25年度計)

	揮発油	軽油
試買検査件数	385	119
品質違反件数	2	13

注: 詳細な立入検査内容が分かるものをカウント

特定加工業者に対するアンケート調査結果①

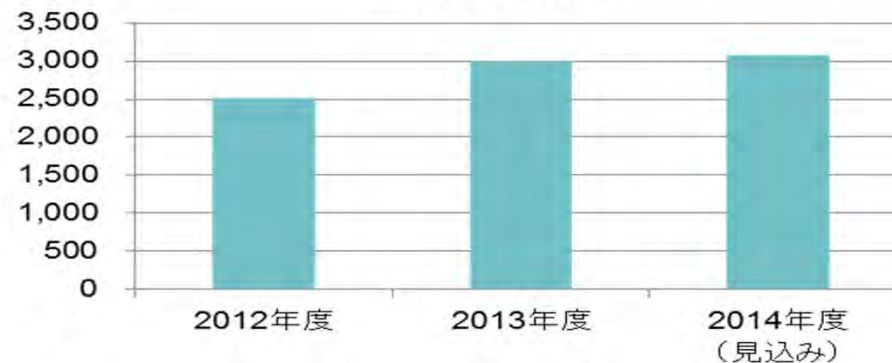
アンケート概要

- ◆調査対象: 特定加工業者51者(平成25年11月25日時点)
- ◆調査期間: 平成25年12月4日～平成25年12月20日
- ◆回収率: 82.4% 42者

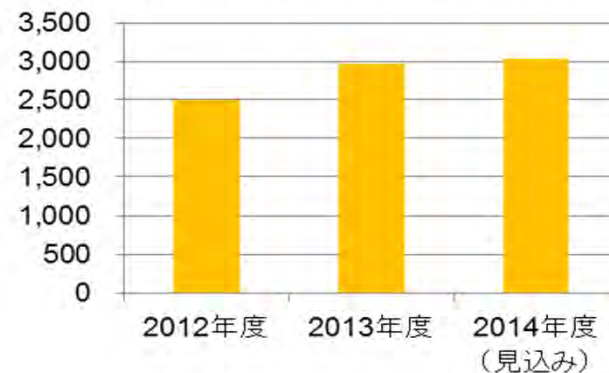
○生産量は、ETBE混合揮発油が99%を占めている。

○混和対象物(ETBE、エタノール、FAME)別にみると、ETBE混和揮発油と、エタノール混和揮発油は、微増しているが、FAME混和軽油は変化がない。

生産量(万KL)



ETBE混和揮発油 生産量(万KL)



エタノール混和揮発油 生産量(万KL)



FAME混和軽油 生産量(万KL)



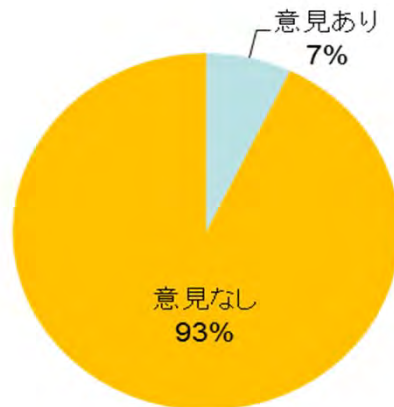
特定加工業者に対するアンケート調査結果②

特定加工業を行おうとする者は、事業を開始する前に、経済産業大臣の登録を受ける必要がある。



特定加工業の登録については、「意見なし」が約9割で、消費者保護のため必要な制度であると理解が得られている。

登録制度について

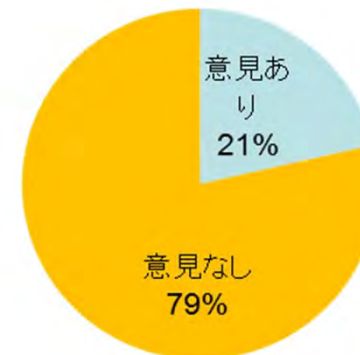


特定加工業者は、特定加工して生産した揮発油・軽油が、強制規格に適合することを確認することが義務づけられている。



品質確認制度については、「意見なし」が約8割で、消費者保護のため必要な制度であると理解が得られている。

品質確認制度について

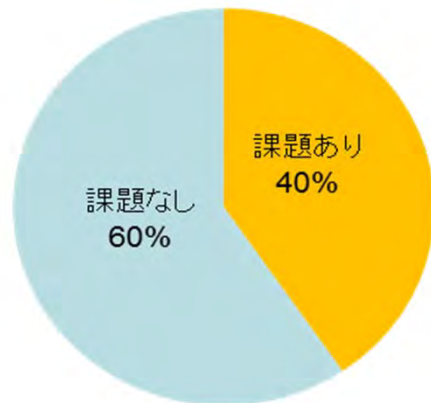


特定加工業者に対するアンケート調査結果③

○混和対象物(ETBE、エタノール、FAME)の調達や価格について、4割が課題を感じている。
具体的には、混和対象物の安定的な供給が困難であること、コスト面の課題が多かった。

○特定加工の登録をしたものの、現在、「特定加工を行っていない者」は26%、「当初計画より生産量が伸びていない者」は29%。その理由として、コスト高や国の実証事業の終了、税制優遇がないことなど経済面に係る理由があげられた。

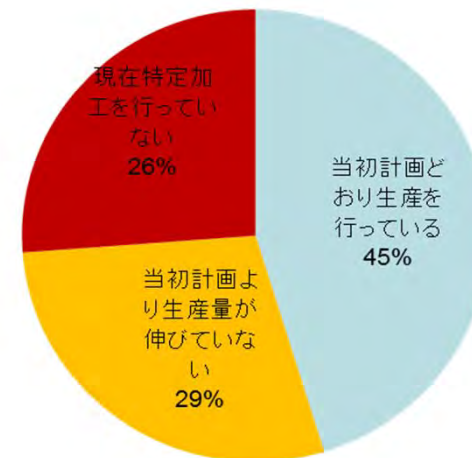
混和対象物の調達等について



具体的課題(※複数回答)

混和対象物(ETBE,エタノール、FAME)の安定的な供給の確保 (10件)	コスト高(調達・加工コスト) (9件)	支援策の継続が必要(税制優遇、補助金等)(5件)
---	------------------------	--------------------------

現在の生産状況について



具体的理由

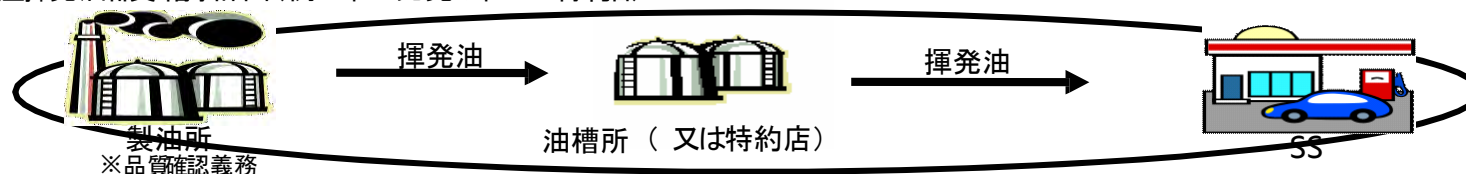
コスト高 (47%)	国の実証事業の終了(12%)	税制優遇がない(12%)	販路拡大できない(12%)	その他(17%)
---------------	----------------	--------------	---------------	----------

品質維持計画制度(軽減認定制度)

○揮発油(ガソリン)の流通経路が一定であり、生産・輸入業者等が供給する揮発油をSSにおいて品質変更することなく販売することが確実であるとして国が認定した場合、SSにおける10日に1回の品質分析義務を年1回に軽減。

○認定は(1)単一元売で単一の特約店以外に、(2)単一の元売で複数の特約店、(3)複数の元売で単一の特約店でも可能。

(1) 生産揮発油品質維持計画(例: 単一元売で単一の特約店)



(2) 生産揮発油品質維持計画(例: 単一元売で複数の特約店)



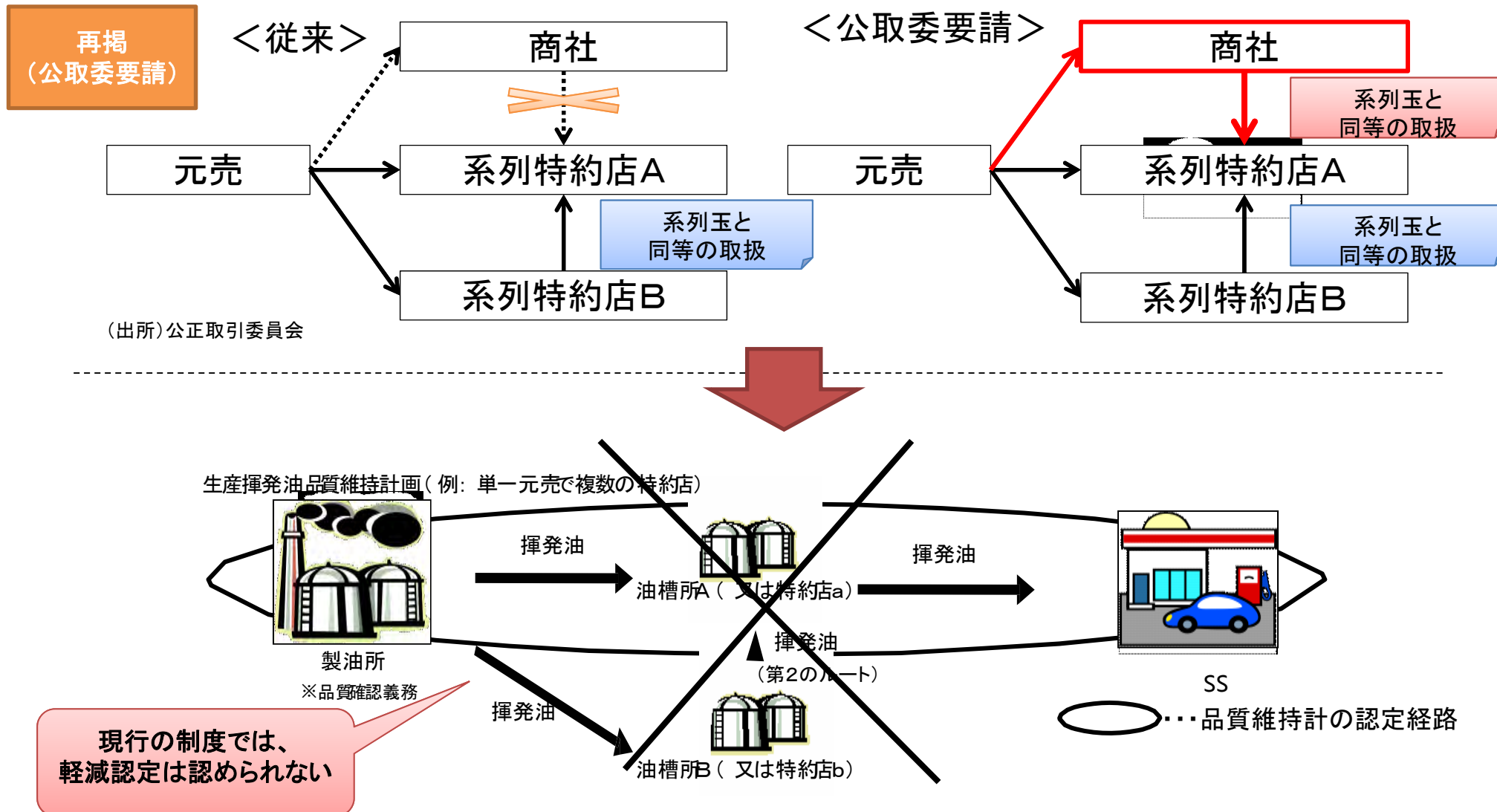
(3) 確認揮発油品質維持計画(例: 複数の元売で単一の特約店)



...品質維持計の認定経路

○平成26年1月、公正取引委員会は、元売が商社に販売し、商社から系列特約店に販売されるものを含めて、元売が出荷したガソリンについては、その販売経路のいかんを問わず、系列玉と同等の扱いとするよう求めた。

○しかしながら、現行の制度においては、製油所の購入する揮発油の流通経路が常に一定かどうか確認できないこと、油槽所Bが製油所や油槽所Aと連帯損害賠償契約等を作成していないことから、公取委が新たに要請した経路による石油製品の取扱いについて、軽減認定は認められない。



5. SS過疎地における安定供給の確保 について

SS過疎地の安定供給確保に関する現状と課題

概況

- 全国におけるSS数は平成6年以降減少し続けており、これに伴い市町村内のSS数が3カ所以下の地域（いわゆる過疎SS市町村）も年々増加。エネルギー基本計画においても、過疎地域における石油製品の安定供給に向けた取組が求められている。こうした中、地域住民や自治体が、主体的にSS維持に取り組む例が出始めている。【p62-65】
- 資源エネルギー庁は、SS過疎地において各地域の実情に応じた供給体制を構築するため、平成23～25年度にかけて日用品の販売・配送や、ダウンサイジング等の実証事業を実施。また、過疎地におけるSSの地下タンクの入替や需要動向に応じた簡易計量器の設置、消防法対応工事の一部補助、灯油ローリーの配備等を支援している。【p66-70】
- 本土と比べて地理的な条件不利を抱えている離島においては、石油製品価格の低廉化や安定的な供給体制の構築が課題。資源エネルギー庁としては、離島の実情に応じた輸送コスト差分の補助や流通合理化・安定供給体制の構築に向けた調査等の支援を行っている。【p72-74】

SS過疎地の安定供給確保に関する現状と課題

論点

- 過疎地域においては、石油製品を含め、地域コミュニティに必要な物資・サービスの供給体制を維持していくことが課題となっている。
- SS過疎地において、SSを地域の生活・経済基盤として維持していくためには、事業者自身による運営努力のみならず、地域住民や自治体も加わった上で、地域にとって真に必要かつ持続可能な燃料供給体制がどうあるべきかを考え、石油製品の安定供給を総合的な地域政策の一環に位置付けつつ、各地域の実情に応じた燃料供給体制を構築していくことが必要ではないか。
- その上で、地域住民や自治体による、地元での継続的な燃料購入や過疎債の活用といった、幅広くかつ継続的な取組が必要となるのではないか。
- 国としては、地域における石油製品の安定供給に貢献する意識と意欲のある事業者に対して、地域政策を担当する省庁とも連携を図りながら、真に地域に必要とされるSSの経営基盤強化を支援していく必要があるのではないか。
- 加えて、SSの運営コストを下げるためには、系列の枠を超えた共同運営・配送のさらなる推進や、一定の要件を満たす場合における規制の見直しといった、新しいビジネスモデルを構築を関係者と検討していくことが必要ではないか。

過疎SS市町村

再掲

○全国的にSSが減少していく中で、市町村内のSS数が3カ所以下の地域は265カ所(平成26年3月末)にのぼり、3年前より27市町村増加。自動車のガソリンや農業機械の軽油などの給油や、高齢者への冬場の灯油配達などに支障がでるといった、「SS過疎地問題」が顕在化。

SS数が0箇所 : 8町村	
1 新潟県	岩船郡粟島浦村
2 富山県	中新川郡舟橋村
3 大阪府	豊能郡豊能町
4 奈良県	磯城郡三宅町
5 和歌山県	東牟婁郡北山村
6 山口県	玖珂郡和木町
7 鹿児島県	鹿児島郡三島村
8 鹿児島県	鹿児島郡十島村

SS数が1箇所 : 63町村	
1 北海道	上磯郡木古内町
2 北海道	古宇郡神恵内村
3 北海道	余市郡赤井川村
4 北海道	空知郡上砂川町
5 北海道	樺戸郡月形町
6 北海道	雨竜郡秩父別町
7 北海道	雨竜郡北竜町
8 北海道	苫前郡初山別村
9 青森県	東津軽郡蓬田村
10 青森県	中津軽郡西目屋村
11 青森県	下北郡風間浦村
12 秋田県	南秋田郡大潟村
13 山形県	最上郡金山町
14 福島県	南会津郡檜枝岐村
15 福島県	河沼郡湯川村
16 福島県	大沼郡三島町
17 福島県	西白河郡中島村
18 群馬県	多野郡上野村
19 東京都	大島支庁利島村
20 東京都	三宅支庁御蔵島村
21 東京都	八丈支庁青ヶ島村
22 神奈川県	足柄上郡松田町
23 神奈川県	足柄上郡開成町
24 神奈川県	足柄下郡真鶴町
25 神奈川県	愛甲郡清川村
26 石川県	能美郡川北町

27 山梨県	北都留郡小菅村
28 長野県	南佐久郡北相木村
29 長野県	下伊那郡平谷村
30 長野県	下伊那郡根羽村
31 長野県	下伊那郡天龍村
32 長野県	下伊那郡泰阜村
33 長野県	木曽郡王滝村
34 長野県	東筑摩郡山形村
35 長野県	上高井郡高山村
36 京都府	綴喜郡井手町
37 京都府	相楽郡南山城村
38 奈良県	生駒郡三郷町
39 奈良県	高市郡明日香村
40 奈良県	北葛城郡上牧町
41 奈良県	北葛城郡王寺町
42 奈良県	吉野郡黒滝村
43 奈良県	吉野郡野迫川村
44 奈良県	吉野郡上北山村
45 奈良県	吉野郡川上村
46 和歌山県	日高郡美浜町
47 和歌山県	東牟婁郡太地町
48 鳥根県	隠岐郡知夫村
49 岡山県	真庭郡新庄村
50 岡山県	英田郡西栗倉村
51 山口県	阿武郡阿武町
52 高知県	安芸郡田野町
53 高知県	安芸郡北川村
54 高知県	土佐郡大川村
55 高知県	幡多郡三原村
56 熊本県	球磨郡水上村
57 沖縄県	国頭郡大宜味村
58 沖縄県	島尻郡渡嘉敷村
59 沖縄県	島尻郡渡名喜村
60 沖縄県	島尻郡南大東村
61 沖縄県	島尻郡北大東村
62 沖縄県	島尻郡伊是名村
63 沖縄県	宮古郡多良間村

SS数が2箇所 : 81町村	
1 北海道	石狩郡新篠津村
2 北海道	島牧郡島牧村
3 北海道	虻田郡二セコ町
4 北海道	虻田郡留寿都村
5 北海道	虻田郡京極町
6 北海道	古宇郡泊村
7 北海道	古平郡古平町
8 北海道	樺戸郡浦臼町
9 北海道	雨竜郡沼田町
10 北海道	上川郡樺栖町
11 北海道	上川郡比布町
12 北海道	中川郡音威子府村
13 北海道	網走郡津別町
14 北海道	常呂郡置戸町
15 北海道	紋別郡西興部村
16 北海道	足寄郡陸別町
17 北海道	阿寒郡鶴居村
18 青森県	東津軽郡今別町
19 青森県	下北郡佐井村
20 宮城県	刈田郡七ヶ宿町
21 山形県	西村山郡西川町
22 山形県	最上郡舟形町
23 福島県	大沼郡昭和村
24 福島県	双葉郡葛尾村
25 埼玉県	入間郡越生町
26 埼玉県	秩父郡東秩父村
27 千葉県	長生郡睦沢町
28 東京都	西多摩郡檜原村
29 東京都	大島支庁神津島村
30 神奈川県	中郡二宮町
31 山梨県	南都留郡西桂町
32 山梨県	南都留郡鳴沢村
33 山梨県	北都留郡丹波山村
34 長野県	南佐久郡南相木村
35 長野県	上伊那郡飯島町
36 長野県	下伊那郡下條村
37 長野県	下伊那郡売木村
38 長野県	下伊那郡大鹿村
39 長野県	東筑摩郡生坂村

40 長野県	下高井郡木島平村
41 長野県	上水内郡小川村
42 岐阜県	本巣郡北方町
43 岐阜県	加茂郡富加町
44 岐阜県	加茂郡東白川村
45 愛知県	海部郡大治町
46 三重県	桑名郡木曽岬町
47 京都府	綴喜郡宇治田原町
48 京都府	相楽郡笠置町
49 大阪府	三島郡島本町
50 大阪府	泉南郡田尻町
51 大阪府	南河内郡河南町
52 奈良県	生駒郡平群町
53 奈良県	生駒郡安堵町
54 奈良県	高市郡高取町
55 奈良県	吉野郡東吉野村
56 和歌山県	伊都郡九度山町
57 和歌山県	伊都郡高野町
58 鳥取県	日野郡江府町
59 岡山県	勝田郡奈義町
60 山口県	熊毛郡上関町
61 徳島県	勝浦郡勝浦町
62 徳島県	勝浦郡上勝町
63 高知県	安芸郡奈半利町
64 高知県	安芸郡馬路村
65 福岡県	遠賀郡遠賀町
66 福岡県	鞍手郡小竹町
67 福岡県	朝倉郡東峰村
68 福岡県	田川郡赤村
69 福岡県	築上郡吉富町
70 佐賀県	三養基郡上峰町
71 熊本県	球磨郡五木村
72 大分県	東国東郡姫島村
73 宮崎県	児湯郡西米良村
74 宮崎県	大島郡諸塚村
75 鹿児島県	東臼杵郡檜村
76 沖縄県	国頭郡東村
77 沖縄県	中頭郡嘉手納町
78 沖縄県	島尻郡座間味村
79 沖縄県	島尻郡粟国村
80 沖縄県	島尻郡伊平屋村
81 沖縄県	島尻郡久米島町

SS数が3箇所 : 113市町村	
1 北海道	上磯郡知内町
2 北海道	茅部郡鹿部町
3 北海道	檜山郡江差町
4 北海道	寿都郡寿都町
5 北海道	寿都郡黒松内町
6 北海道	虻田郡真狩村
7 北海道	虻田郡喜茂別町
8 北海道	余市郡仁木町
9 北海道	空知郡奈井江町
10 北海道	雨竜郡雨竜町
11 北海道	雨竜郡幌加内町
12 北海道	上川郡東神楽町
13 北海道	上川郡愛別町
14 北海道	上川郡東川町
15 北海道	空知郡上富良野町
16 北海道	空知郡中富良野町
17 北海道	勇払郡占冠村
18 北海道	上川郡和寒町
19 北海道	上川郡剣淵町
20 北海道	上川郡下川町
21 北海道	中川郡中川町
22 北海道	留萌郡小平町
23 北海道	天塩郡遠別町
24 北海道	天塩郡幌延町
25 北海道	枝幸郡中頓別町
26 北海道	礼文郡礼文町
27 北海道	利尻郡利尻町
28 北海道	紋別郡滝上町
29 北海道	虻田郡豊浦町
30 北海道	有珠郡壮瞥町
31 北海道	勇払郡厚真町
32 北海道	河西郡更別村
33 青森県	南津軽郡田舎館村
34 青森県	下北郡大間町
35 岩手県	西磐井郡平泉町
36 岩手県	下閉伊郡普代村
37 秋田県	南秋田郡井川町
38 秋田県	雄勝郡東成瀬村
39 山形県	最上郡鮎川村

40 山形県	東田川郡三川町
41 福島県	伊達郡桑折町
42 福島県	耶麻郡磐梯町
43 福島県	河沼郡柳津町
44 福島県	石川郡玉川村
45 福島県	双葉郡広野町
46 福島県	双葉郡楢葉町
47 福島県	相馬郡新地町
48 群馬県	多野郡神流町
49 群馬県	甘楽郡南牧村
50 群馬県	吾妻郡高山村
51 群馬県	利根郡川場村
52 群馬県	邑楽郡明和町
53 埼玉県	比企郡滑川町
54 埼玉県	秩父郡横瀬町
55 埼玉県	秩父郡長瀬町
56 埼玉県	児玉郡美里町
57 東京都	西多摩郡日の出町
58 東京都	西多摩郡奥多摩町
59 東京都	小笠原支庁小笠原村
60 神奈川県	逗子市
61 新潟県	刈羽郡刈羽村
62 石川県	河北郡内灘町
63 福井県	今立郡池田町
64 山梨県	南巨摩郡早川町
65 山梨県	南都留郡道志村
66 山梨県	南都留郡忍野村
67 長野県	小県郡青木村
68 長野県	上伊那郡宮田村
69 長野県	下伊那郡喬木村
70 長野県	下伊那郡豊丘村
71 長野県	東筑摩郡麻績村
72 長野県	東筑摩郡朝日村
73 長野県	東筑摩郡筑北村
74 長野県	北安曇郡池田町
75 長野県	北安曇郡小谷村
76 長野県	下高井郡沢田温泉村
77 長野県	上水内郡飯綱町
78 岐阜県	安八郡安八町
79 岐阜県	加茂郡祝町
80 岐阜県	大野郡白川村

81 愛知県	北設楽郡東栄町
82 愛知県	北設楽郡豊根村
83 三重県	三重郡朝日町
84 滋賀県	犬上郡甲良町
85 京都府	乙訓郡大山崎町
86 大阪府	泉北郡忠岡町
87 大阪府	南河内郡太子町
88 大阪府	南河内郡千早赤阪村
89 兵庫県	加古郡播磨町
90 奈良県	生駒郡斑鳩町
91 奈良県	宇陀郡曾爾村
92 奈良県	宇陀郡御杖村
93 奈良県	吉野郡下市町
94 奈良県	吉野郡天川村
95 和歌山県	東牟婁郡古座川町
96 鳥取県	八頭郡若桜町
97 鳥取県	日野郡日野町
98 鳥取県	隠岐郡海士町
99 岡山県	浅口郡里庄町
100 広島県	安芸郡府中町
101 広島県	安芸郡坂町
102 徳島県	名東郡佐那河内村
103 香川県	香川県直島町
104 香川県	仲多度郡琴平町
105 高知県	安芸郡東洋町
106 高知県	長岡郡本山町
107 福岡県	田川郡糸田町
108 熊本県	阿蘇郡南小国町
109 熊本県	球磨郡球磨村
110 宮崎県	東諸県郡綾町
111 宮崎県	児湯郡木城町
112 沖縄県	国頭郡伊江村
113 沖縄県	八重山郡与那国町

エネルギー基本計画におけるSSの位置付け(26年4月閣議決定)

○エネルギー基本計画においても、過疎地域における石油製品の安定供給に向けた取組を求められている。

第2章 第2節 各エネルギー源の位置付けと政策の時間軸

(5)石油

②石油政策の方向性

調達に係る地政学的リスクは大きいものの（中略）今後とも重要なエネルギー源である。

また、災害時には、エネルギー供給の「最後の砦」になるため、供給網の一層の強靱化を推進することに加え、内需減少とアジア全域での供給増強が同時に進む中、平時を含めた全国供給網を維持するため、石油産業の経営基盤の強化に向けた取組などが必要である。

第3章 第5節 化石燃料の効率的・安定的な利用のための環境の整備

2. 石油産業・LPガス産業の事業基盤の再構築

(2)石油・LPガスの最終供給体制の確保

消費者に対して石油製品の供給を行う下流部門では、石油製品の需要の減少が収益を圧迫する最大の要因の一つとなっている。

(中略) この結果、石油販売事業者などの経営環境は概して厳しい。

一方、石油製品の最終供給を担う事業者には、危機発生時においても一定の供給機能を果たせるようにするための高い安全性・耐久性を持った設備を確保するための持続的な投資を求められることとなる。

このため、平時・緊急時を問わずに安定供給のための中核機能を将来にわたって担っていく意識と高い意欲のあるサービスステーション(SS)に対する設備投資支援などを行うことが必要である。

第3章 第7節 国内エネルギー供給網の強靱化

2. 「国内危機」(災害リスク等)への対応強化

(3)平時における安定供給の確保

過疎地域におけるSSは減少傾向にあり、域内にSSが一つもない地方自治体も現れ、石油製品の安定供給を確保していく上で問題となっている。民間事業者による経営が難しい場合でも、地域の実情に応じて石油製品を含めた地域コミュニティに必要な物資・サービスの供給体制を維持していくことが必要である。このため、関係省庁や地方自治体との連携を強化し、総合的な地域政策の一環として機能維持策を検討していく。

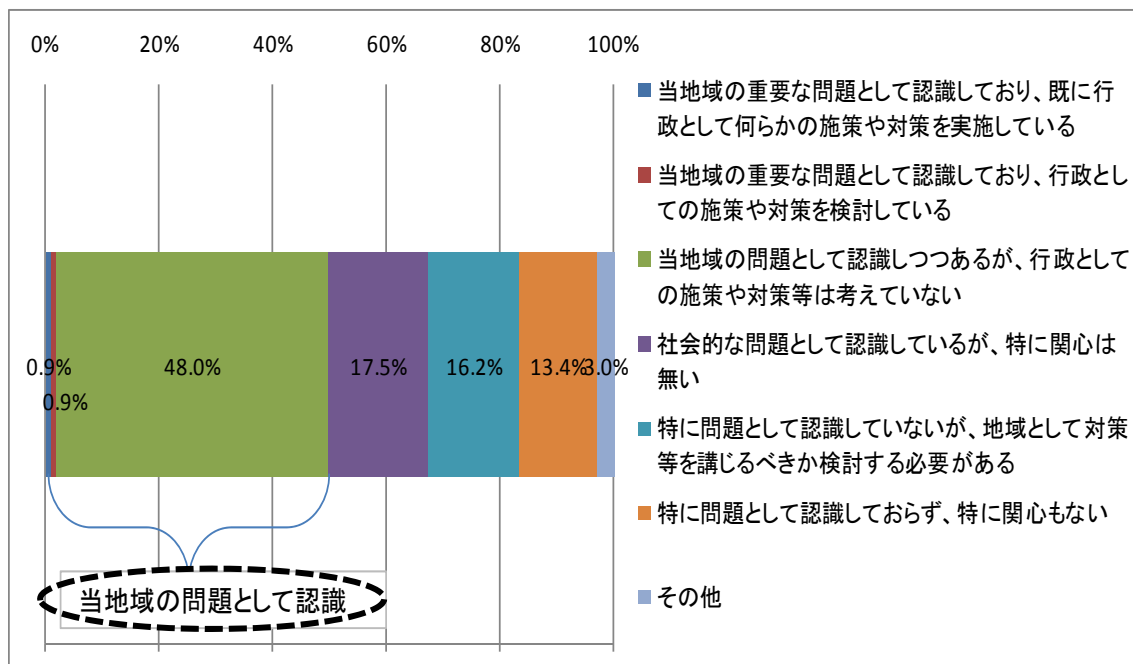
過疎市町村のSSに対する認識

SS過疎地問題が顕在化する一方で、

○半数近くの自治体がSS過疎地問題を当該地域の問題と認識しているが、行政としての対策を考えるまでには至っていない。

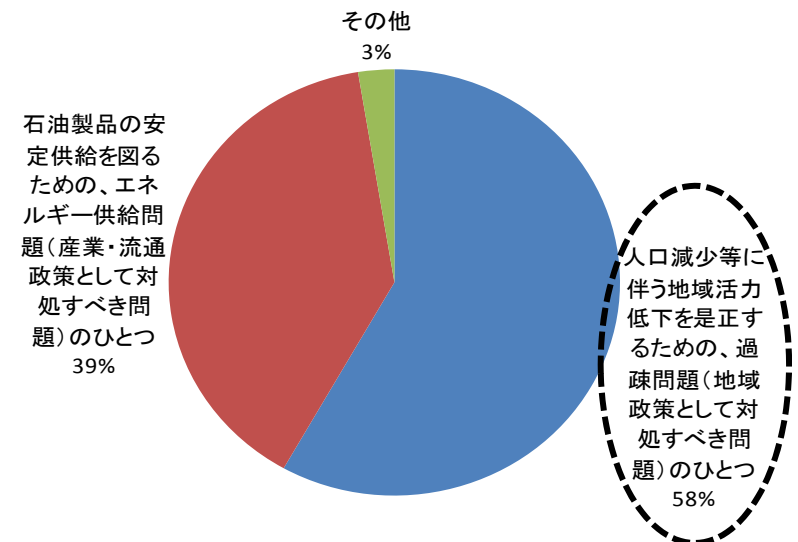
○そうした中においても、過半数の自治体が、SS過疎地問題はエネルギー政策ではなく、過疎問題（地域政策）として対処すべき課題と認識はしている。

SS過疎の問題に対する認識（N=655）



SS過疎の問題の捉え方（N=619）

＜過疎問題（地域政策）か、エネルギー供給問題（産業・流通政策）か＞



出所：石油産業体制等調査研究（石油製品供給不安地域調査）
（平成23年2月 資源エネルギー庁委託）

SS過疎地における先進的な取り組み事例

○民間事業者やJAの撤退により、自治体や地域住民が地域のSSを守るために、主体的に取り組む事例が増加している。

○**自治体が主体的に経営** 愛知県豊根村 : SSの閉鎖直後に村が施設を買取り、運営を村営事業のひとつとして三セク会社に管理委託(17年)

宮城県七ヶ宿町 : 閉鎖予定のSSを無償で譲り受け、自動車整備事業者に無償貸付(21年)

○**自治体が事業者に補助** 北海道上ノ国町 : 町がSS等中小企業の設備導入費の1/2を上限1,500万まで補助(25年)

福島県檜枝岐村 : 村民の要望を受けガソリン・灯油について定額補助(年間1,200万程度)(21年～)

長野県泰阜村 : JASSの撤退を受け、住民出資会社が地下タンクを入れ換える際に、経費の半額
・阿智村 程度を補助(1,000万)(21、22年)

岐阜県白川町 : JASSの地下タンク入替費用の8割(2,400万)を町が補助(25年)

和歌山県すさみ町 : 消防法規制強化を機にJAが撤退を検討したことから、町が地下タンク入替費用の一部を補助(23年)

高知県梶原町 : 事業者撤退を受け、住民出資会社が地下タンクを入れ換える際に補助(26年)

○**住民が主体的に経営** 群馬県みなかみ町、長野県泰阜村・阿智村、滋賀県甲賀市、兵庫県神河町、岡山県津山市
・真庭市、広島県安芸高田市、高知県四万十市、梶原村

※SSに他の公共インフラを併設し、ワンストップ化を進めているケースも存在: 郵便局(北海道・新潟)、薬局(北海道)

○こうしたSS過疎地において、各地域の実情に応じた供給体制を構築するため、日用品の販売・配送や、ダウンサイジング等の実証事業を23～25年度で計9カ所実施。

SS過疎地対策支援事業 主な実施案件

生桑地域複合型SS整備実証事業

(広島県安芸高田市美土里町生桑地域)

事業参加者 生桑振興会、安芸高田市役所等

住民自治組織(生桑振興会)を中心として、地域の利用ニーズを踏まえ、**SSの敷地内移設を行うとともに**、食料品店舗といった**生活関連機能等を併設して複合拠点化を図り**、住民サービスの向上及び地域に根ざした安定供給体制の構築を図る。

住民組織による複合拠点化



大宮地区燃料安定供給対策事業

(高知県四万十市西土佐大宮地区)

事業参加者 (株)大宮産業、高知県庁等

石油製品の供給だけではなく、日用品販売などの複合をもつ大宮SS(住民出資会社により運営)において、宅配サービスや商品ポイント制度導入、施設配置の改善等を行う。

こうした**生活機能の複合化を推進することにより**、**油外収益の拡大**を図り、石油製品の安定供給体制の構築を図る。

生活機能の複合化推進



天龍村エネルギー供給拠点整備事業

(長野県下伊那郡天龍村)

事業参加者 (有)綿治硝子店、天龍村役場等

天龍村唯一の**SS移設により住民の利用利便性向上を図る**とともに、買物弱者対策のために商工会青年部が実施している「御用聞き事業」と連携した、灯油と日用品の共同配送を行う。

これによりSSの経営効率化及び周辺商店街を含めた利用促進を進め、天龍村における燃料供給安定体制の構築を図る。

買物弱者対策とSS利用促進の連携



馬路村燃料安定供給対策事業

(高知県安芸郡馬路村魚梁瀬地区)

事業参加者 魚梁瀬石油、馬路村役場等

利用者の減少が進む地区唯一のSSにおいて、更新が近づいた貯蔵タンクを廃止して簡易SS化(ポータブル計量化)を行う。また、軽油用、灯油用それぞれ2KLミニローリーを新たに導入する。

ダウンサイジングによる経営効率化

こうした**ダウンサイジングにより**、**燃料の調達・配送を通じた経営の効率化を図り**、地域のニーズに対応した燃料供給安定体制の構築を図る。



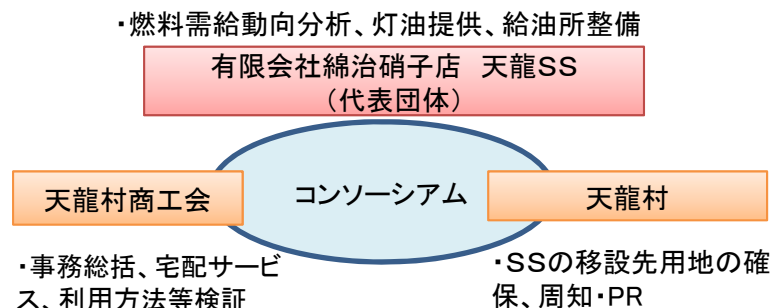
SS過疎地対策支援事業 天龍村エネルギー供給拠点整備事業

～村唯一の給油所の移設・設備見直しと、商工会と連携した灯油宅配の効率化による、SSの利用促進と経営安定化～

地域の概況と事業の背景

- 天龍村は、長野県南部に位置し人口約1,500人。村域の9割以上が山林で、起伏の多い急傾斜地に囲まれたわずかな土地に集落が点在するなど厳しい地理的条件であり、人口減少、高齢化が顕著に進行。
- 村内唯一のSSは、消防法令の定める地下タンクの改修期限を迎えようとしており、SS事業者はSSの存続の可否を検討。また高齢者世帯の店頭購入が多く、高齢者のニーズに応じた配達サービスの充実が課題となっていた。

コンソーシアム構成



実証事業に係る実態調査の内容

- 地区の人口、産業等需要動向の調査
- 給油所の営業実態調査
- 地区住民、事業者の燃料需要及びニーズ調査

事業内容

- SSを村内の中心地に移設することで、利用者の利便性の向上を図る。
 - ① 村長自ら地域の燃料の安定供給に危機感を持ち、SSの存続を事業者に働きかける。また事業者が中心地への移設を検討していることを踏まえ、移設先の地権者と直接交渉。**地元自治体は、村長をトップに地域コミュニティの維持のため総合的な地域政策の一環として積極的に関与。**
 - ② 新たな地下タンクの導入費用などハード整備の一部費用を国が支援。またSSの営業継続について村が広報することなどにより、**村民の積極的な利用に繋がりがり売り上げが増加。**
- 買物弱者対策のために商工会が実施している「御用聞き事業（商品の宅配サービス）」と連携して、灯油と日用品を共同配送。
 - 地元商業者から構成される商工会と連携することで、自治体に加えて**地元住民とも協力関係を構築し、町ぐるみでの支援体制を確立。**

【実証】SSの中心地への移設

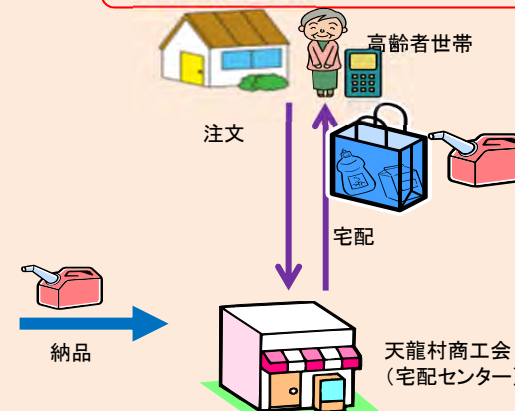


移設前



移設後

【実証】商工会「御用聞き事業」と連携した、灯油と日用品の共同宅配



過疎SSに対する支援① 地下タンクの入替支援等

OSSの地下タンクは概ね30年以上使用すると、土壌によっては腐食等が進むため、入替をしていく必要があるが、巨額の費用がかかることから、国が入替え・大型化を支援。平成26年度予算額 42.0億円

事業の概要・目的

石油製品の安定供給を確保するため、SS（サービスステーション）における適正な事業競争環境の整備等を図ります。

(1) SS撤退時における地下タンク等の放置防止

地下タンク等の撤去に係る費用を支援します。

補助率：中小企業 2/3

(2) 災害時等を含む安定供給の維持・確保

災害対応能力を強化するための、地下タンク等の入れ換え・大型化や自家発電機導入に係る費用について支援します。

補助率：中小企業2/3、非中小企業1/4、自家発電機の導入1/2

26年度より、自治体との連携強化を前提として過疎SS対策を大幅に強化

(1) 地下タンク入れ換え費用の補助率引き上げ

中小企業 2/3 → 3/4に

自治体所有 2/3 → 定額（10/10）に

(2) 新たに、簡易計量器設置を補助対象に追加

補助率は（1）地下タンク入れ換え費用と同率

※①過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域であって、同法に基づく過疎地域自立促進市町村計画、または②1市町村あたりのSS数が3カ所以下の市町村であって、地方自治法に基づく総合計画（実施計画）等に、SSの整備・維持が位置づけられた場合

(1) SS撤退時における地下タンク等の放置防止

放置防止



・放置されたSS



・鋼製一重殻タンクの撤去

(2) 災害時等を含む安定供給の維持・確保

災害時の安定供給

地下タンクの入換・大型化



・鋼製一重殻タンクの撤去及び大型二重殻タンクの設置

災害対応設備の導入



・自家発電機の導入

過疎地における安定供給



需要動向に応じたダウンサイジング



・簡易計量器の設置等

過疎SSに対する支援② 消防法規制強化への対応

- 平成25年2月の改正消防法令の施行に対し、これまで約200億円を確保し、地下タンクの改修工事費用の2/3を補助。これにより、約8,000SSの改修工事を支援。
- 平成26年2月以降に改修が義務化される地下タンクについても、25年度補正予算において87.4億円を確保。23年度からの総額で285億円を措置。

予算額の推移

・平成23年度当初予算	22.0億円
・平成23年度3次補正予算	87.4億円
・平成24年度予備費	87.4億円
・平成25年度補正予算	87.4億円
合 計	約285億円

事業の概要

◆地下タンクからの危険物漏えい未然防止対策（設置年数50年以上）

- ・内面補強（内面ライニング施工）費用の支援
- ・外面腐食防止（電気防食システム設置）費用の支援

◆地下タンクからの危険物漏えい早期発見対策（設置年数40～50年）

- ・漏えい早期検知装置の設置（精密油面計設置）費用の支援

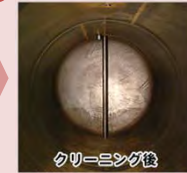
補助対象者等

- ◆中小揮発油販売業者等（補助率：2/3）

未然防止対策



タンク内部

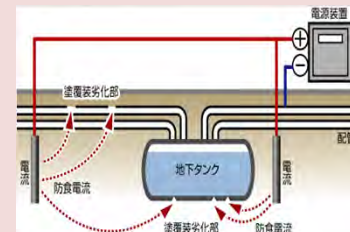


クリーニング後



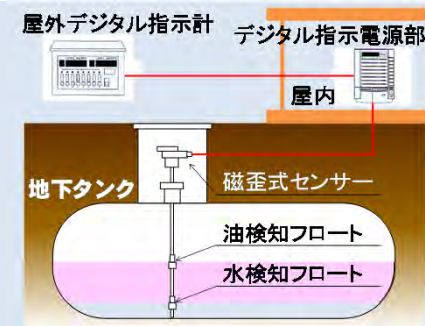
ライニング後

内面ライニング施工



電気防食システム設置

早期発見対策



精密油面計設置

過疎SSに対する支援③ 灯油ローリー 配備支援

○需要家に対して直接灯油を配送するためのローリー導入支援を通じて、過疎地等の灯油の安定供給を確保。これまで約900台の導入を支援。25年度補正予算において58.0億円を確保。

予算額

・平成24年度補正予算	31.4億円
・平成25年度補正予算	58.0億円
合 計	約90.0億円

事業の概要・目的

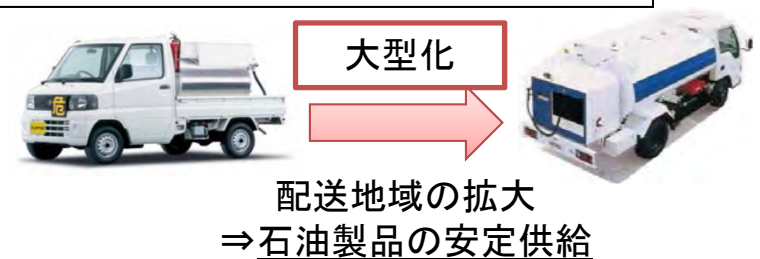
○冬季に灯油の供給不安が発生した場合、暖房用・給湯用の燃料が欠乏することにより、社会生活に支障をきたす恐れがあります。

○こうした課題に対応し、地域における灯油の安定供給を確保するため、豪雪地域・石油の供給不安地域においてSS事業者が行う灯油配送の合理化(老朽化した小型ローリーの大型化、共同配送システムの導入等)を促進する取組を支援します。

補助対象者等

・中小揮発油販売業者等(補助率2/3)

事業例①: 配送量の拡大による合理化



事業例②: 共同所有による合理化



過疎・寒冷地における確実な灯油配送を実現

(参考) 過疎地域でのSS運営にあたり、事業者から聞こえてくる声

○過疎地域でのSS運営に当たっては、事業者から以下のような指摘も出て来ているところ。

○配送の合理化やSSの運営コストを下げるための取組として、関係者で対応の可能性を検討していくことが必要ではないか。

●「SSの運営経費に占める人件費の割合が高いことから、SSに隣接する事務所から監視することでもいいということになれば、それだけでも全然違う。

例えば、スタッフは常駐していないが、インターホンで利用者から来店の知らせを受け、隣接する事務所や日用品店に勤務する危険物取扱い有資格者が解錠して給油に駆けつけるという方法が認められないか。」

離島における石油製品流通の課題と対応

○本土と比べて地理的な条件不利を抱えている離島にとって、石油製品は貴重なエネルギー源であり、住民にとって生活に欠かせない重要なライフラインである。そのため石油製品の価格の低廉化や安定的な供給体制の構築が必要。

本土に比べて割高な小売価格(課題)

＜離島のガソリン小売価格が割高な要因＞

○割高な流通コスト

- ・効率的に輸送される本土と比較して、離島へのガソリン輸送は小口での海上輸送となるため、流通コストは割高になる。
- ・人口の減少、産業構造の変化などによる需給のアンバランスに対し、流通合理化が進んでいない可能性がある。

○SSの経営(販売)規模・経営形態

○SSの競争状態

安定供給への懸念(課題)

○離島への石油製品の供給は海上輸送に限られ、台風や時化などの厳しい自然環境により石油製品の運搬を含めた安定供給に不安がある。

○現に、平成24年秋に鹿児島県最南の与論島では、相次ぐ台風の接近、その余波もあって石油製品を運搬するタンカーが港に接岸できず、島内のSSでガソリンが底をつく事態が発生した。



資源エネルギー庁による具体的な対応

■離島の石油製品の価格の低廉化と安定供給のため、以下の事業を実施。

○離島ガソリン流通コスト支援事業

⇒本土に比べて割高な離島のガソリン小売価格を実質的に下げることを目的として、予め設定した輸送コスト相当分の補助単価を、離島SSが消費者に値引販売し、値引分を国が離島SSに補助。

○離島石油製品流通合理化・安定供給支援事業

⇒地域(離島)毎に関係者による検討の場を設け、石油製品の流通合理化と安定供給に向けた対策の議論・検討を行い、地域の実情を踏まえた具体的な対策を策定することを支援。

離島ガソリン流通コスト支援事業

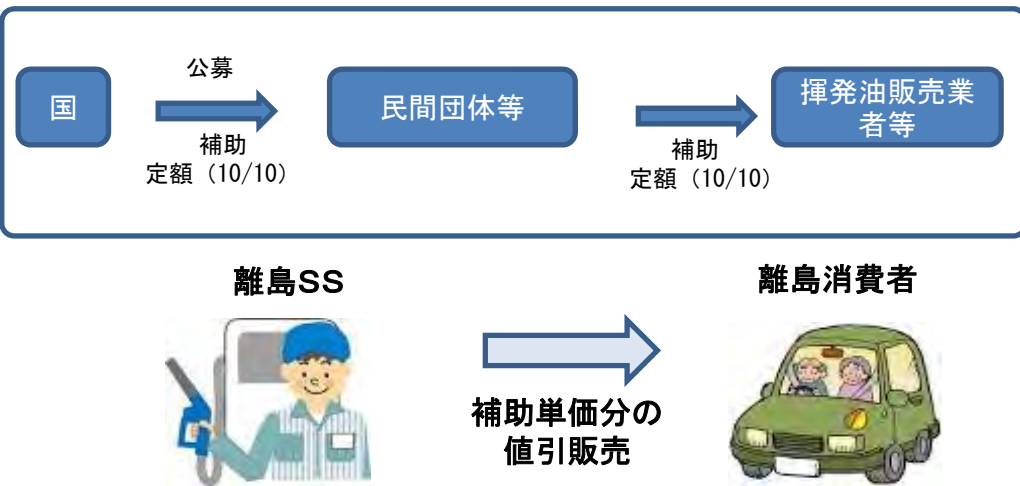
平成26年度予算額30.5億円

事業の内容

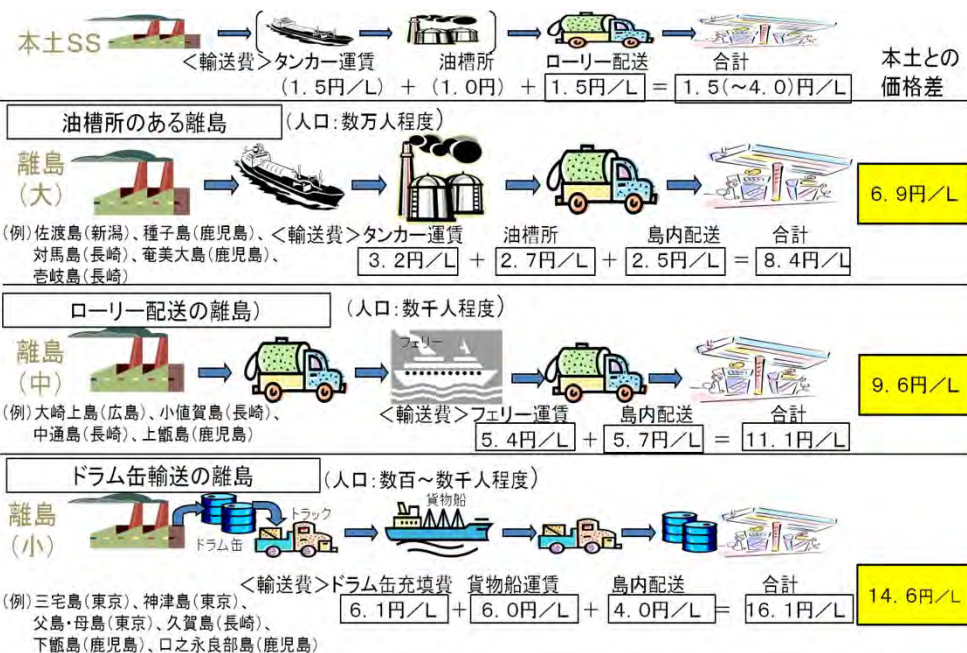
事業の概要・目的

- 離島の石油製品の流通コストは島の大きさや流通経路等により本土と比べて約7円～15円程度割高であり、加えて、販売量が本土より少なくSS(サービスステーション)の-marginも高いことから、離島の石油製品の小売価格は、本土に比べて平均20円程度高くなっている。
- このため、離島のSSが島民にガソリンを販売する際に、実質的なガソリン小売価格が下がるよう支援。
- 輸送形態と本土からの距離に応じて補助単価を設定し、離島の実情に応じた支援を実施。

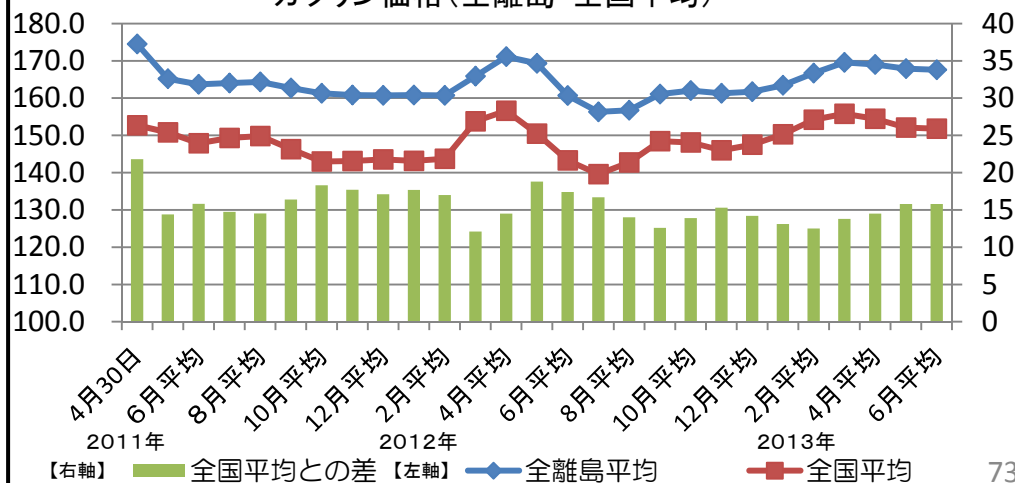
条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ



ガソリン価格(全離島・全国平均)



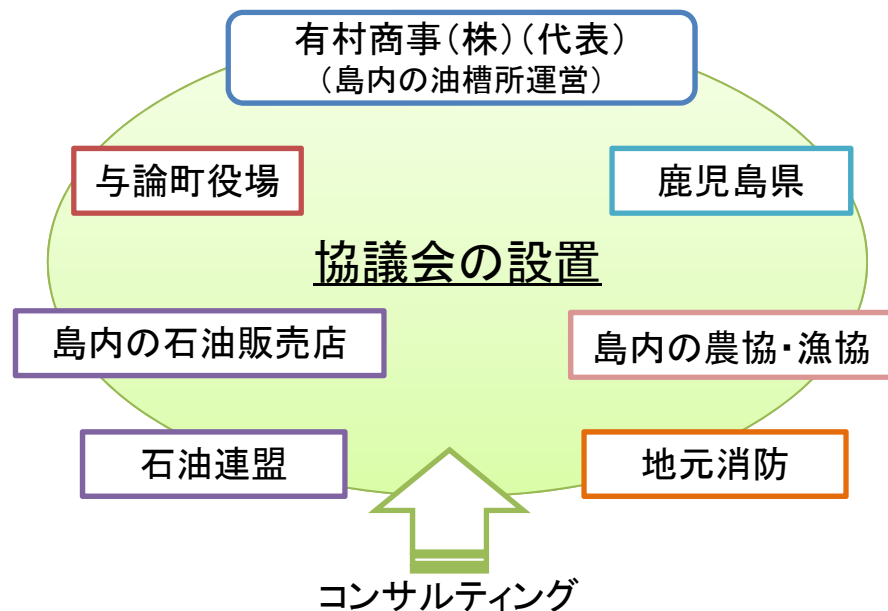
【離島石油製品流通合理化・安定供給支援事業の実施事例】

与論島における石油製品の安定供給体制構築に向けた調査・検討事業（H25年度）

事業の内容

事業の概要・目的

- 与論島は、台風の常襲地であることから、石油製品の安定供給に懸念があり、具体的に、平成24年10月には台風の影響によりタンカーが港に接岸できずに、ガソリンの在庫が底をつく事態が生じた。
- この経験を踏まえ、島内に油槽所を運営する有村商事(株)、与論町、島内SS事業者等からなる協議会を立ち上げ、安定供給体制構築に向けた対策を検討。

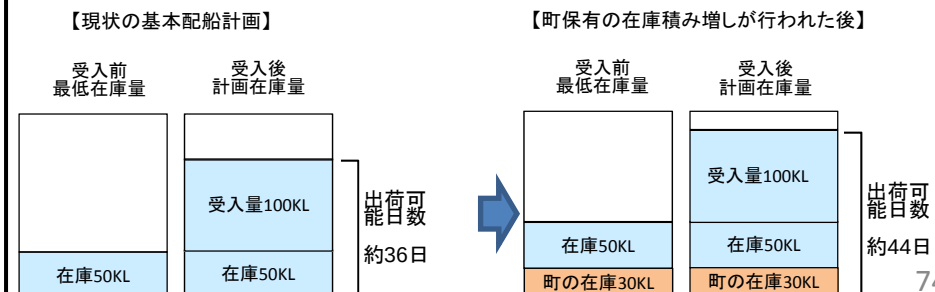


- ・H24年の島内石油製品の在庫切れの実態・要因の把握・整理。
- ・石油製品の安定供給に向けた対策の検討。等

事業の主な成果

- 平成26年度以降の具体的な取組を前提として、具体的な対策を策定。
- 主な内容は、供給が不安定な時期（対象期間として7月～2月を想定）において、与論町が島内に油槽所を運営する有村商事からガソリンを一時的に買い上げ、同油槽所に保管・備蓄。対象期間の経過後は、当該ガソリンを買取価格と同額で有村商事に売却する（町と有村商事が契約を締結する予定。保管手数料は町が負担。）。
- 一時的に島内在庫量の増強を行うことで、台風や時化によりタンカーの入港が遅れた場合等の緊急時でも、優先供給先への供給が可能。
- また、対象期間は、町等が油槽所を運営する有村商事からガソリンの受入計画・在庫量等を逐次報告を受ける。

対策のイメージ



6. これからのSSのあり方について

これからのSSのあり方をめぐる現状と課題

概況

- 既にSSにおいては、灯油の配送やLPガス販売などに加え、自動車関連の各種サービスの提供や電気自動車の充電スタンドの整備、過疎地における日用品店・郵便局の併設、あるいはインフラや設備・配送体制の集約化・合理化などの取組が行われている。
- SS事業者においては、消費者との直接的なつながりを有する強みを活かした事業の多様化を進め、SSの「地域コミュニティのインフラ」としての機能を地域の実情を踏まえてさらに強化していくことが求められる。【p77】
- 資源エネルギー庁としては、次世代自動車への対応を図るため、これまで電気自動車用充電設備(SS)を活用したビジネスモデルの実証事業や、人材の育成を実施。【p78】
- 水素ステーション建設に必要な現状のコストは高く、現時点ではSS事業者の水素ステーションへの参画は容易ではない。【p79】

論点

- 今後、特に価格競争が激化している地域や過疎地域等においては、SS事業者が各々の現状や将来展望を自ら客観的に分析し、主体的な経営判断に基づいて、石油製品の販売のみではないSS経営の在り方を模索していくことが必要ではないか。
- 水素社会の実現に向けた動きについては、「水素・燃料電池戦略ロードマップ」の検討状況や燃料電池自動車の普及状況、地域における投資効率等も踏まえつつ、水素社会における揮発油販売業者の役割について検討していく必要があるのではないか。

SSにおける事業多様化等の取組例

一部再掲

○既にSSにおいては、自動車関連の各種サービスの提供や電気自動車の充電スタンドの整備、過疎地における日用品店・郵便局の併設、あるいはインフラや設備の合理化・集約化などの取組が行われているところ。

○今後、特に価格競争が激化している地域や過疎地域等においては、SS事業者が各々の現状や将来展望を自ら客観的に分析し、主体的な経営判断に基づいて、石油製品の販売のみではないSS経営の在り方を模索していくことが必要ではないか。

自動車関連
サービス等の
「油外事業」
の展開

レンタカー等の
自動車関連サービスの
提供



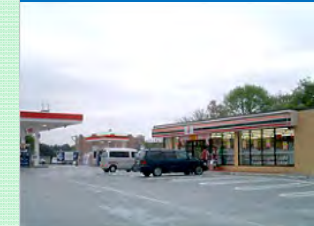
EV充電スタンド
整備等の石油製品
以外の製品の
多様化

電気自動車の
充電スタンドの併設



SSの集客力を
活かした異業種
への進出

コンビニとの
併設



大宮地区燃料安定供給対策事業

(高知県四万十市西土佐大宮地区)

事業参加者 (株)大宮産業、高知県庁等

石油製品の供給だけではなく、日用品販売などの複合機能をもつ大宮SS(住民出資会社により運営)において、宅配サービスや商品ポイント制度導入、施設配置の改善等を行う。こうした生活機能の複合化を推進することにより、油外収益の拡大を図り、石油製品の安定供給体制の構築を図る。

生活機能の複合化推進



馬路村燃料安定供給対策事業

(高知県安芸郡馬路村魚梁瀬地区)

事業参加者 魚梁瀬石油、馬路村役場等

利用者の減少が進む地区唯一のSSにおいて、更新が近づいた貯蔵タンクを廃止して簡易SS化(ポータブル計量器化)を行う。また、軽油用、灯油用それぞれ2KLミニローリーを新たに導入する。

こうしたダウンサイジングにより、燃料の調達・配送を通じた経営の効率化を図り、地域のニーズに対応した燃料供給安定体制の構築を図る。

ダウンサイジングによる経営効率化

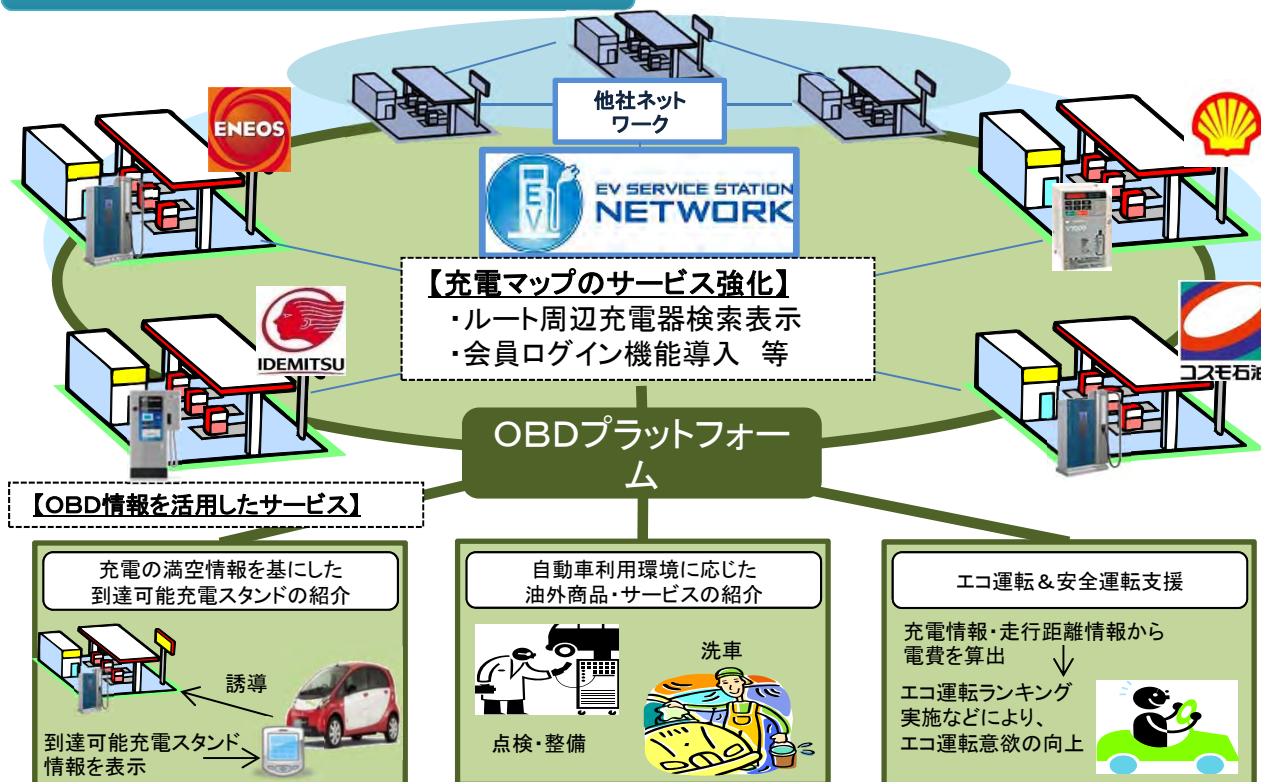


次世代SSに向けた実証事業や人材育成を支援

○電気自動車(EV)をはじめ、次世代自動車の普及等により石油製品の国内需要は減少傾向。こうした外部の環境変化に対応し、燃料販売のみに依存しないビジネスへの転換を図るべく、平成23～26年度において、約28億円を計上し、充電ネットワークの構築・連携やEV点検サービス、OBD(自動車自己故障診断)情報の活用による集客効果の検証等の実証事業を実施。また、次世代自動車のメンテナンス技術の習得などを目的としたSSの人材育成研修を支援。

○外部環境の変化に対応したビジネスへの転換には、SSの垣根を越えた相互協力関係が重要であるとともに、消費者との直接的なつながりを有する「強み」を活かした事業の多様化を進める必要があることが明らかになった。

次世代SS実証事業(平成25年度)



次世代SS人材育成事業

新たなビジネスモデルへの転換を図るために必要な人材育成研修を支援。

(研修例)

- ・次世代自動車の構造研修
- ・低圧電気取扱研修
- ・点検整備研修

(講義形式の研修)



(実地の研修)



水素ステーションの普及に向けて

○エネルギー基本計画(2014年4月11日閣議決定)において、「水素社会の実現に向けて、多様な技術開発や低コスト化を推進し、戦略的に制度やインフラの整備を進めていく。また、2015年から商業販売が始まるFCVの導入を推進するため、規制見直しや導入支援等の整備支援によって、四大都市圏を中心に2015年内に100ヶ所程度の水素ステーションの整備をする。さらに、今後、SSが多様な役割を担っていくことが求められていく中で、石油供給を担っている既存のインフラを水素供給も担うインフラとして活用していくことなどを検討しつつ、戦略的な展開を進めていく。」と明記。

○水素ステーション建設に必要な現状のコスト(平均4.6億円)はSS建設費用に比べると高く、全体の7割が1SSのみを運営するなど中小零細企業が大半を占める揮発油販売業者にとっては、現時点では、水素ステーション事業への参画は容易ではない。

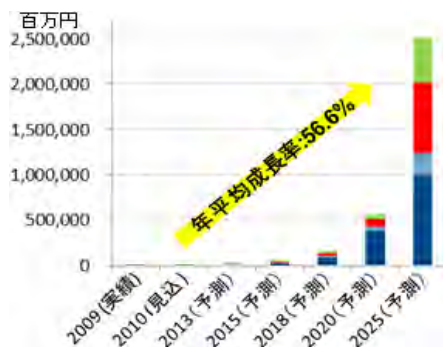
○現在、ガソリンスタンドへの併設や設置コストの低減に向けて、規制改革実施計画(2013年6月14日閣議決定)等に基づく規制見直しを実施していること、また、低コスト・省スペースにつながる新たな形態の水素ステーション(パッケージ型、移動式)が市場投入されていることなど水素社会の実現に向けた取組は徐々に進展しているところ。昨年12月から開催している水素・燃料電池戦略協議会において策定予定の「水素・燃料電池戦略ロードマップ」の検討状況やFCVの普及状況、地域における投資効率も踏まえ、水素社会における揮発油販売業者の役割について検討していく必要がある。

燃料電池自動車(FCV)

- ・ガソリン車と同程度の機能
- ・航続距離500km以上／充填時間3分
- ・走行時の排出は水のみ



○FCVの市場予測○



水素ステーション

○建設コスト(中規模オフサイト)○



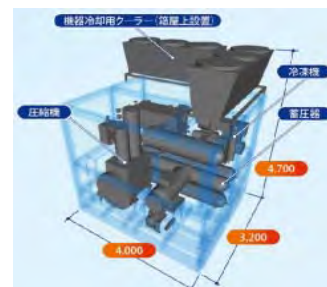
[出典]JHFC、(一社)次世代自動車振興センター資料から作成

※都市部を中心とした中規模SSの一般的な新規建設費用は8千万円～1億円程度
(中山間地域等に簡易SSを新規建設する場合にはより低コスト)

○水素ステーションの規制見直し○

- ① ガソリンスタンドへの併設を可能とする規制見直し(消防法:措置済)
- ② 省スペース化につながる離隔距離の見直し(高圧ガス保安法等:一部措置済)
- ③ 低コスト化につながる使用可能材料の拡大(高圧ガス保安法:一部措置済)

○低コスト・省スペースな水素ステーションの市場投入○



パッケージ型
ステーション

[出典]神戸製鋼

移動式
ステーション



[出典]大陽日酸 79